

史跡江馬氏城館跡
名勝江馬氏館跡庭園
保存活用計画書

2019

飛驒市教育委員会



写真1 下館跡庭園全景（北東から）



写真2 下館跡庭園と会所（南西から）



写真3 会所内の座敷より庭園を臨む



写真4 下館跡堀内地区全景（南西から）



写真5 下館跡復元主門（南西から）



写真6 高原諏訪城跡主要部（南西から）



写真7 下館跡・高原諏訪城跡全景（南西から）



写真8 下館跡・高原諏訪城跡全景（南から）



写真9 下館跡・神岡の街並み（高原諏訪城跡主郭上空より北方向を撮影）



写真10 土城跡全景（北から）



写真 11 寺林城跡全景（南東から）



写真 12 政元城跡全景（南東から）



写真 13 洞城跡全景（南西から）



写真 14 石神城跡全景（西から）

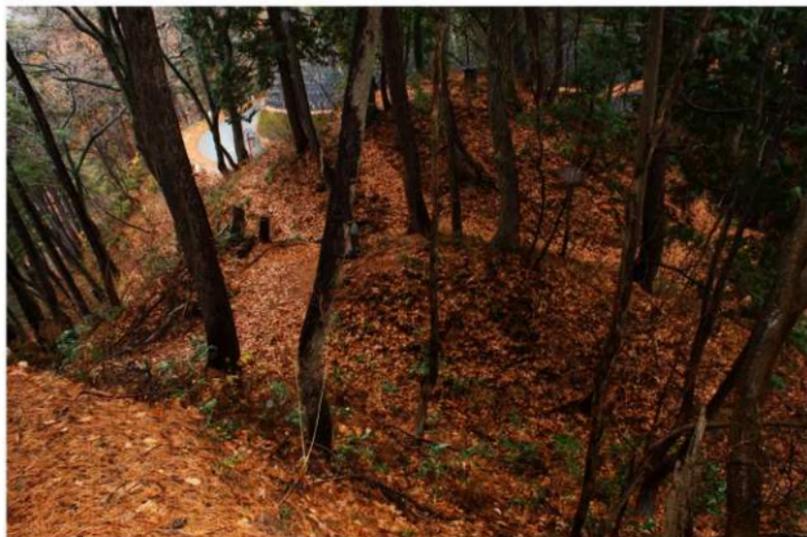


写真 15 高原諏訪城跡の城郭遺構（二重堀切）



写真 16 洞城跡の城郭遺構（堀切）

序 文

飛騨市は、岐阜県の最北部に位置する自然豊かな町で、史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園が存在する神岡町はその北東部を構成しています。この地域は、中世は高原郷と呼ばれていました。市街地を中心として、高原川流域や街道沿いに放射状に集落が存在する、中世さながらの地域の様子を今に伝えています。

江馬氏の下館跡は、高原川の右岸段丘上に位置し、江戸時代以降は巨石が水田から露頭していることから、江馬氏の館・庭園（通称「五ヶ石」）であると言われていました。それが昭和40年代の土地改良をきっかけとした調査によって伝承どおりであることが判明し、周辺の山城も含めて「江馬氏城館跡」として、昭和55年3月に国の史跡に指定されました。

その後も、長年にわたって調査を行い、有識者も交えた詳細な検討を重ねて復元整備を実施した下館の庭園は、室町時代の庭園文化が地方への伝播・多用化した貴重な事例であること、保存整備によって芸術上及び観賞上の価値も顕在化されたことから、平成29年10月に「江馬氏館跡庭園」として名勝の指定を受けました。

この保存活用計画書は、これまでに実施した調査・整備事業の成果を総括して史跡・名勝の価値を明らかにし、その価値を確実に未来に継承するための指針として策定いたしました。整備事業のころから指導いただいている先生方を中心に整備委員会を新たに組織し、この誇るべき歴史遺産をどのように保存活用すべきか、熟考しながら内容を検討してまいりました。

今後はこの計画書を、本市の文化財保護の手引きとして活用し、この史跡・名勝が当市の誇る優れた歴史遺産・景勝地として、市民の皆様とともに守り伝え、遠い未来の子どもたちにも誇りや親しみのある場所となることを切に願います。

最後となりましたが、本計画の策定に当たり、多大な御支援・御協力をいただいた関係諸機関並びに関係者各位に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

飛騨市教育委員会
教育長 沖畑 康子

例 言

- 1 本書は、岐阜県飛騨市神岡町殿ほかに所在する国指定史跡江馬氏城館跡及び国指定名勝江馬氏館跡庭園の保存活用計画書（以下、「本計画」）である。
- 2 本保存活用計画の策定事業は、飛騨市教育委員会事務局文化振興課が主体となり、平成29年度と平成30年度の2カ年で実施した。
- 3 本計画に掲載している一部の測量図及び編集図は、平成30年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金（市内遺跡発掘調査等）を受けて実施した成果を使用している。また、新規で作成した史跡範囲図や公園合成図等の図面は、現時点の情報をもとに作成しているため、既存の図面と相違する場合がある。
- 4 本計画の策定にあたっては「江馬氏城館跡整備委員会」を開催し、専門的見地から検討を重ねた上で策定したものである。また、文化庁文化財部記念物課（平成30年10月から文化財第二課）及び岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導・助言を受けた。
- 5 本計画の策定にあたっては、『史跡等整備のてびき』（2005、文化庁文化財部記念物課 監修）及び『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（2015、文化庁文化財部記念物課 監修）に則り内容を検討した。
- 6 本計画の執筆ならびに編集は、「江馬氏城館跡整備委員会」における協議結果を踏まえ、飛騨市教育委員会文化振興課が担当した。
- 7 本計画の策定にあたり、次の方々や諸機関から御協力をいただいた。記して感謝の意を表する次第である（敬称略、五十音順）。

大坪洋子、岐阜県歴史資料館、佐伯哲也、洞雲寺、飛騨高山まちの博物館、平井キミ子、
柚原俊典

凡 例

- 1 本計画は、史跡江馬氏城館跡と名勝江馬氏館跡庭園を対象としたものである。表記の混乱を避けるため、史跡と名勝を包括して指す場合は「史跡等」と表記する。個別に示す場合は「史跡」「名勝」とそれぞれ表記する。また、史跡指定されている各山城跡（高原諏訪城跡・土城跡・寺林城跡・政元城跡・洞城跡・石神城跡）を総括して指す場合は、「山城跡」と表記する。

目次

第1章 計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的と発効	1
第3節 計画策定組織	2
第4節 保存活用計画の検討の流れ	7
第5節 史跡・名勝をとりまく環境	9
1. 社会的環境	
2. 自然的環境	
3. 関連する行政計画	
4. 史跡等の保存活用に係る計画	
第2章 史跡・名勝の概要	21
第1節 指定に至る経緯	21
第2節 指定の概要	23
第3節 指定範囲および土地所有・管理状況	28
第4節 各種法令による位置づけ	49
第5節 これまでの調査成果	59
1. 歴史的環境	
2. 指定前の調査成果	
3. 指定後の調査成果	
第3章 史跡・名勝の価値	113
第1節 史跡・名勝の本質的価値	113
第2節 史跡・名勝の構成要素	115
1. 地区区分と構成要素の分類	
2. 史跡の構成要素	
3. 名勝の構成要素	
4. 史跡等の周辺地域における要素	
第4章 現状・課題	131
第1節 保存（保存管理）に関する現状と課題	131
1. 保存（保存管理）の現状	
2. 保存（保存管理）の課題	
第2節 活用に関する現状と課題	166
1. 活用の現状	
2. 活用の課題	
第3節 整備に関する現状と課題	174
1. 整備の現状	
2. 整備の課題	
第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題	194
1. 運営・体制の現状	
2. 運営・体制の課題	

第5章 大綱と基本方針 195

- 第1節 大綱 195
- 第2節 基本方針 198
 - 1. 保存（保存管理）の基本方針
 - 2. 活用の基本方針
 - 3. 整備の基本方針
 - 4. 運営・体制の基本方針

第6章 保存（保存管理） 201

- 第1節 保存（保存管理）の方向性 201
- 第2節 保存（保存管理）の手法 201
 - 1. 全体の保存（保存管理）の手法
 - 2. 地区ごとの保存（保存管理）の手法
- 第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準 207
 - 1. 現状変更の取扱方針及び取扱基準
 - 2. 地区ごとの取扱方針と取扱基準
 - 3. 下館跡・名勝範囲内における維持管理
- 第4節 追加指定と公有化の方向性 213
 - 1. 追加指定
 - 2. 公有化
- 第5節 調査研究の方向性 214
 - 1. 調査研究の方向性
 - 2. 調査研究の手法

第7章 活用 217

- 第1節 活用の方向性 217
 - 1. 全体の方向性
 - 2. 地区ごとの活用の方向性
- 第2節 活用の手法 219
 - 1. 学校教育における活用
 - 2. 生涯学習における活用
 - 3. 地域振興への活用
 - 4. 観光振興への活用
 - 5. 活用促進の体制づくり

第8章 整備 225

- 第1節 整備の方向性 225
 - 1. 全体の方向性
 - 2. 地区ごとの整備の方向性
- 第2節 整備の手法 227
 - 1. 下館跡における整備計画
 - 2. 山城跡における整備計画

第9章 運営・体制整備 237

第1節 運営・体制整備の方向性 237

第2節 運営・体制整備の手法 237

第10章 施策の実施計画の策定・実施 239

第1節 実施すべき施策 239

第2節 短期計画 239

第3節 中・長期計画 239

第11章 経過観察 241

第1節 経過観察の方向性 241

第2節 経過観察の手法 241

引用・参考文献 243

資料編

資料 1～98

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

江馬氏城館跡は、中世の北飛騨の吉城郡高原郷を本拠としていた江馬氏の居館跡（下館跡）及びその背後に築かれた本城の高原諏訪城跡、並びにこれら周辺に点在する山城群からなり、昭和55年（1980）3月21日に史跡指定された。翌昭和56年（1981）に『江馬氏城館跡保存管理計画 策定報告書』（以下、「旧保存管理計画」）を策定し、保存管理を行ってきた。その後整備の機運が高まり、平成10（1998）年度に『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』（以下、「基本構想」）、平成11（1999）年度に『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』（以下、「基本計画」）を策定した。下館跡は、発掘調査で明らかになった室町時代の武家館の復元を志向し、平成11（1999）年度から平成21（2009）年度にかけて庭園跡の保存整備・会所建物の復元整備をはじめとする、調査に基づいた整備事業を実施した。整備事業期間中の平成19（2007）年度に「史跡江馬氏館跡公園」として共用を開始し、現在に至っている。復元した庭園と会所建物は、室町時代の庭園文化の伝播と多様性を今も目の当たりにできることに芸術鑑賞上の価値があると評価され、平成29年（2017）10月13日に名勝指定された。今後は名勝としての価値を将来にわたって適切に保全しつつ、周辺の山城群を含めた一体的な整備・活用が必要となる。そのような状況の中、平成28年（2016）の名勝指定検討に伴う文化庁調査官の現地指導において「旧保存管理計画は名勝の指定に伴い改訂すべき」という指導もあり、計画改訂に向けた検討を開始した。

また、史跡等をとりまく環境についても、旧保存管理計画が策定された当時から大きく変化した。平成16年（2004）、神岡町は周辺の町村（古川町・河合村・宮川村）と合併して飛騨市となった。今後は広域に及ぶ市全体の現状をふまえながら、江馬氏城館跡の位置づけを明確にし、他地域の文化財も含めた一体的な保存活用を行わなければならない。保存（保存管理）の方針についても、現状の土地利用状況に則さない部分が出てきている。住民の文化財に対する理解と協力を得るためにも、指定地や周辺地域の現状を踏まえ、確実な本質的価値の保護を前提としながらも、住民や地権者の利益も尊重した現状変更の基準の再検討が必要である。さらに、下館跡の整備が完了した箇所についても年月が経過し、施設の経年劣化が認められる。活用の現状もふまえ、今後の保存活用の方針を明確に定める必要がある。

以上により、史跡・名勝の価値を将来にわたって適切に保存活用することを目的に、周辺地域を含めた今後の保存・活用・整備等の方針を定めるため、本計画を策定した。

第2節 計画策定の目的と発効

本計画は、史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園（以下「史跡等」）を今後適切に保存活用していくことを目的に策定したものである。本計画は、史跡等の本質的な価値を確認し、現状の課題を整理し、それらを克服・改善するとともに、史跡等の望ましい将来像（大綱）を定め、その実現に向けて基本方針を示すものである。具体的には、本質的価値の確実な「保存（保存管理）」、学校教育・生涯学習・観光・地域振興を視野に入れた「活用」、復旧（修理）及び公開活用のための「整備」、保存活用を進める上での「運営・体制」、当面実施すべき施策を盛り込んだ「実施計画」とその進捗状況の確認を含めた「経過観察」について、それぞれ具体的な方向性と手法を明示する。

なお本計画は、その刊行日を以って発効とする。

第3節 計画策定組織

本計画の策定に当たっては、学識経験者・地元代表で構成される「江馬氏城跡整備委員会（以下「委員会」）」を設置した。委員会では、飛騨市教育委員会事務局文化振興課（以下、「文化振興課」）が事務局となり計画案を提示し、協議を行った。また随時、文化庁・岐阜県の指導を仰いだ。その他、飛騨市全体の城跡の保存活用に係る関係者会議「飛騨市城跡保存活用推進協議会」と調整・整合性を図り、計画にその内容を反映させた。

なお、策定にあたって平成30年（2018）12月26日に住民説明会を開催して周知を行った。

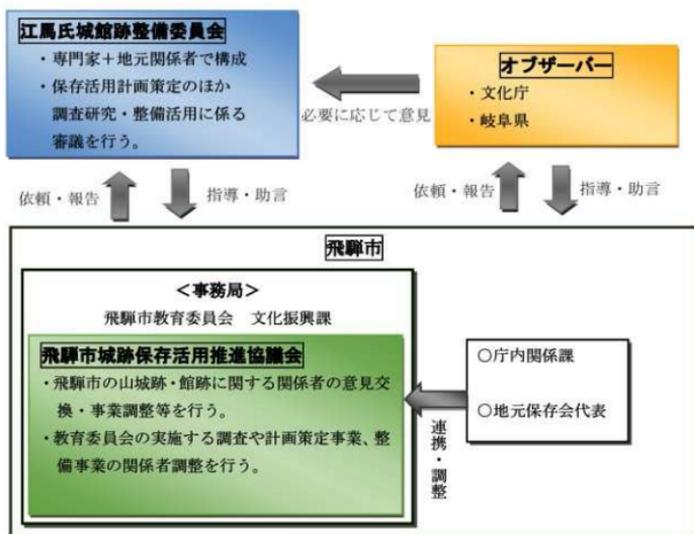


図1-1 保存活用計画策定の体制

表 1-1 江馬氏城館跡整備委員会 名簿

委員		
氏名	所属・役職等	分野
◎吉岡 泰英	元 一乗谷朝倉氏遺跡資料館長	日本建築史
○丸山 宏	名城大学教授	庭園文化史
宇野 隆夫	帝塚山大学教授(平成30年度 客員教授)	日本考古学
中井 均	滋賀県立大学教授	日本考古学・城郭史
仁木 宏	大阪市立大学教授	日本中世史
田家 幸人/山越 守孝	江馬遺跡保存会 会長 (平成29年度/30年度)	
都竹 清隆	飛騨市文化財保護審議会会長	
オブザーバー		
近藤 正枝/須田 勇人	岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課(平成29年度/30年度)	

事務局	
都竹 淳也	飛騨市長
山本 幸一/神畑 康子	飛騨市教育委員会教育長 (平成29年度/30年度)
清水 貢	飛騨市教育委員会事務局長
大庭 久幸	文化振興課長
清水 則久	文化係長
三好 清超	主査(学芸員)
大下 永	主査(学芸員)

表 1-2 飛騨市城跡保存活用推進協議会 メンバー

飛騨市関係		
部	課	備考
総務部	管財課	市有財産管理
企画部	総合政策課・地域振興課・秘書広報課	総合計画・政策調整・地域振興・広報・PR
商工観光部	観光課	観光
農林部	林業振興課	山林
基盤整備部	都市整備課	都市計画、公園整備、景観
	建設課	林道整備等
神岡振興事務所		神岡地域振興
教育委員会事務局	文化振興課	文化財・事務局
城跡保存会		
保存会名	対象城跡	備考
江馬遺跡保存会	下館跡・高原諏訪城跡	
小島城跡公園整備委員会	小島城跡	飛騨市古川町所在の山城(県史跡)

○飛騨市江馬氏城館跡整備委員会設置要綱

平成29年7月26日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 江馬氏城館跡について、その文化財的価値を担保しながら保存活用及び調査研究を推進するにあたり、専門的な知見から助言を求めするため江馬氏城館跡整備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江馬氏城館跡に関する、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保存管理及び整備活用の方針に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、保存管理・整備活用に係る必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、飛騨市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、教育長が委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、飛騨市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年飛騨市条例第53号)の定めるところによる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、飛騨市教育委員会事務局文化振興課に置く。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年7月26日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この告示の施行の日以後最初に第3条の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成30年3月31日までとする。

○飛騨市城跡保存活用推進協議会 内規

平成29年8月1日決裁

(設置)

第1条 飛騨市に存在する中世・戦国期の城跡を適切に維持し、これを管理し、及び活用を促進することを目的として、飛騨市城跡保存活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、飛騨市内の城館跡に関する次の事項を協議する。

- (1) 保存管理に関すること。
- (2) 管理体制に関すること。
- (3) 活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、下記の関係者によって組織する。

- (1) 飛騨市関係課
- (2) 関係行政機関
- (3) 城跡の保存・活用に係る団体
- (4) 城跡の所在する地域の区長
- (5) 観光関係団体

(幹事会)

第4条 協議会は、個別事項に関する実務レベルの協議を行うため、前条の構成員のうち必要なものを招集して幹事会を開催するものとする。

(招集および関係者の出席)

第5条 協議会および幹事会は、飛騨市教育委員会事務局文化振興課長が招集する。

2 協議会および幹事会には、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会および幹事会の庶務は、飛騨市教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年8月1日から施行する。

表 1-3 江馬氏城館跡整備委員会の開催経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成29年(2017)6月5日(月) (準備会)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地指導(下館跡・高原諏訪城跡) ・これまでの経緯と保存活用計画策定目的について ・現状と課題の整理 ・史跡の保存管理・整備活用の基本理念・基本方針
第2回	平成29年(2017)9月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地指導(下館跡・牟松城跡) ・保存管理の方針について
第3回	平成30年(2018)2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備活用について ・計画(素案)について
第4回	平成30年(2018)7月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・活用の方向性について ・計画案の全体的指導

表 1-4 飛騨市城跡保存活用推進協議会の開催経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成29年(2017)8月1日(月) (庁内準備会)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設置について ・庁内関係課意見交換
第2回	平成30年(2018)1月29日(月)	・関係者意見交換
第3回	平成30年(2018)9月11日(火)	・策定に関する最終意見交換



写真 1-1 現地指導の様子



写真 1-2 江馬氏城館跡整備委員会の様子

第4節 保存活用計画の検討の流れ

(1) 本計画の位置づけ

本計画策定にあたり、これまでの調査・整備事業を踏まえ、下記のように行動計画を整理した。

本計画は固定的・静的なものではなく、ひとつの「循環の体系(サイクル)」の中で捉えている。史跡等の本質的価値の定義・把握を踏まえ、保存の措置を経て日常的な管理へと回帰する大きな円環を構成している。

史跡江馬氏城館跡は、下館跡地区の整備と公開活用や名勝の指定等を通じて、現在第2段階に移行している。第1段階の内容を総括し、経過観察・日常管理の状況から、新たな第3段階に進化・発展させるべきものとして、今回見直しを行うものである。

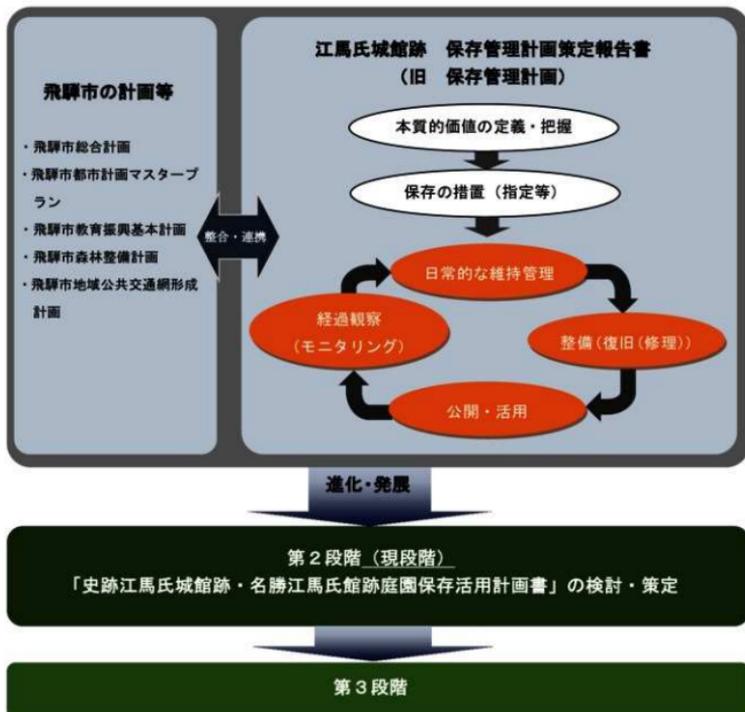


図1-2 本計画の循環の体系(サイクル)とその段階的な発展

(2) 計画検討フロー

(1) に基づく本計画の内容検討の流れは以下の図の通りである。既に一度サイクルを経ているため、第2段階への検討として「PDCAサイクル」の中で、整理を行った。

史跡指定後の保存管理、下館跡地区の整備・公開活用の歴史を総括し、史跡の現状・社会状況把握した上で、新たな段階へと移行するための指針として、本計画の内容検討を行った。



図1-3 本計画の計画検討の流れ

第5節 史跡・名勝をとりまく環境

1. 社会的環境

(1) 飛騨市の概要

平成16年(2004)2月1日、古川町、神岡町、河合村、宮川村の2町2村が合併し、飛騨市が誕生した。本市は、岐阜県の最北端に位置し、北は富山県富山市、南は高山市、西は白川村に接している。県庁所在地の岐阜市から北約150km、高山市の北約15kmに位置している。

周囲は標高3000mを越える北アルプスや飛騨山脈などの山々に囲まれ、総面積は792.31平方kmで森林が約93%を占めている。可住地域は約60平方kmと総面積の約7.6%で標高差は2600mにもなる。このように広大な面積と大きな標高差がある上に、豪雪地帯(古川町以外は特別豪雪地帯)であるため、冬季は積雪により徒歩や自転車での移動は困難であることが多い。

市の人口は平成28年(2016)4月1日時点で25,374人(8,919世帯)である。その多くは古川市街地と神岡市街地に集中しており、飛騨市の約93%の人口が旧2町に居住している。全体的に人口は減少傾向にあり、最近10年では約13.3%減少している。一方で高齢化率は増加しており、平成28年(2016)4月1日時点において36.89%である。これは平成27年(2015)10月1日時点の全国平均26.7%と比較しても高い割合で、今後も当面その傾向が続く見込みである。

交通の状況は、岐阜市からJR高山本線で2時間15分、富山市から1時間10分、東海北陸自動車道・清見インターチェンジから県主要地方道を経由して30分に位置している(いずれも市役所本庁舎のある古川町中心部まで)。また、国道41号、360号、471号が市内を縦・横断し物流・交通に貢献している。

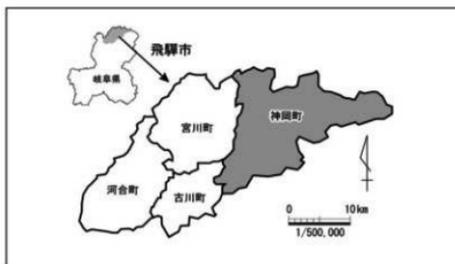


図1-4 史跡等の所在する飛騨市神岡町の位置

(2) 飛騨市の文化財行政の現状

飛騨市の財政規模は、平成30(2018)年度の一般会計当初予算が178.9億円である。うち、教育費に占める11.4億円で6.4%を占める。埋蔵文化財の発掘調査も含めた、文化財関連予算は約7千万円であり、教育費のうち約6%を占める。

平成30年(2018)4月1日時点での指定文化財の総数は359件であり、内訳として国指定文化財9件、県指定文化財66件、市指定文化財263件、国登録文化財が21件となっている(表1-5)。凡そ人口70人あたり1件の文化財が存在する計算である。文化財が非常に豊富である反面、各所有者は保存活用のための財政基盤の確保や後継者育成に苦慮している現状である。

表1-5 飛騨市内指定文化財件数一覧(平成30年4月1日現在)

種別			指定				
種別1	種別2	種別3	国	県	市	国登録	
記念物	史跡		1	15	49		
	名勝		1	0	5		
	天然記念物		1	20	45		
民俗文化財	無形の民俗文化財		1	7	6		
	有形の民俗文化財		3	2	14		
有形文化財	建造物		1	0	16	21	
	美術工芸品	考古資料	1	5	8		
	美術工芸品	彫刻	0	5	26		
	美術工芸品	工芸品	0	5	17		
	美術工芸品	絵画	0	5	20		
	美術工芸品	古文書	0	1	16		
	美術工芸品	典籍	0	1	21		
	美術工芸品	書跡	0	0	13		
	美術工芸品	歴史資料	0	0	4		
		(美術工芸品 計)		1	22	125	
	無形文化財	芸能		0	0	1	
工芸技術			0	0	2		
		合計	9	66	263	21	
		総合計		359			

2. 自然的環境

(1) 史跡等の立地

史跡等は、中世北飛騨の吉城郡高原郷を本拠とした江馬氏の居館跡（下館跡）及びその背後の山に築かれた本城の高原諏訪城跡、並びにこれら周辺に点在する山城跡で構成されている。史跡等の位置は、図1-5に示している。図には未指定の城館の他に、河川や山頂、古道・峠等も表示している。また、さらに広域の図として巻末の関係資料（資料編97頁 資料68）に示している。

1) 主要街道等について

高原郷は、越中・信濃と接していることから古くより交通の要衝であり、街道が整備されていた。これらの街道は河川に沿って整備され、人々の居住地も街道・河川に沿って点在している。鎌倉時代において交通上最も重要であったのは、鎌倉幕府が所在する関東との交通であり、全国各地から鎌倉へ通じる街道が整備されていた。この鎌倉街道の一つが越中から高原郷を抜けて信州に至る有峰街道であり、南北朝時代以降は、飛騨・北陸諸国と信州を結ぶ道として信州街道（信濃街道）と呼ばれるようになった。また、飛騨と越中を結ぶ街道を越中街道と呼び、主要なものは越中東街道・越中中街道・越中西街道の3つであった。高原郷内にはこれらの主要街道を連絡する幾つかの脇街道も通っていた。

戦国時代以降になると、江馬氏は複雑な情勢の中で古川盆地を拠点としていた姉小路氏（16世紀中期以降は三木氏）としばしば対立する。山城が各地区に築かれた背景には、越中方面や南飛騨方面の街道の出入りを監視する必要に迫られたためと考えられる。

2) 各城館の立地について

江馬氏の下館跡（名勝含む）は、神岡の中心市街地から南方約1km地点、越中東街道と信州街道とを結ぶ上宝道沿いの河岸段丘上に立地する。館の南方には山之村道と吉田街道の分岐点があり、これらを通じて館から主要街道と連絡することができる。

さらに江馬氏と関係がある山城は、これらの街道沿いやその分岐点などの重要な場所に位置している。下館跡の背後には本城の高原諏訪城跡があり、高原郷の中心部を望むとともに有峰方面の出入りを監視している。館から南東方向の上宝道沿いには洞城跡・石神城跡が、西方向の越中街道沿いには寺林城跡・政元城跡があり、他の山城と連絡するとともに、街道や各集落を望んでいる。また、下館跡から北方約9kmの地点に土城跡がある。土城跡は高原川と支流の跡津川の合流点に立地し、それぞれ越中街道・有峰道が通っており、越中方面からの出入りを監視している。

また、国史跡に指定されていないが、他にも山城が多数存在する。牟松城跡（県史跡）は、下館跡の正面（西方）の観音山の山頂に築かれた山城で、越中東街道・吉田街道の両主要街道を監視できる立地である。古川盆地方面からの敵の侵入を監視するとともに、下館跡・高原諏訪城に情報をいち早く伝達する役目を担っていたものと考えられる。東町城跡（市史跡）は江馬氏が築城し、後に金森氏が改修したと伝わる城であり、神岡市街地（船津）を見下ろす段丘縁に立地し、付近で越中街道と上宝道が合流する交通の要衝にある。八幡山城跡（市史跡）は市街地の西方、高原川の左岸に立地し越中中街道並びに吉田街道から下館跡方面への出入りを監視している。また、政元城跡の背後には政元奥城跡があり、数河峠が良く見渡せる。その他にも、街道を見下ろす地点に野中城跡、下山田城跡、岩ヶ平城跡といった山城跡が存在する。

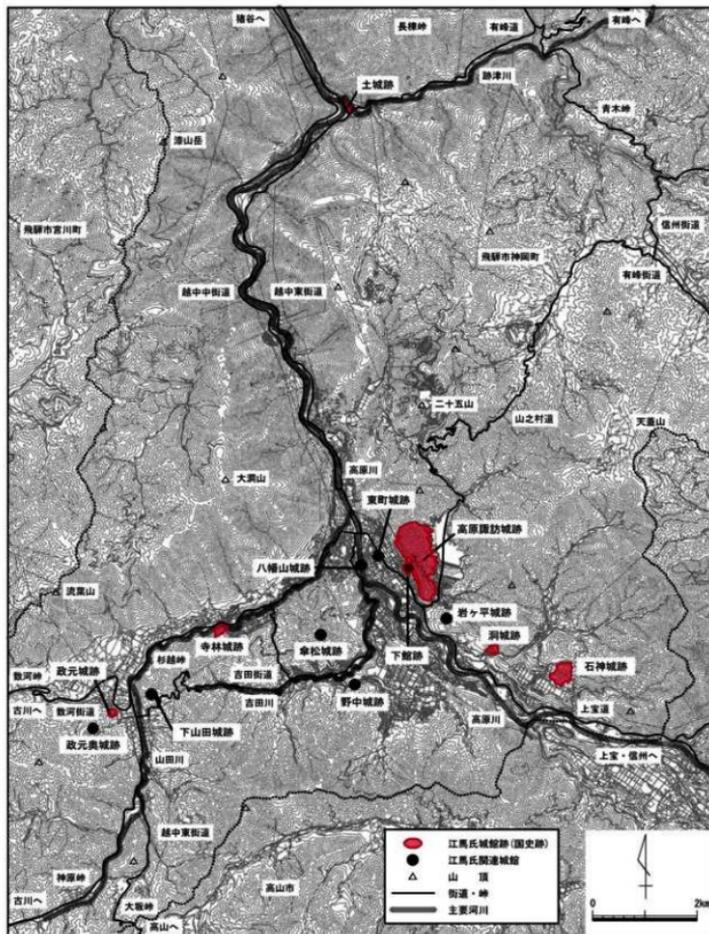


図1-5 史跡等広域位置図

(2) 地形・地質

史跡周辺は飛騨山脈とその支脈に囲まれ、乗鞍岳や槍ヶ岳、穂高岳、笠ヶ岳などの北アルプスの山々から水源を集めて流れる高原川流域に位置する。高原川は神岡町の中心部を南東から北西に貫流し、北の富山県境付近で宮川と合流し、神通川となって日本海に流れる。高原川やその支流（吉田川、山田川、跡津川、打保谷川など）に沿って、集落・耕地が点在する。

これらの集落・耕地は河川の浸食によって形成された数階層からなる河岸段丘上に形成されており、山田川と高原川が合流する付近の最下段段丘上に神岡の市街地が展開している。町の周囲を1,000m級の山々がとり囲んでいるが、特に町の東部には標高2,840mの黒部五郎岳(中ノ俣岳)や、標高2,660mの北ノ俣岳(上ノ岳)といったひとときわ高い山がそびえ、北の薬師岳、立山に連なる北アルプスのひとつ、立山連峰を形づくっている。

周辺の地質体としては、変成岩類と花崗岩類からなる、飛騨帯が分布する。神岡市街地を中心に、周辺に点在する山城跡(高原諏訪城跡・寺山城跡・政元城跡・洞城跡・石神城跡)の一带は、深成岩の船津花崗岩類が分布する。これら周辺の山々を構成する花崗岩を使用して下館の庭園の景石と成している。他に景石には、高原川流域で産出する変成岩類のホルンフェルスが使用されている。神岡市街地より下流(北方)に位置する土城跡周辺は変成岩類の片麻岩が広く分布する。その他、市街地より上流には横山楡原衝上断層(国天然記念物)や跡津川断層等の大規模断層が存在する。

(3) 植生

飛騨市内の森林面積は全体の93.4%を占める。また、高山地帯の森林限界地点には寒帯・高山帯の自然植生が見られ、ミズバショウ群生地も市内に存在する。民有林については、スギ・ヒノキ・サワラといった針葉樹林の人工林は29.4%と岐阜県平均の45.1%を大きく下回り、天然林が66%と大きな割合を占める(岐阜県 2015)。

また、史跡周辺の植生について、約30年前の調査ではあるが、地域内を網羅的に調査した第3回自然環境保全調査の成果をもとに指定地周辺の植生を整理する(環境庁 1988)。

これによると高原諏訪城跡・寺山城跡は主にアカマツ群落とある。ただし、高原諏訪城跡の低層部の植生部はスギ・ヒノキ・サワラ植林である。山塊の地質である花崗岩の風化によって生じた砂質土壌(マサ土)は安定性に乏しく、倒木被害がしばしば起きている。

政元城跡・洞城跡・石神城跡は、ブナ・ミズナラ群落である。ブナ林に人為が加わり、その後放置されたため形成された群落と考えられている。土城跡は沢筋に位置し、アカシデ・イヌシデ群落であるとされている。

第1章 計画策定の沿革と目的

第1章

計画策定の沿革と目的

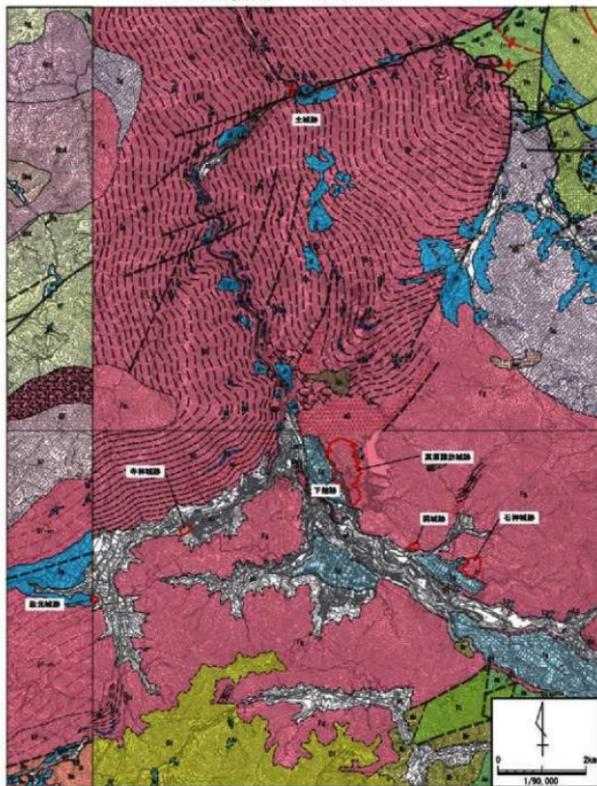


図 1-6 周辺地質図

3. 関連する行政計画

本計画の上位計画として「飛騨市第2次総合計画」(以下「総合計画」)が位置づけられる。また、史跡等の保存活用に関連した各種計画が存在する。それぞれに示されている将来像や各計画における史跡等の位置づけを整理する。

また、本計画に密接に関わる過去に策定した史跡に関する計画についても、その概要を整理した。特に、旧保存管理計画については、本計画の直接の前身にあたる計画のため、その内容をより詳細に整理した。

(1) 飛騨市第2次総合計画(平成22年(2010)構想策定・平成27年(2015)後期計画策定)

「飛騨市第2次総合計画」は平成31(2019)年度までの飛騨市のめざす将来像・基本方針を明らかにしたもので、基本構想において目指すべき将来像を「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」とし、人口減少、過疎化等に対応することを重視している。総合計画では「地域資源・文化を活かしたまち」の実践のために「地域資源の活用」と「文化財の保護」が示されている。そのうえで、文化財を保護・継承するとともに、それらを含めて地域資源の発掘・活用を図ることを施策として掲げている。

(2) 飛騨市都市計画マスタープラン(平成25年(2013)策定)

「飛騨市都市計画マスタープラン」は、平成34(2022)年度までのまちづくりの目標や各地区の基本方針を明らかにしたもので、「まちづくりの基本理念」を「皆でつくる 安心 快適 住み続けたい みんなのまち 飛騨市」、「まちづくりの目標」を「住み続けたい みんなのまち」としている。範囲としては下館跡を含めた神岡の市街地全域が都市計画区域に設定されている。本区域においては区域区分を定めていないが、ゾーン分けされて土地利用の方針が示されている。下館跡地区のうち、史跡江馬氏館跡公園は公園緑地として観光・レクリエーション拠点と位置づけられている。下館跡の集落地区は、住居ゾーンとして住宅地としての土地利用を図るとしている。山城群は、都市計画区域外も含めて「山林ゾーン」と位置づけられており、都市を支える公益的機能を発揮するために保全を図るとしている。また、景観保全については飛騨市都市景観条例により高原川に接した船津の街並みが景観形成地区(自然景観融和地区)に指定されているが、史跡等の付近は指定されていない。

(3) 飛騨市教育振興基本計画(平成25年(2013)策定)

「飛騨市教育振興基本計画」は、平成34(2022)年度までの目指すべき教育の姿を明らかにし、取り組むべき教育施策を定めたものである。文化財に関する施策としては、「郷土愛に溢れ地域に根ざした人づくりの推進」という施策の中で、「地域の歴史や文化財の保護と継承」を掲げている。また、「学び・集い・つながり生涯学習環境づくり」という施策の中で、文化施設の運営として江馬氏城館跡公園管理運営事業を挙げている。

(4) 飛騨市森林整備計画(平成27年(2015)策定・平成29年(2019)変更)

「飛騨市森林整備計画」は、森林法第10条の5に基づき、市町村が策定する森林・林業のマスタープランである。この中で史跡・名勝等に所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林は「文化機能」を有するとされており、美的景観の維持・形成に配慮

した森林整備の推進と、風致のための保安林の指定やその適切な管理の推進を方針としている。

(5) 飛騨市地域公共交通網形成計画（平成27年（2015）策定・平成28年（2016）改正）

「飛騨市地域公共交通網形成計画」は、飛騨市における地域公共交通の役割を明確にし、地域維持に貢献する地域公共交通網の形成を目的とした計画である。地域住民の通学、通院、買物の移動を担保すると同時に、商業・観光施設などへ来訪者への配慮も定めている。江馬氏城館跡に関連しては、平成31（2019）年度までの中心市街地から各城館跡のある地区へのアクセスや、各城館跡のある地区同士を繋ぐ交通網の具体的な再編方針が示されている。

4. 史跡等の保存活用に係る計画

(1) 江馬氏城館跡 保存管理計画策定報告書（昭和56年（1981）3月策定）

本計画の前身となる計画で、国史跡指定を受けて当時の神岡町教育委員会が策定した史跡の保存管理に関する計画書である。史跡指定地のみならず、指定地周辺を適切に保存、管理するための施策を明らかにし、現状の保存にとどめず、文献史料の収集や未調査地区の発掘調査を実施して歴史的、学術的側面を究明しつつ、有益で文化的な余暇対策の一環として、地域住民をはじめ一般市民や見学者に活用される史跡として整備復元することを目的に掲げている。以下に計画書で定めている主な方針・基準等を示す。

1. 基本方針

- (1) 指定地域のうち下館跡の遺構検出区域と遺構推定区域および山城跡の遺構確認区域および遺構推定区域は、極力早い時期に公有化をすすめ保存を図る。
- (2) 公有化した区域は、忠実に基づいた整備を中心としながら、一般に理解され活用されやすい形態を考える。
- (3) 下館跡の遺構検出区域と遺構推定区域および山城跡の遺構確認区域と遺構推定区域にはなお不明な点があるため、発掘調査、文献史料調査等を継続して行う。
- (4) 周辺の環境については「神岡都市計画」「緑化計画」等他の計画との調和を図りながら保全する。
- (5) 史跡の調査、保存、管理のための必要人員を配置する。

2. 基本構想

(1) 地区について

指定地を次の三区に分け区分する

イ. 遺構保存地区

- (一) 発掘調査を実施した区域と遺構の確認および遺構の存在が推定できる区域を中心として遺構の保存および整備、復元する区域。
- (二) (一)の区域に対しては公有化を計画する。

ロ. 集落地区

- (一) 発掘調査の結果や文献等から遺構の分布が推定される村落地区。
この地区で発掘調査等により遺構が検出された場合は、関係機関と協議する。

ハ. 景観保存地区

- (一) イ、ロを除いた指定区域全域。

(2) 現状変更の運用基準

「史跡江馬氏城館跡の指定に伴う土地および構築物についての運用について（下記）」を基準とする。

(3) 土地の公有化計画について

遺構保存地区全域（下館跡および山城跡の遺構確認区域と遺構推定区域）について、第一次、第二次、第三次の土地公有化を計画する（以下略）。

史跡江馬氏城館跡の指定に伴う土地および構築物についての運用について（基準部抜粋）

(前略)

1. 遺構保存地区

- 土地及び建築物の現状変更は、一切認めない。但し遺構の整備復元のための構築物は除く。
- 植林や伐採を行う場合は、位置等について事前に協議し必要に応じて発掘調査等を実施したのちに植林や伐採を行う。

2. 集落地区

- 建造物は、次に掲げるもののほか原則として築造を認めない。
 - イ. 指定地区内住民の現存家屋の増改築。
 - ロ. 指定地区内住民の生業対策および史跡見学者対策のために必要な公益施設の構築。
 - ハ. 史跡の発掘、環境整備および管理のために必要な公益施設の構築。
- 建築物等の建設敷地および工法と遺構との関係は、次により協議、調整をする。

現存家屋敷地内外における家屋の新築、増改築およびこれに付属する構築物の築造にあたっては、遺構に影響を及ぼさないように設計段階で協議し、施工にあたっては必要に応じて管理団体が事前に敷地の発掘調査を行い、その結果によっては遺構の保存または構築物の位置および工法を協議、調整する。
- 構築物等の工法は、原則として次の基準による。
 - イ. 建造物は、木造二階建てでとし、史跡という環境を保全するため外観は洋風をさける。
 - ロ. 外装、外部建具…タイル張り総ガラス戸等の工法はできるだけさけ、金属製建具を用いる場合は特に色彩および光沢に配慮する。
 - ハ. 色彩…屋根および外装は、クバケバしい色彩をさける。
- ニ. 塀…いかり鉄欄およびコンクリートブロック積み等をさける。
- ホ. 看板類…屋外広告物を規制する県条例を遵守し、広告塔および移動式看板は設けない。

3. 景観保存地区

植栽、伐採、建造物の築造および土木工事等を行う場合は、神岡町と事前に協議しなければならない。

4. 土木工事等について

- 土木工事は、次に掲げるもののほか原則として施工しない。
 - イ. 地区住民の行なう既存土木構築物の維持補修。
 - ロ. 地区住民の行なう防災および環境保全事業。
 - ハ. 地区ならび関係住民の生活に密着した公共事業の諸施設。
 - ニ. 地区に専ら必要な公共事業。
- 土木工事等を行うおとする場合の施工地および工法と遺構との関係は、次により協議調整をする。

事業の施工にあたっては、遺構に影響を及ぼさぬよう設計段階で協議し、必要に応じて事前に施行地の発掘調査等を行いその結果によっては遺構の保存または構築物の位置または工法の変更、もしくは管理団体の立会いを必要とする。
- 土木工事等の工法は、原則として次の基準による。
 - イ. 重量機械の使用をさける。
 - ロ. 護岸、よう壁およびのり面等は、遺構の環境を保全するためコンクリートブロック壁等をさける。

5. その他の行為について

次に掲げる行為はできない。… 土石採取事業

(2) 史跡江馬氏城館跡 整備基本構想（平成10（1998）年度策定）

平成5（1993）年度より、神岡町・神岡町教育委員会では、江馬氏城館跡の歴史的意義を追求するための発掘調査と、史跡の公有化及び保護・保存を目的として整備事業を計画した。整備事業では調査研究の結果に基づいた歴史公園としての整備復元を目指すこととした。翌平成6（1994）年度に設置した江馬氏城館跡調査整備委員会の提言に基づき、平成10（1998）年度に整備事業の基本方針等を示した「基本構想」を策定した。

基本構想では、整備事業の基本理念と整備テーマを設定した。下館跡地区を他の史跡整備のパイロット地区と位置づけ、平成11（1999）年度から平成20（2008）年度までの10年間を事業計画期間として、主に下館跡地区公有地部分の整備を行うとした。また平成21（2009）年度以降、概ね20ヶ年をかけて、状況に応じて適宜事業計画を見直しつつ、山城跡などの整備事業を進めるものとしている。

(3) 史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画（平成11（1999）年度策定）

基本構想に基づき、下館跡地区の整備事業を具体化するために策定した。発掘調査成果をもとに下館跡地区における整備の内容（造成計画、雨水排水計画、遺構の保存並びに活用整備計画、活用上必要な施設整備計画、植栽計画）を示している。各遺構の整備内容・整備手法の検討や復元構造物の基本的な設計図を示している他、公園全体の活用にかかる施設の内容や配置まで検討している。この計画を以って基本設計・実施設計を行い、平成11（2009）年度から整備工事を実施した。本基本計画は、期間中に5回内容の見直しを行いながら、平成21（2009）年度に整備が完了した。

(4) 江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書（平成21（2009）年度刊行）

上記整備工事の報告書（以下、「整備工事報告書」）。最終的に実施した発掘調査・整備事業の内容を詳細に報告している。特に復元建物の根拠や検討の過程を示している点は、整備事業の集大成と言える。

報告書のまとめにもあるとおり、「庭園と会所による中世武家館の接客空間」の復元という点において全国的にも稀な事例であり、今後の復元整備事業のモデルケースの一つとなっている。また、日常的な補修や大規模修理の可能性、露出遺構である庭園の景石の状況観察の必要性も指摘しており、今後の課題として押さえておく必要がある。

第2章 史跡・名勝の概要

第1節 指定に至る経緯

江馬氏城館跡は、現在の飛騨市神岡町一帯を本拠としていた江馬氏の居館跡（下館跡）及びその背後に築かれた本城の高原諏訪城跡、並びにこれら周辺に点在する山城群からなっている。下館跡は、近世以降は田畑となっていたが、5つの大きな石が存在し、地元では「五ヶ石（御花石）」と呼ばれ江馬氏の居館の礎石であると伝わっていた。また、高原諏訪城跡は通称「一本松」と呼ばれ、こちらも「江馬の殿様の山城」として地元で伝わっていた。そのような中で戦前には「諏訪城跡」が県史蹟に指定されており、戦後には昭和33年（1958）に江馬城跡（高原諏訪城跡と下館跡）が町史蹟に指定されている。支城群についても、昭和37年（1962）に寺林城跡、政元城跡、洞城跡、杏子城跡（石神城跡）の4城が町史蹟に指定されている。いずれも町民にとって大事な遺跡であると認知されていた。

土地利用に関しては、昭和26年（1951）の都市計画図（資料編60頁 資料25）によると下館跡周辺は田畑であり、主要な道も古道（上宝道）を踏襲したものであったことが分かる。その後、昭和47年（1972）に中通り一帯（下館跡地区）の土地区画整理事業に伴って、神岡町教育委員会は庭園跡と推定される区画を買収して史跡公園整備を計画し、昭和48～53年（1973～1978）に試掘調査を実施した。また、昭和53年（1978）には調査の専門性の確保と記録作成、保存活用方法の研究のため「江馬館発掘調査会」が発足した。調査会は、顧問・森 蘊氏（庭園文化研究所長）、発掘責任者・安原 啓二氏（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター保存工学室長）をはじめとする13名で構成されていた。この一連の調査で、庭園跡、建物跡、堀跡等を検出した。主な遺構の規模や内容はほぼこの時点で確認され、江馬氏の下館跡の遺構が良好に保存されていることが判明した。

昭和52年（1977）6月24日には、上記の調査結果に基づき、「江馬館庭園跡」として県史蹟に指定された。当時の指定内容は表2-1の通りである。

発掘調査の成果により、下館跡のみならず町内に残されていた江馬氏の城跡は、現地踏査によって遺構の残存状況は良好であり、中世地方武士の城館群の遺構として、歴史的に非常に価値があると評価され、国史蹟指定の申請を目指すこととなった。昭和54年（1979）に地元の殿地区の保存会として江馬遺跡保存会が発足、現在も活動を行っている。そして、昭和55年（1980）3月21日に下館跡と6箇所（山城跡（高原諏訪城跡、土城跡、寺林城跡、政元城跡、洞城跡、石神城跡））が群として国史蹟に指定された。

翌昭和56年（1981）に旧保存管理計画を策定、その後は史蹟としての保存管理を実施していた。平成6年（1994）より本格的に史蹟整備に向けた検討を開始。整備事業とそれに伴う発掘調査を行い、平成22年（2010）にすべて完了した。整備完了した後、現在まで歴史公園として公開・活用している。整備で復元した庭園及び復元会所の範囲一帯は、室町時代の庭園文化の伝播と多様性を今も目の当たりにできることが芸術鑑賞上の価値があると評価され、平成29年（2017）10月13日に国名勝に指定された。

現在までの経過は表2-2のとおりである。

表 2-1 県史跡指定概要

指定番号	名称	員数	内容	所在地	所有者
岐史 160	江馬館庭園跡	1カ所	6,186 m ²	吉城郡神岡町殿中通 564-1	神岡町

表 2-2 史跡の保存活用に係る経過

年月 (西暦)	できごと
昭和 2 年 (1927)	殿圓城寺、旭山 (高原諏訪城跡) に八十八ヶ所に擬した石造観音・巡拝道を整備
昭和 4 年 (1929)	「諏訪城跡」岐阜県史蹟指定
昭和 10 年 (1935)	高原諏訪城跡の主郭に、吉城郡神徳会が記念碑を設置
昭和 33 年 (1958)	「江馬城跡」町史跡指定
昭和 37 年 (1962)	「寺林城跡」、「政元城跡」、「洞城跡」、「杏子城跡 (石神城跡)」町史跡指定
昭和 44 年 (1969)	現在の史跡内 (高原諏訪城跡) を通る、打保・神岡停車場線が県道に編入される
昭和 45 年 (1970)	県道打保・神岡停車場線の道路改良工事が実施される
昭和 47 年 (1972)	土地区画整理事業に伴い、神岡町教育委員会が庭園跡と推定される区画を買収
昭和 48～53 年 (1973～1978)	神岡町教育委員会が館の中心部分の試掘調査を実施。中世武家館跡や庭園の遺構が良好に遺存していることが判明。 ※昭和 51 (1976) 年度調査のための発掘の通知の添付図面に公園整備計画図があり (資料編 61 頁 資料 27)、当初から庭園復元を行う予定であった。
昭和 52 年 (1977)	「江馬館庭園跡」県史跡指定
昭和 54 年 (1979)	江馬遺跡保存会が発足
昭和 55 年 (1980)	「江馬氏城館跡」国史跡指定
昭和 56 年 (1981)	『江馬氏城館跡保存管理計画 策定報告書』刊行
平成 6 年 (1994)	江馬氏城館跡調査整備委員会を組織し、発掘調査を開始
平成 11 年 (1999)	『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』策定
平成 12 年 (2000)	『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』策定
平成 16 年 (2004)	2 月、神岡町・古川町・宮川村・河合村の 2 町 2 村が合併し、飛騨市に
平成 19 年 (2007)	10 月、庭園・会所の復元工事完了し、史跡公園開園
平成 22 年 (2010)	公園内の整備工事すべて完了し、『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書』刊行
平成 29 年 (2017)	江馬氏城館跡整備委員会設置 10 月、「江馬氏館跡庭園」国名勝指定

第2節 指定の概要

(1) 史跡 江馬氏城館跡の指定の概要

昭和55年3月21日付け文部省告示第40号により、「江馬氏城館跡」が国の史跡に指定された。指定の概要は次の通りである。

文部省告示第40号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和55年3月21日

文部大臣 谷垣 専一

【名称】	<small>え ま し じょうかんと</small> 江馬氏城館跡 <small>しもやのたあと</small> 下館跡 <small>たかはらす わじょうあと</small> 高原諏訪城跡 <small>どじょうあと</small> 土城跡 <small>てらばやしじょうあと</small> 寺林城跡 <small>まさもとじょうあと</small> 政元城跡 <small>ほらじょうあと</small> 洞城跡 <small>いしがみじょうあと</small> 石神城跡	
【指定年月日】	昭和55年3月21日 (文部省告示第40号)	
【所在地および地番】	岐阜県吉城郡神岡町内（大字以下は、下記表の通り）	
城館名	所在地	地番
下館跡	大字殿字山越	378、379-1、380-1、381、382、383-1、384、385、386、387-1、387-2、388-1、389-1、389-2、390-1、391-1、392、393、394、395、396-1、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406-1、407、408-1、408-2、409-1、409-2、409-3、410-1、412-1、412-2、413、414、415、416-1、416-2、417-1、417-2、418、419-1、419-2、420、421、422-1、422-2、423、424、425、426、427、428-1、428-2、429-1、429-2、429-3、430、431、432、433、434-1、434-2、435-1、435-2、435-3、437、438、440-1、440-2、440-3、441、442-1、442-2、442-3、442-4、443-1、443-2、443-3、443-4、444-1、444-2、445-1、445-2、446、447-1、447-2、447-3、447-4、448-1、448-2、

		448-3, 448-4, 448-5, 448-6, 449-1, 449-2, 449-3, 450, 451, 452-1, 452-2, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464-1, 464-2, 465, 466-1, 466-2, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480
	同 字ヲカモ	481, 482, 483-1, 483-2, 484, 485, 486, 487-1, 487-2, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495
	同 字中通り	559-2, 564-1, 565, 566-1, 566-2, 567-1, 567-2, 567-3, 567-4, 568-1, 568-2, 569, 570, 571, 572-1, 572-2, 573-1, 573-2, 573-3, 574-1, 574-2, 575-1, 575-2, 576-1, 577-1, 577-2, 578-1, 579-1, 579-2, 579-3, 579-4, 580, 581-1, 581-2, 581-3, 581-4, 582, 583-1, 583-2, 584-1, 584-2, 585-1, 586-1, 586-2, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594-1, 594-2, 595, 596-1, 597-1, 598-1, 627, 628, 671-2, 672-1, 673-1, 673-2, 674-1, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683-1, 684, 685, 686
	同 字馬場西	688-1, 688-2, 690, 691, 692, 693, 713-2
高原諏訪 城跡	大字殿字保木戸平	1619, 1620, 1621, 1622-1, 1623-1, 1624, 1625-1, 1626-1, 1627, 1628, 1629, 1630, 1631, 1632, 1633, 1634, 1635, 1636, 1654, 1655, 1656, 1657, 1659, 1660, 1661-1, 1661-2, 1661-3, 1662-1, 1662-2, 1663, 1664, 1665-1, 1665-2, 1666, 1667-1, 1667-2, 1667-3, 1668-1, 1668-2, 1668-3, 1668-4, 1669-1, 1669-2, 1669-3, 1669-4, 1670-1, 1670-2, 1670-3, 1670-4, 1670-5, 1670-6, 1670-7, 1670-8, 1670-9, 1670-10, 1670-11, 1670-12, 1670-13, 1670-14, 1671, 1672-1, 1672-2, 1672-3, 1673-1, 1673-2, 1673-3, 1673-4, 1673-5, 1674-1, 1674-2, 1674-3, 1674-4, 1674-5, 1674-6, 1674-7, 1674-8, 1674-9, 1674-10, 1675-1, 1675-2, 1675-3, 1676, 1677-1, 1677-2, 1677-3, 1677-4, 1677-5, 1677-6, 1677-7, 1677-8, 1678-1, 1678-2, 1678-3, 1678-4, 1678-5, 1678-6, 1678-7, 1679-1, 1679-2, 1679-3, 1679-4, 1680-1, 1680-2, 1680-3, 1681-1, 1681-2, 1681-3, 1682-1, 1682-2, 1682-3, 1683-1, 1683-2, 1683-3, 1684-1, 1684-2, 1684-3, 1684-4, 1685-1, 1686, 1689, 1690, 1693, 1694, 1700, 1701, 1702, 1703-1, 1703-2, 1703-3, 1705-2
	大字和佐保字大鳩トヤ	1073-1, 1074-1, 1074-2, 1075-1
	同 字西平	1084-1, 1084-2, 1084-9, 1105-1
土城跡	大字牧字牛首城山	233-1

寺林城跡	大字堀之内字つく田	1011-1、1011-2
	大字寺林字六路	1807、1808-1、1808-2、1809
	同 字西平	1815、1816、1817、1818、1819-1、1819-2、1820、1821、1822、1823、1824、1825-1、1825-2
	同 字六路平	1851
政元城跡	大字西字正本	99、100、177、178、179、180、181、182
洞城跡	大字麻生野字城山	2665-1、2665-2、2666-1、2667、2668、2669-1、2669-2、2670-1、2670-2、2671
	同 字樋ヶ洞	2672、2673、2674、2675、2676
石神城跡	大字石神字石神前平	513、525、526、527、528、529、530、531、532-1、532-2、533、534、535、536-1、536-2、537、538、539、540-1、540-2、541-1、541-2、542-1、542-2、542-3、543-1、543-4、544-1、545、546、547-1、547-2、547-3、548-1、548-2、548-3、549-1
	同 字奥二越	766、774、775、776、777-1、778-1、779-1
	同 字奥二越ノ内左古ノ洞	825

※指定地には、地域内に介在する道路敷を含む。

【指定基準】 史跡の部二（城跡）

【説明文】

中世北飛騨吉城郡を本拠とした江馬氏の城館跡である。下館がその本拠で発掘調査により、庭園遺構、建物跡、土塁跡等が検出されている。この背後の山稜に高原諏訪城があり、土塁、曲輪、堀等が設けられている。これらを中心に、北方に土城、西方に寺林城、政元城、南方に洞城、石神城を配置して高原郡の備えとしていた。群として機能していた中世城館の形態をよく示す貴重な遺跡である。

(2) 名勝 江馬氏館跡庭園の指定の概要

平成 29 年 10 月 13 日付け文部科学省告示第 138 号により、「江馬氏館跡庭園」が国の名勝に指定された。指定の概要は次の通りである。

文部科学省告示第 138 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 29 年 10 月 13 日

文部科学大臣 林 芳正

- 【名称】 えましやかたあとていえん
江馬氏館跡庭園
- 【指定年月日】 平成29年10月13日
(文部科学省告示第138号)
- 【所在地】 岐阜県飛騨市神岡町殿字中通り

【地域】

地番	指定面積(実測)
神岡町殿字中通り 574 番 1	243.27 m ²
同 576 番 1	89.36 m ²
同 577 番 1	259.12 m ²
同 577 番 2	一筆
同 578 番 1	569.11 m ²
同 579 番 1	56.39 m ²
同 584 番 1	34.68 m ²
同 585 番 1	36.89 m ²

- 【指定基準】 名勝の一部(庭園)

【説明文】 《『月刊文化財』648号、2017より転載》

江馬氏館跡庭園は、飛騨市城東半部の神岡町に所在し、高原川中流域右岸にある段丘中央部に立地している。14世紀から16世紀にかけて飛騨国吉城郡高原郷を本拠とし、北飛騨を掌握していた江馬氏に関連する遺跡群は、史跡江馬氏城館跡に指定されている。江馬氏館跡庭園は、このうちの居館跡(下館跡)に発見された庭園遺構であり、保存整備されて公開されている。

江馬氏城館跡の保存の契機となったのは、江馬氏館跡庭園が所在する殿地区の土地改良事業に先立って昭和48年から52年にかけて旧・神岡町教育委員会が実施した試掘調査であり、館を廻る堀跡や建物跡とともに庭園跡が検出され、江馬氏館跡として岐阜県の史跡に指定された。さらに翌53年に、館規模を確認するための発掘調査が実施され、昭和55年には、中世城館の形態をよく示す貴重な遺跡群として、下館跡及びその背後の山に築かれた本城の高原諏訪城跡ならびに周辺に点在する5つの山城跡が史跡に指定された。旧・神岡町では、昭和56年度に史跡の保存管理計画を策定して、平成5年度には下館跡の公有化と保存・活用の事業を推進することとし、翌6年度には専門家等からなる調査整備委員会を設置して、富山大学の協力の下に保存整備のための発掘調査を開始した。平成11年度には「史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画」を策定し、平成11年から平成22年にかけて下館跡が保存整備された。

発掘調査の成果から、下館は14世紀末頃に成立し、西南西を正面として主門と脇門を設け、北側、西側、南側の三方を土塀に、東側を山に囲まれた約100m四方の敷地を有し、西側土塀の外側には深い掘を配置していたことが明らかにされている。主門を入った右手の館敷地南西隅には、会所と土塀に囲まれた空間に景石石組を伴う園池が設えられ、東西約27m、南北約12mを測る不整形の園池は、南側陸部造成土から出土した墨書土師器皿などの所見により、15世紀末から16世紀初頭にかけて完成したものと考えられる。禪僧で歌人の万里集九（1428～没年不詳）は漢詩文集『梅花無尽藏』で延徳元年（1489）に高原郷を訪れて江馬氏の褒応を受けたことを記しており、この頃には会所と園池からなる庭園空間がよく機能していたことをうかがわせる。

庭園の地割は会所の南側に展開し、会所からは土塀越しに左手に高原諏訪城のある山を望み、右手にかけて北飛騨の山地を遠望する。土塀の内側には緩やかな野筋を設け、手前に園池を配する。園池は会所の南側から西側に巡り、対岸の汀をなす景石群とともに、左手奥に枯滝石組、右手奥に中島と立てられた景石群を配し、会所の西側に張り出した縁台（月見台）の正面には州浜を設けて、多様な意匠と視点を演出している。景石には主として近在の山地から得られる黄褐色の船津花崗岩を用い、会所手前の護岸には高原川に見られる青灰色のホルンフェンスを用いている。園池には底打ちや導水路、排水路などは確認されず、池底は透水層からなっており、枯池の意匠を呈する点は、この庭園において特徴的である。

以上のように、江馬氏館跡庭園は、室町時代における庭園文化の地方への伝播と多様化を示す重要な事例として庭園史上の価値が高く、保存整備によって芸術上及び観賞上の価値も顕在化されたことから、名勝に指定して、その保護を確実にしようとするものである。

第3節 指定範囲および土地所有・管理状況

(1) 史跡の指定範囲と土地所有・管理状況

1) 指定面積 10,247,766.13㎡

2) 指定範囲について

指定範囲は下館跡から背後の高原諏訪城跡にかけて、ほぼすべてを包括した範囲が指定範囲となっている。その他の山城跡については、ほぼ全山指定である。なお、下館跡区域内の墓地のある一部の土地は未指定地となっている。

3) 管理団体の指定について

管理団体の指定はされていないが、飛騨市が史跡の保存管理を担っている。

4) 土地所有状況

下館跡のうち、下館跡の遺構保存地区の大部分については、飛騨市が所有し公園地として管理を行っている。そのほか道路・水路敷の公有地を除いた残りの範囲は民有地である。

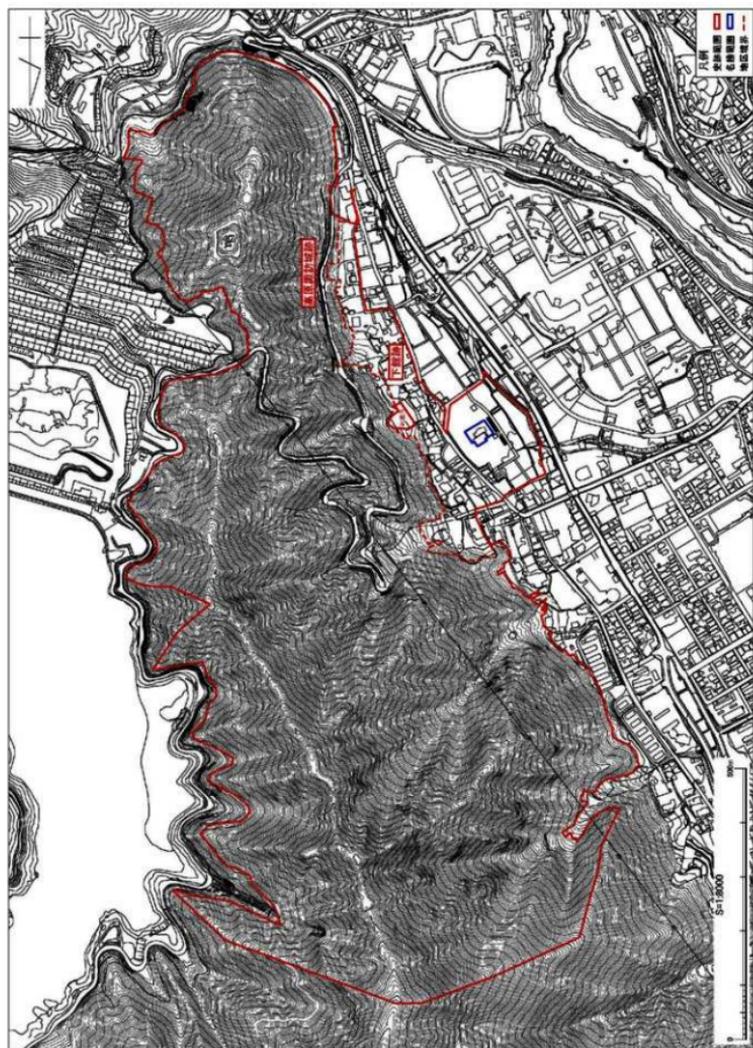
高原諏訪城跡については、主郭部の一部の敷地は飛騨市の市有地である。そのほか道路・水路敷等の一部の土地が公有地で、ほかは民有地である。土城跡、寺林城跡、政元城跡、洞城跡、石神城跡については、道路敷等の一部の公有地を除いてほぼ全山民有地の山林である。

5) 公有化の経緯

下館跡については、遺構保存地区を歴史公園として整備するために、神岡町（現 飛騨市）は公有化を推進した。公有化の経過および位置は表2-3・図2-19とおりである。整備事業完了および公園開設をもって公有化は一段落している。各山城跡については、旧保存管理計画では山上主要部の「遺構保存地区」について、公有化を計画している。上記の通り高原諏訪城跡の主郭部の一部が史跡指定前より市の所有地であるが、その他については現在まで公有化を実施していない。

表2-3 下館跡指定地公有化の状況

年度	面積 (㎡)	事業費 (千円)	備考
昭和53年(1978)以前	4,197		
平成7年(1995)	3,575	116,661	直接買上げ
平成8年(1996)	8,176	222,700	先行取得償還 (償還期間 平成9～18年度)
平成9年(1997)	2,178	53,597	直接買上げ、移転補償1件含む
平成10年(1998)	2,170	48,174	直接買上げ
平成15年(2003)	1,106	61,304	直接買上げ、家屋移転補償1件、 丈量測量1件含む
公有化済総面積	21,402	502,808	
未公有化総面積	3,580		
下館跡遺構保存地区総面積	24,982		



第2章

史跡・名勝の概要

図2-1 下館跡・高原諏訪城跡 史跡範囲図



図 2-2 下館跡・高麗諏訪城跡オルソ画像

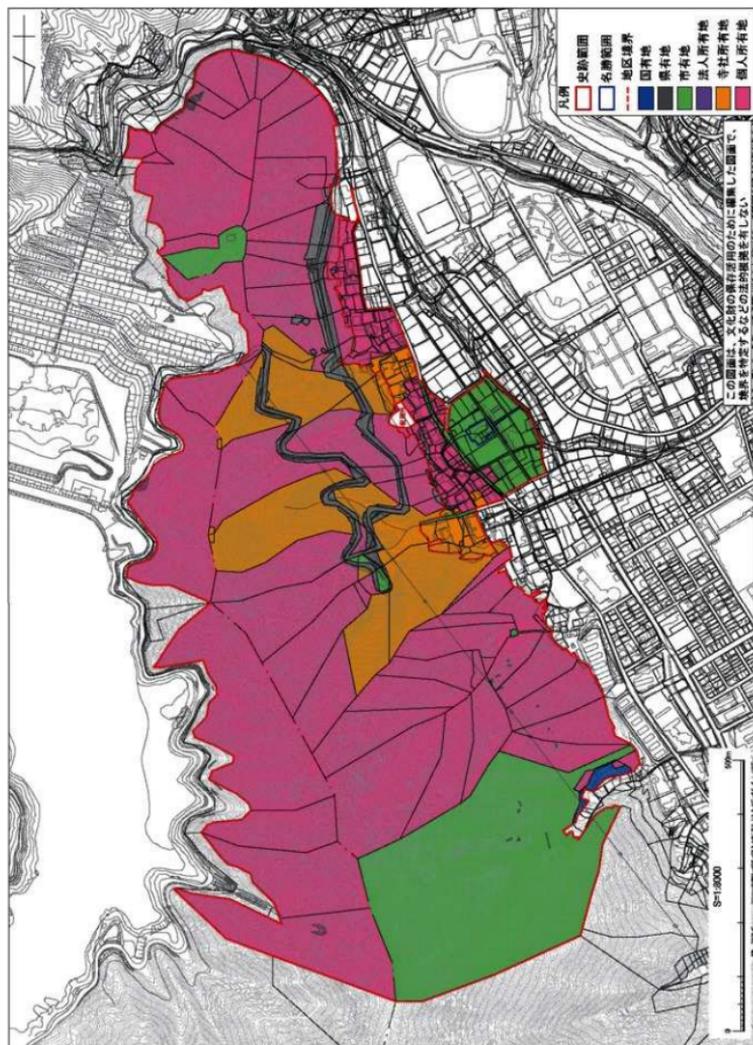


図 2-3 下館跡・高原諏訪城跡土地所有関係図

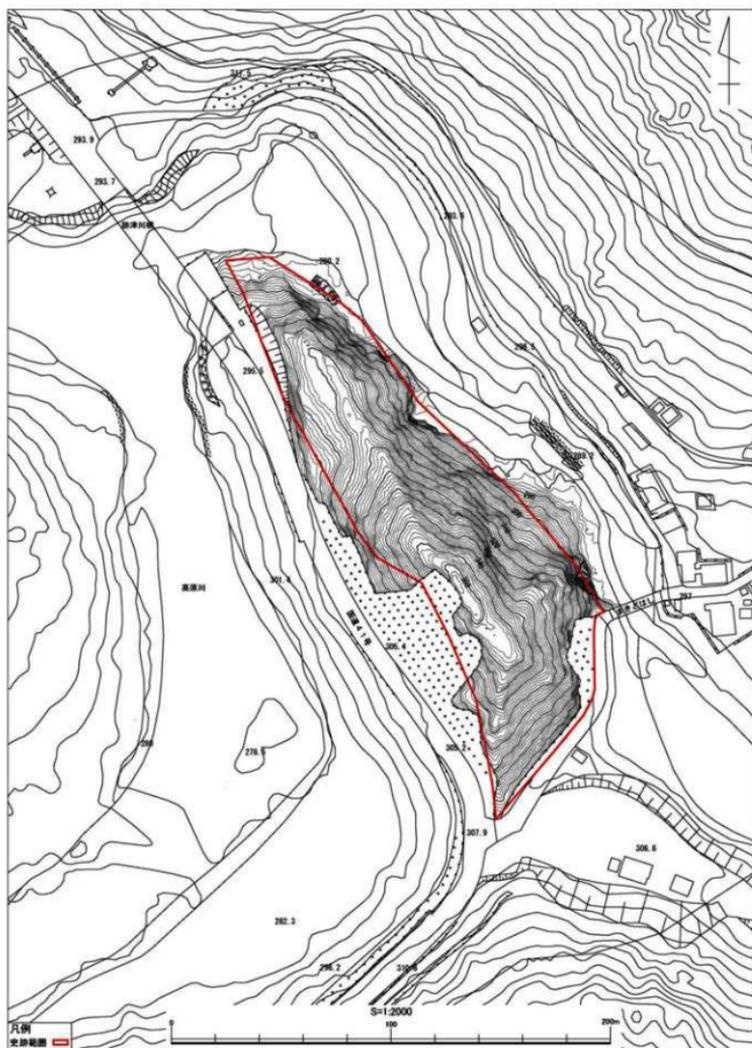


図 2-4 土城跡史跡範囲図



図 2-5 土城跡オルソ画像



図 2-6 土城跡土地所有関係図

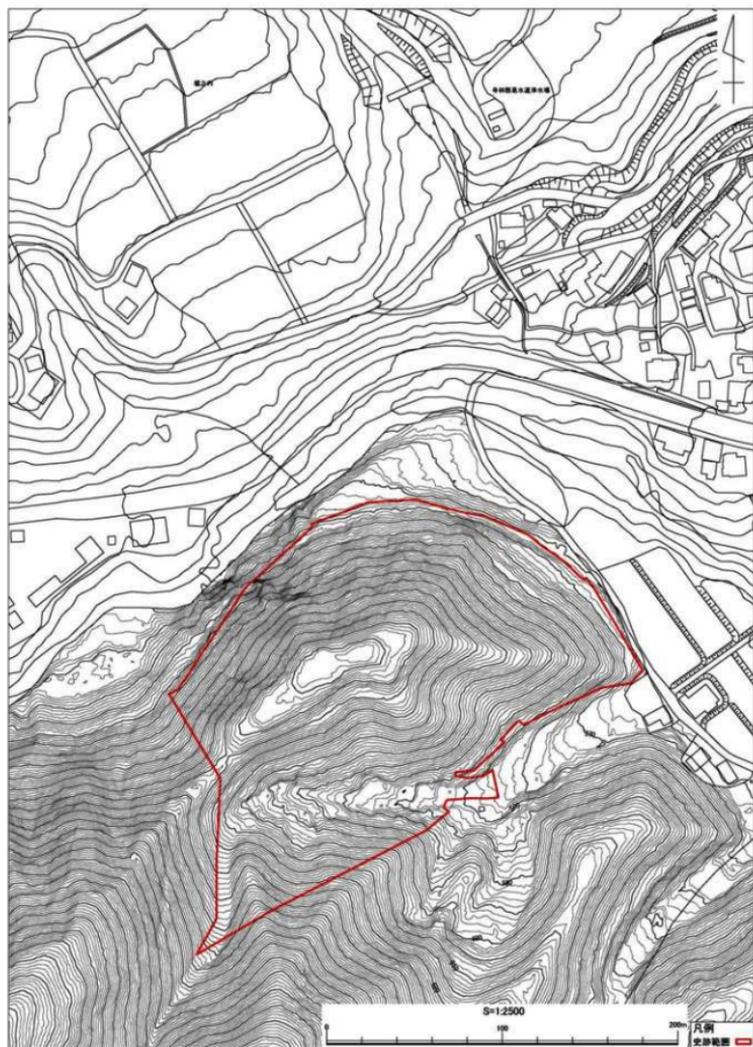


図 2-7 寺林城跡史跡範囲図

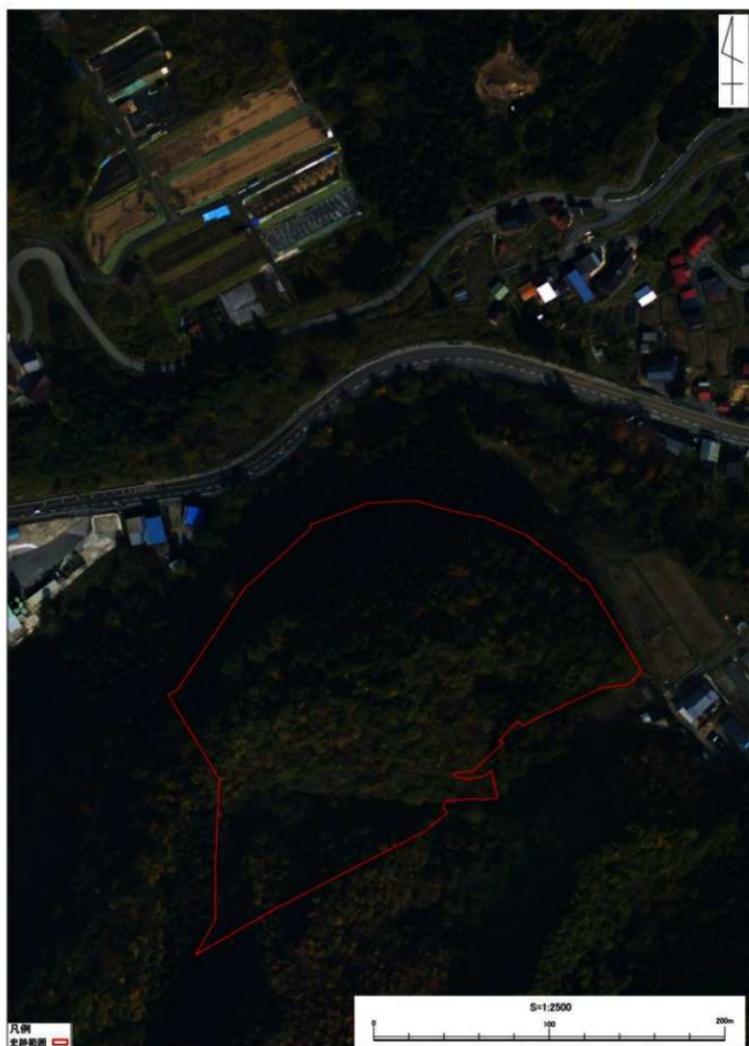


図 2-8 寺林城跡オルソ画像



図 2-9 寺林城跡土地所有関係図

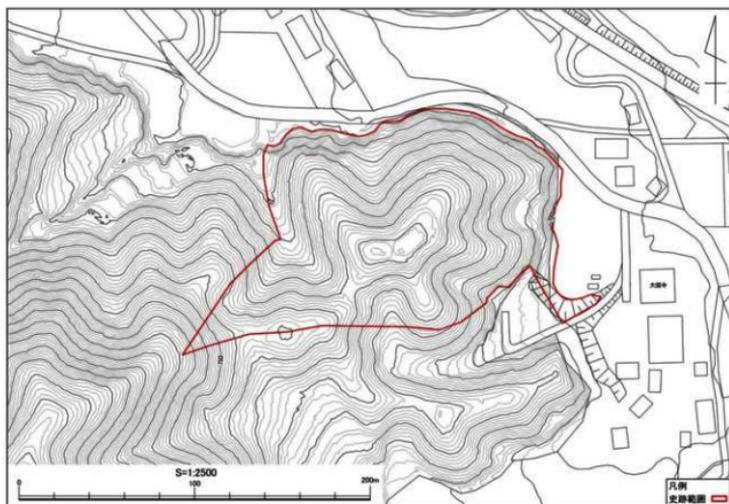


図 2-10 政元城跡史跡範囲図



図 2-11 政元城跡オルソ画像

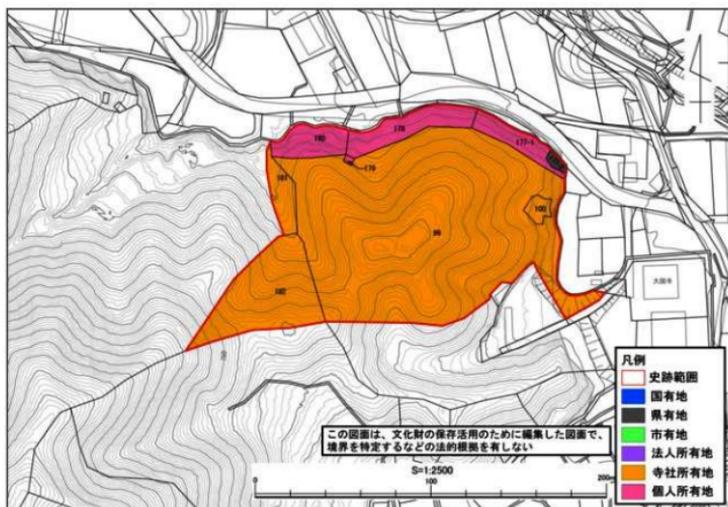


図 2-12 政元城跡土地所有関係図

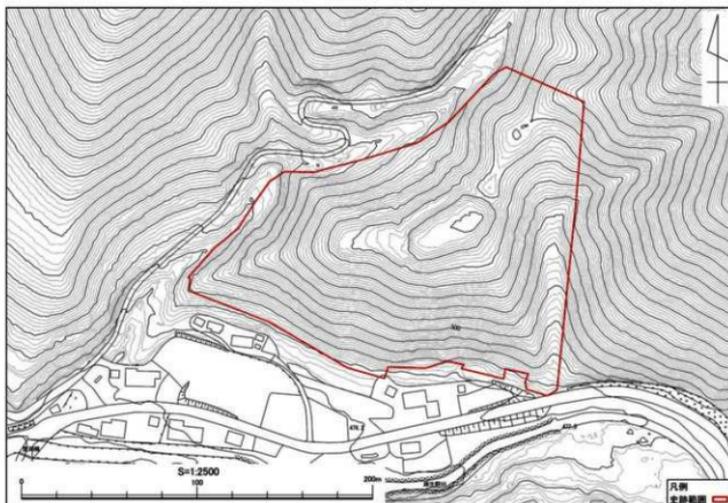


図 2-13 洞城跡史跡範囲図



図 2-14 洞城跡オルソ画像

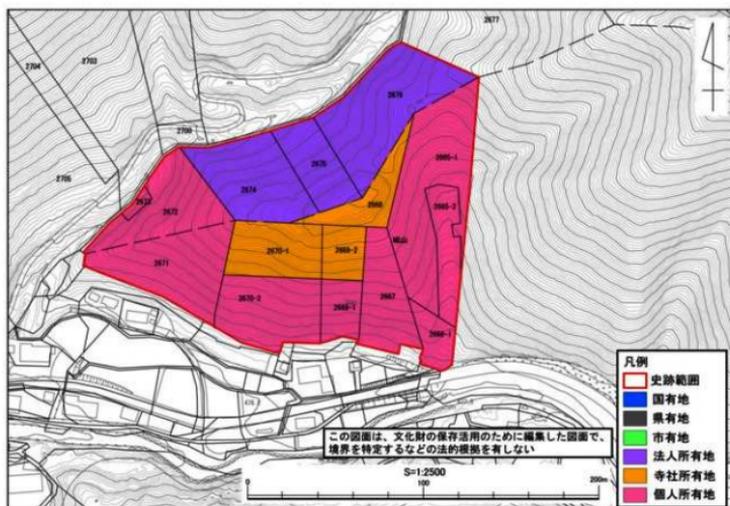


図 2-15 洞城跡土地所有関係図

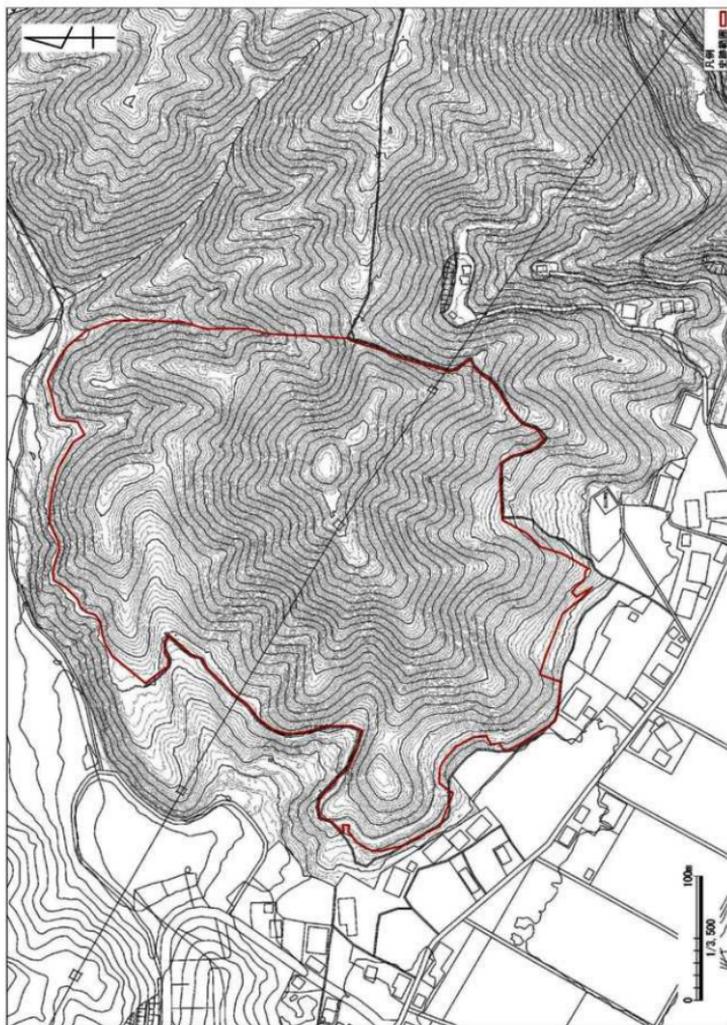


図 2-16 石神城跡史跡範囲図



図 2-17 石神城跡オルソ画像

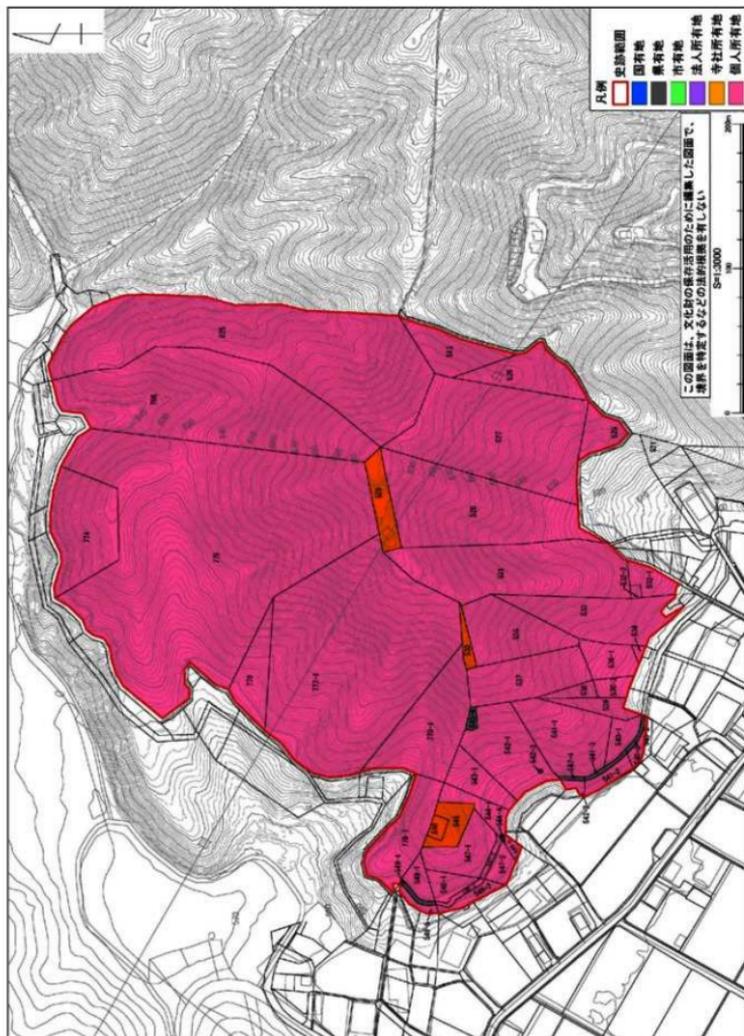


図 2-18 石神城跡土地所有関係図

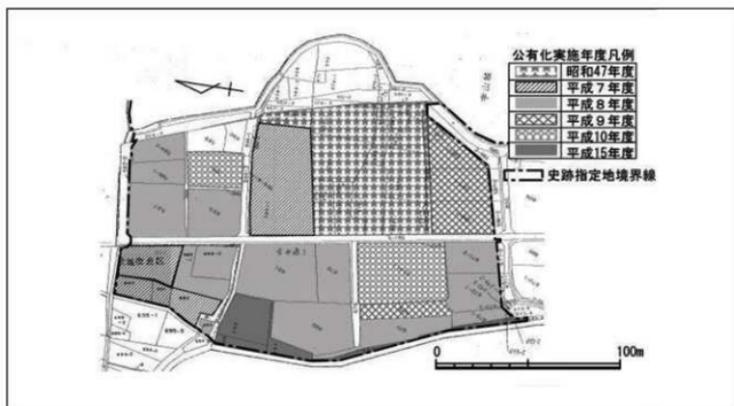


図2-19 下館跡（遺構保存地区）公有化位置図

(2) 名勝の指定範囲と土地所有・管理状況

1) 指定面積 1352.25㎡

2) 指定範囲について

江馬氏館跡庭園は、復元した庭園遺構とそれを取り巻く復元建造物（会所・土塀・板塀）で構成される。庭園の復元整備にあたっては、現位置を動いていないと判断された遺構石については、根元は地面にふれたまま頭部の傾きを本来あったと考えられる位置に戻し、風化の著しい転倒石は、保存処理を行い据え直している。それ以外の残存石は、根石の残存状況・庭石底部との組み合わせ・庭園全体の収まりを考慮して据えなおしている。また、庭園復元とともにそれを取り囲む建物群（会所・土塀・板塀）を再現することにより、往時の庭園空間を復元している。

以上のような庭園の復元コンセプトを鑑み、文化庁記念物課とも協議を重ねて、名勝の指定範囲は庭園とそれを取り囲む建物群、すなわち復元会所と土塀・板塀を含めた範囲とした。

指定にあたっては、上記の範囲の折れ点を国土座標で特定している。そのため、公図に記載された土地の形状と指定地の地割りは一致していない。

3) 管理団体について

平成30年2月19日付け文化庁告示第26号により、名勝を管理すべき地方公共団体に飛騨市が指定された。

4) 土地所有状況

指定範囲は公有化によりすべて飛騨市の所有地となっており、公園地として利用している。

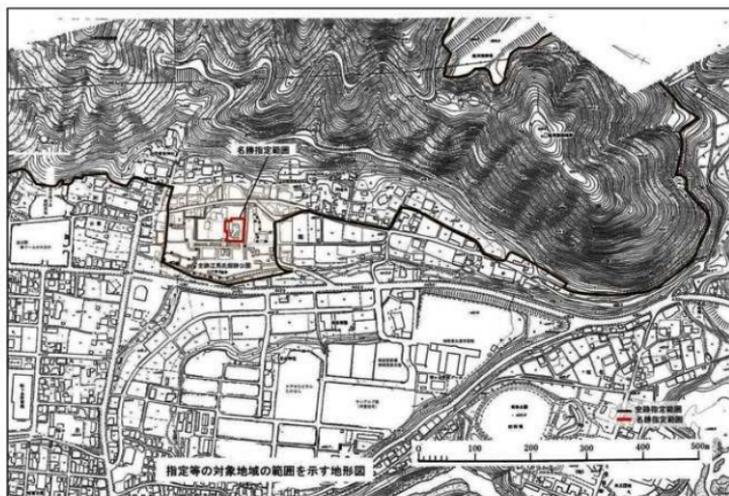


図 2-20 名勝の位置



図 2-21 名勝の範囲 (航空写真)

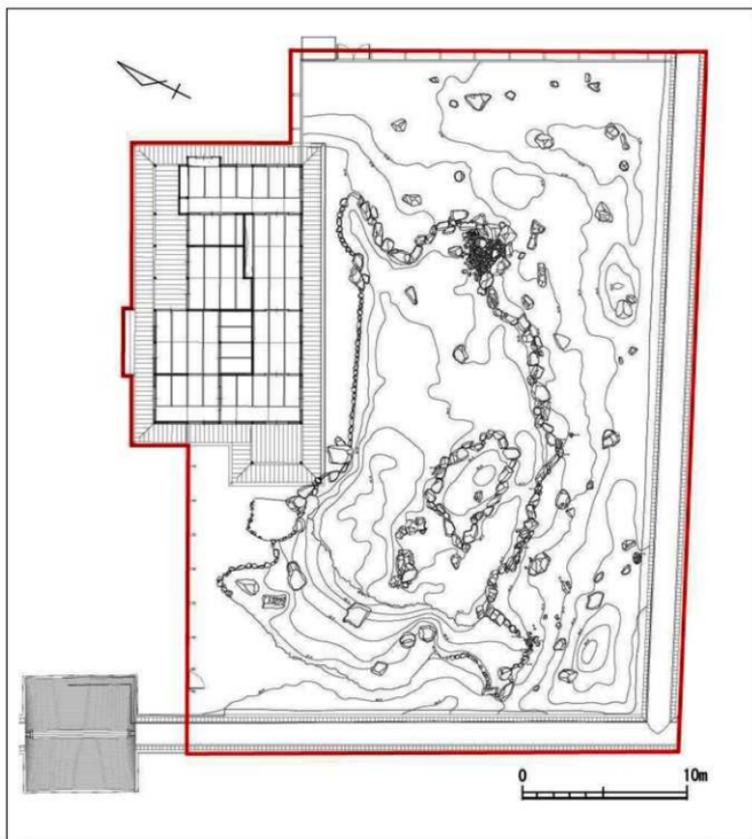


图 2-22 名勝指定範圍圖

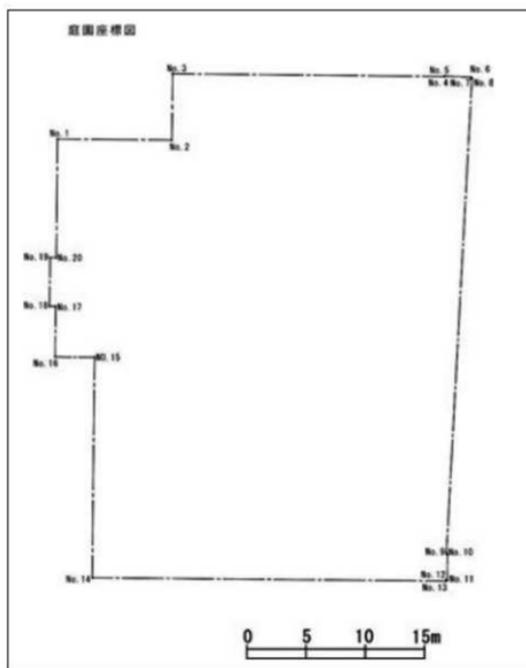


図 2-23 名勝の範囲（座標図）

表 2-4 名勝指定地境界座標一覧

番号	X座標 (m)	Y座標 (m)	備考	番号	X座標 (m)	Y座標 (m)	備考
No. 1	36, 242. 8883	12, 826. 6140	SB46 隅	No. 11	36, 194. 6159	12, 813. 5685	
No. 2	36, 234. 8623	12, 831. 8762		No. 12	36, 194. 7002	12, 813. 5132	
No. 3	36, 237. 9389	12, 836. 6582		No. 13	36, 194. 6623	12, 813. 4555	
No. 4	36, 249. 2255	12, 818. 7569		No. 14	36, 219. 6237	12, 797. 0914	
No. 5	36, 249. 2599	12, 818. 7773		No. 15	36, 229. 9851	12, 812. 8725	
No. 6	36, 250. 4067	12, 816. 8508		No. 16	36, 232. 7508	12, 811. 0736	
No. 7	36, 250. 3165	12, 816. 7971		No. 17	36, 235. 0493	12, 814. 5951	
No. 8	36, 250. 3533	12, 816. 7352		No. 18	36, 235. 4758	12, 814. 3520	
No. 9	36, 195. 9236	12, 815. 3920		No. 19	36, 237. 7632	12, 817. 7932	
No. 10	36, 195. 8459	12, 815. 4430		No. 20	36, 237. 3445	12, 818. 1030	

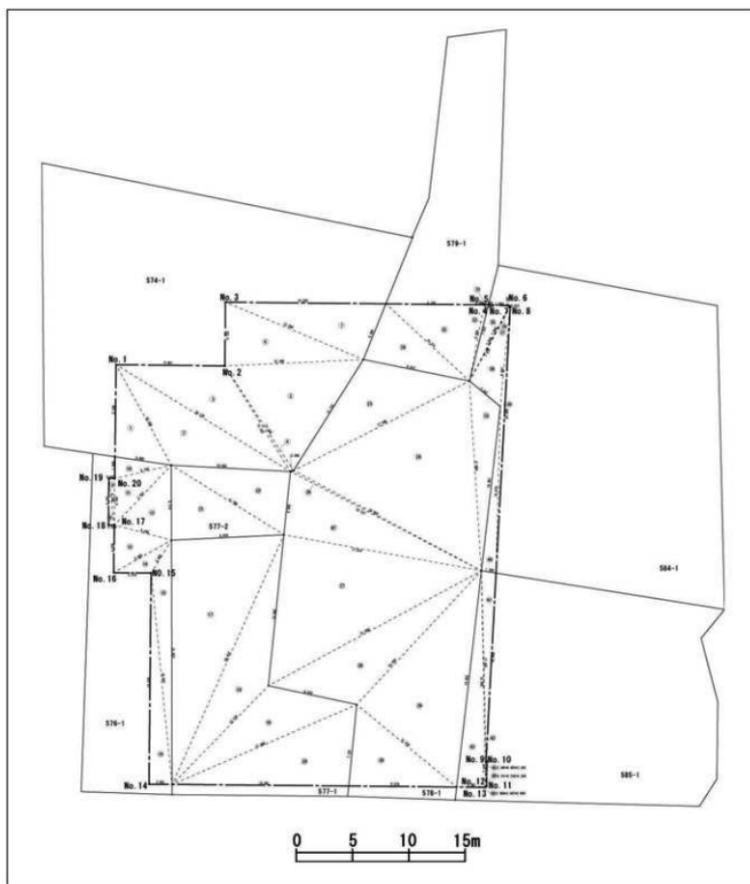


図 2-24 名勝指定範囲求積図

第4節 各種法令による位置づけ

史跡等には、文化財保護法、都市計画法、森林法等、多くの法令により規制・管理されている。また、各城館跡はそれぞれ離れているため、各法令の対象となる区域が城館毎でそれぞれ異なる。それぞれの法令の概要と協議先、範囲を次の通り示す。なお、本計画掲載の範囲図の情報は、策定段階の公開情報をもとにしたものである。随時更新されている情報もあり、誤差等も考えられるため、最新情報は各協議先に都度確認する必要がある。

表 2-5 法規制一覧

名称	法令	対象地(史跡を構成する城館のうち)	対象となる行為	許可申請(協議)先
史跡江馬氏城館跡、名勝江馬氏館跡庭園	文化財保護法 第109、125、168条	全区	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官の許可もしくは同意(国権関の場合)が必要	飛騨市教育委員会 文化振興課
周知の埋蔵文化財包蔵地(江馬氏館跡等)	文化財保護法 第92~99条	全区	調査のために土地を発掘する場合(92条)、土壌調査その他埋蔵文化財調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合(93条)、国又は地方公共団体の機関が周知の埋蔵文化財を発掘しようとする場合(94条)には、文化庁長官に届出若しくは通知(94条の場合)が必要。	飛騨市教育委員会 文化振興課
都市計画区域(区域区分は定めていない)	都市計画法53条	下館跡	都市計画決定された施設(公園、道路等)の区域内において建築行為を行う場合には、飛騨市長の許可が必要。	飛騨市基盤整備部 都市整備課
普通林	森林法第10条の8	全域	普通林を伐採する場合には、あらかじめ飛騨市長に届出が必要。	飛騨市農林部 林業振興課
保安林	森林法第25条	高原諏訪城跡、土城跡、寺林城跡の一部	保安林に指定されている区域で一定の行為(立木・立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放逐、下草、落葉もしくは落枝を採取、土石もしくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。	岐阜県 飛騨農林事務所
砂防指定地	砂防法第2条	高原諏訪城跡の一部	区域内で砂防施設の使用や工物件の新築等、法に掲げる行為を行う場合には岐阜県知事の許可が必要。	岐阜県 吉川土木事務所
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	高原諏訪城跡、下館跡	土砂災害警戒区域、または土砂災害特別警戒区域において一定の規制がある。土砂災害特別警戒区域において特定の開発(住宅地分譲、賃貸住宅、社会福祉施設、学校、医療施設)を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。	岐阜県 吉川土木事務所
屋外広告物	岐阜県屋外広告物条例	全区	屋外広告物の設置・改修・撤去・管理者の変更を行うときは、原則として飛騨市の許可が必要。	飛騨市基盤整備部 建設課
農地	農地法第3条~5条	区域内の農地	農地において地目変更、所有権の移転、賃借権の設定等を行う場合には飛騨市又は飛騨市農業委員会の許可が必要。	飛騨市農業委員会 事務局
史跡江馬氏館跡公園	飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例、飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則、飛騨市使用料徴収条例、飛騨市都市公園条例、飛騨市都市公園条例施行規則	下館跡	整備した歴史公園の管理運営に関する条例・規則、都市公園として設置され、有料公園に位置づけられている。また文化施設としても位置づけられており、使用料・休憩日・開館時間を定めている。占用使用等については、管理者である飛騨市の許可が必要。	飛騨市教育委員会 文化振興課 (公園については飛騨市基盤整備部都市整備課)

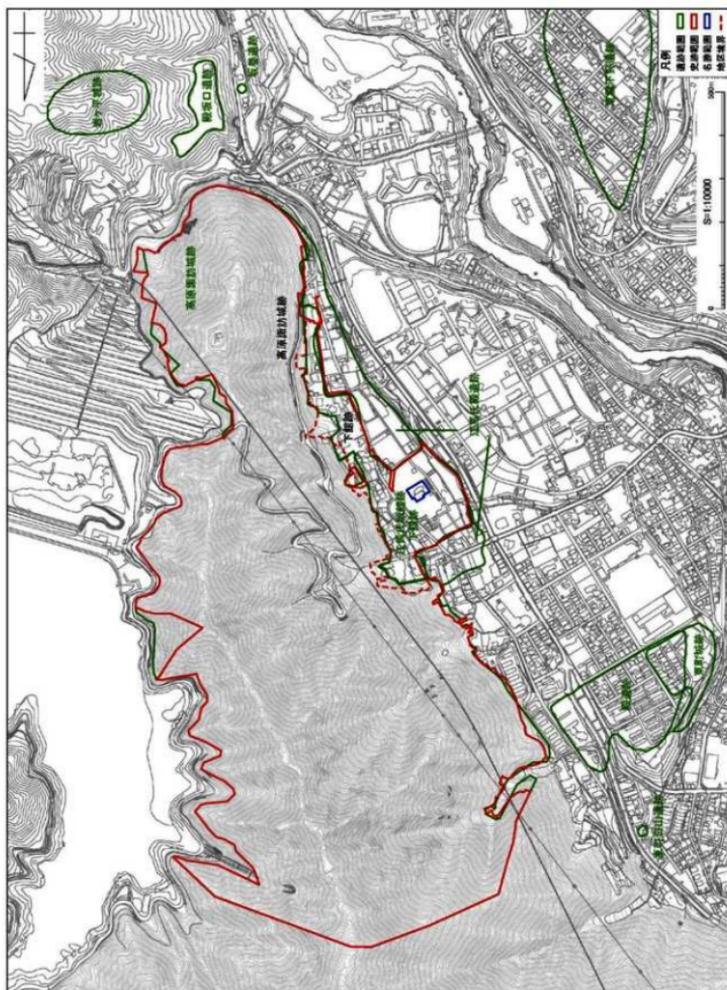


図 2-25 周知の埋蔵文化財包蔵地（下館跡・高原諏訪城跡）

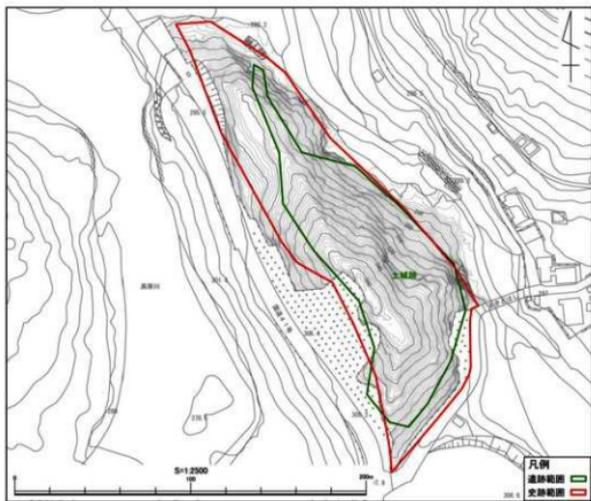


図 2-26 周知の埋蔵文化財包蔵地（土城跡）

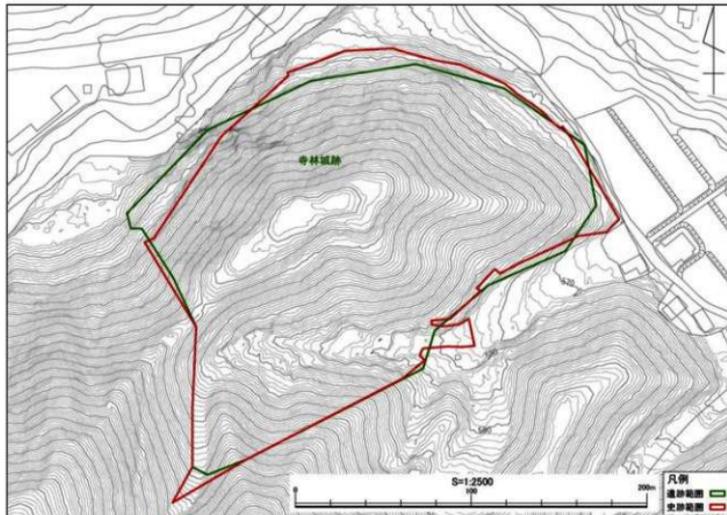


図 2-27 周知の埋蔵文化財包蔵地（寺林城跡）

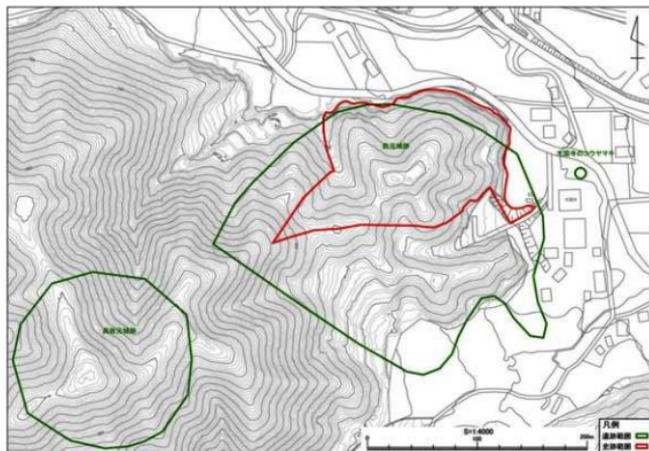


図 2-28 周知の埋蔵文化財包蔵地（政元城跡）

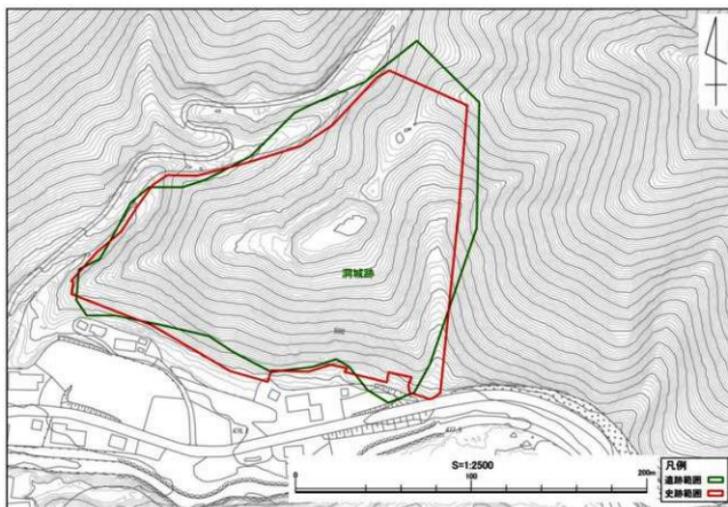
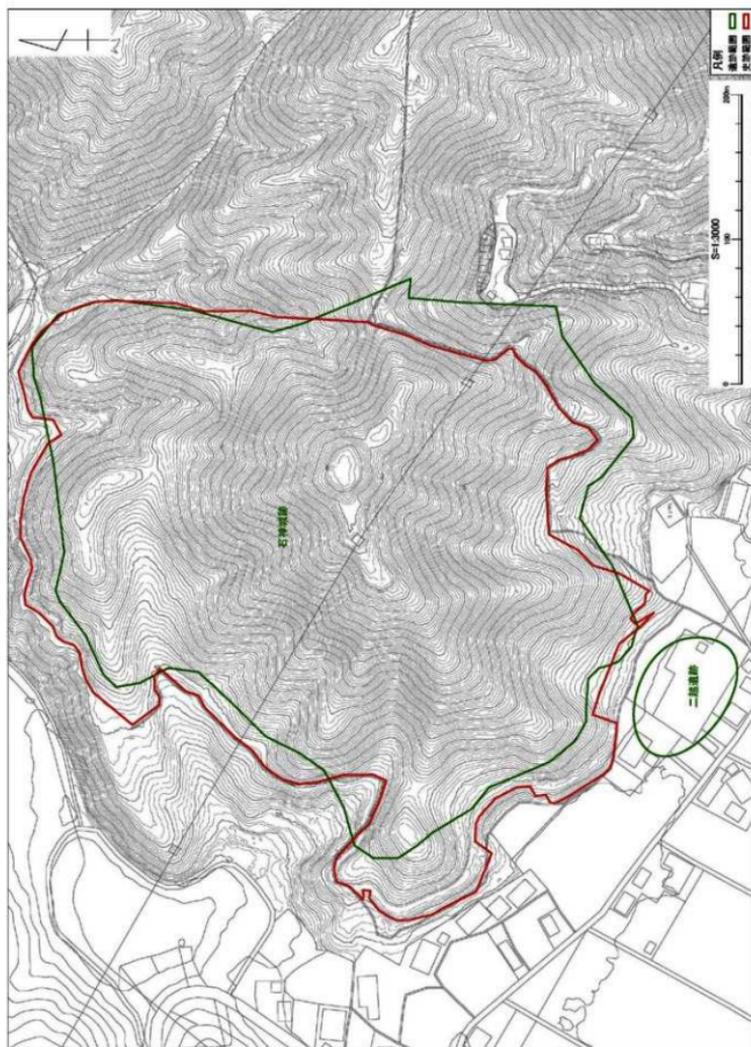


図 2-29 周知の埋蔵文化財包蔵地（洞城跡）



第2章

史跡・名勝の概要

図 2-30 周知の埋蔵文化財包蔵地（石神城跡）

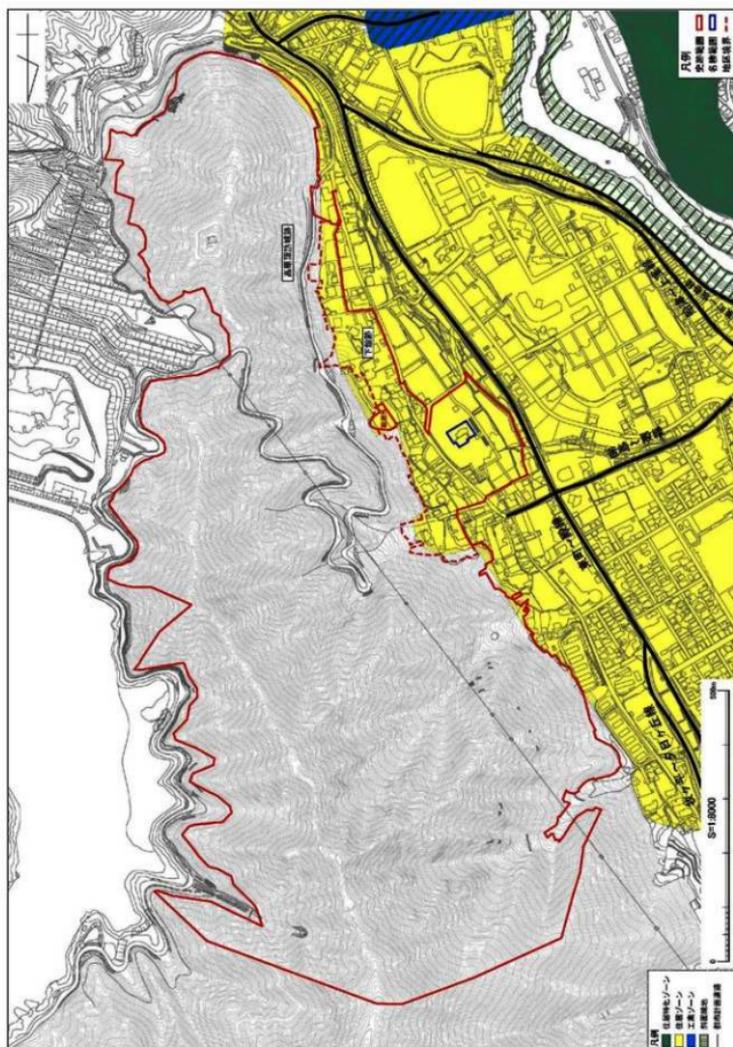


図2-31 都市計画区域関係図（下館跡・高原諏訪城跡）

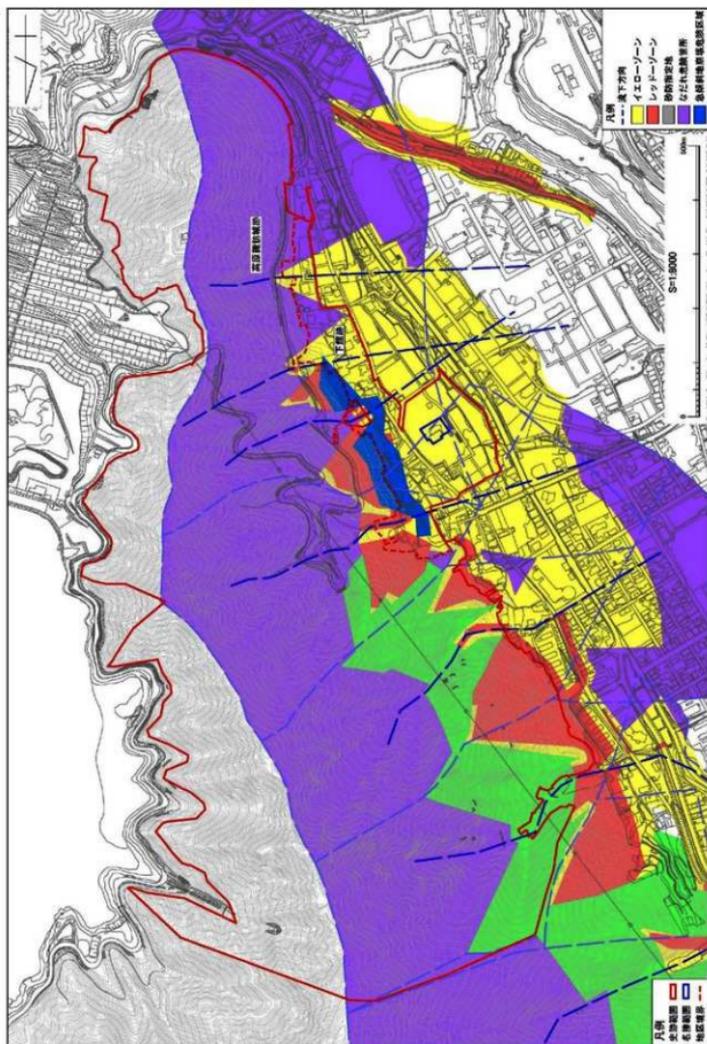


図2-32 砂防関係図 (下館跡・高原諏訪城跡)

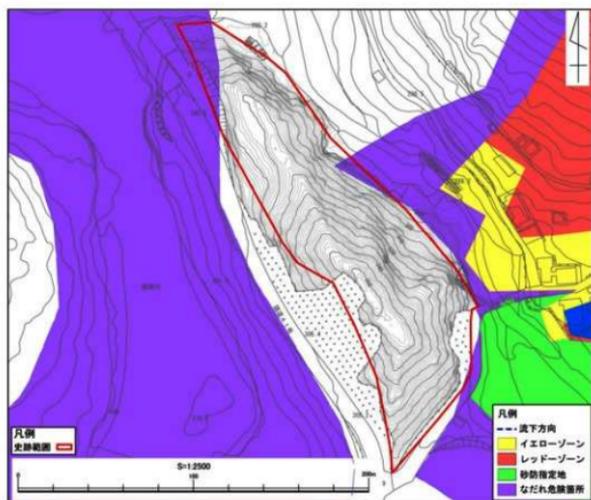


図 2-33 砂防関係図 (土城跡)

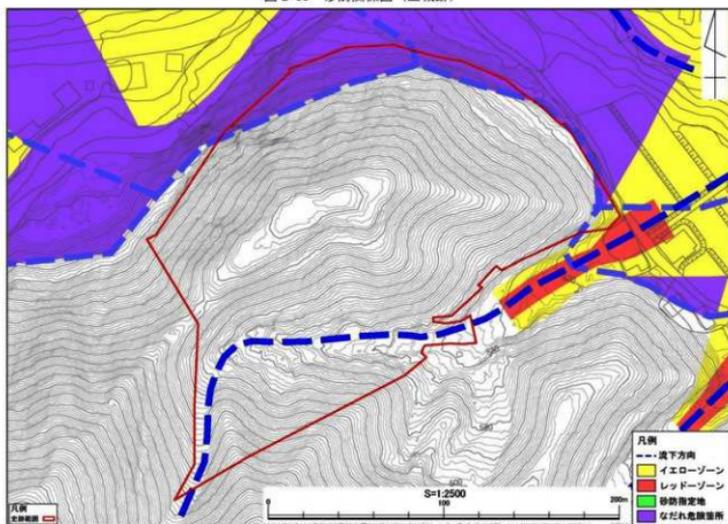


図 2-34 砂防関係図 (寺林城跡)

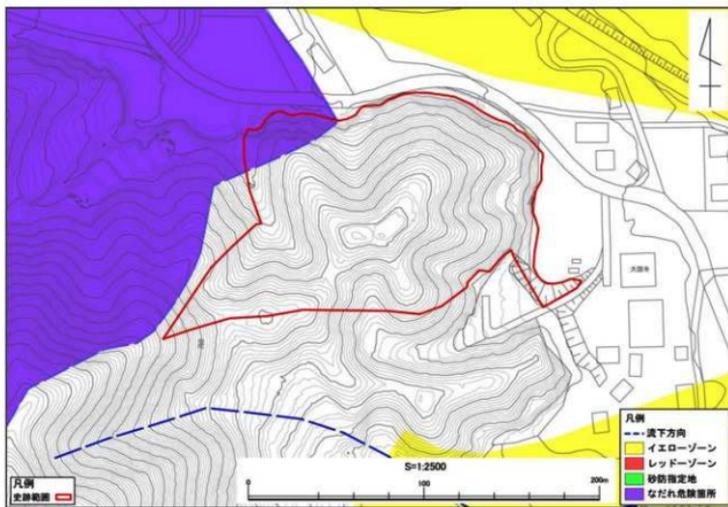


図 2-35 砂防関係図（政元城跡）

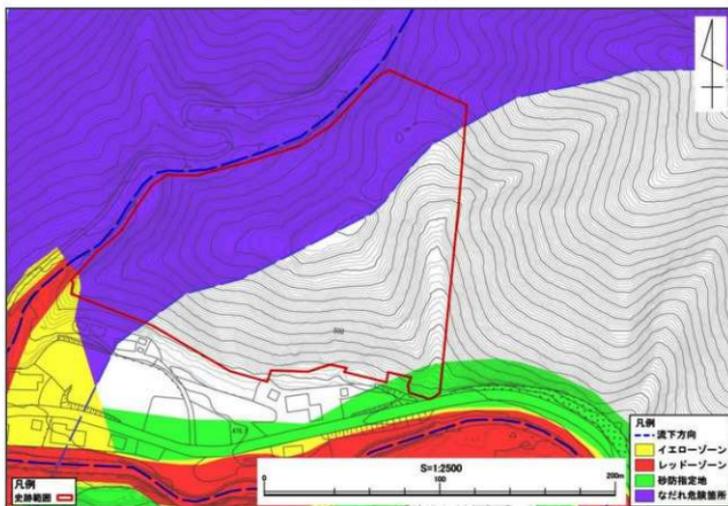


図 2-36 砂防関係図（洞城跡）

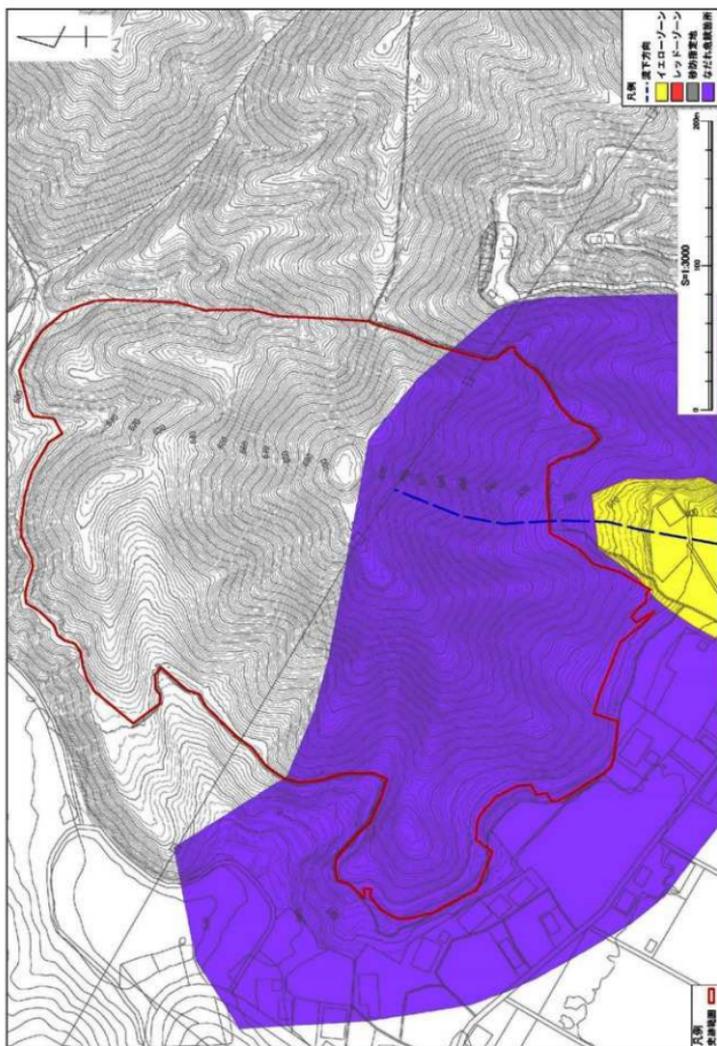


図 2-37 砂防関係図 (石神城跡)

第5節 これまでの調査成果

高原郷の歴史や江馬氏に関する歴史的環境を以下のとおり整理した。また、発掘調査をはじめとするこれまでの調査成果を、史跡指定前と指定後に実施したものに分けてそれぞれ示す。

1. 歴史的環境

(1) 高原郷の歴史

高原川水系の河岸段丘上には古くから人々の営みがあったようである。麻生野・石神・殿・坂巻・朝浦・釜崎・東雲・小萱・割石など高原川により形成された河岸段丘上、吉田など吉田川によって形成された河岸段丘上、柏原・山田・梨ヶ根など山田川沿いの河岸段丘上では、縄文時代の土器・石器が出土している。麻生野地区からは縄文時代草創期の有舌尖頭器が出土し、坂巻地区からは縄文時代早期の押型文土器が出土している。割石地区や東雲地区、吉田地区では縄文時代中期の北陸系土器が出土し、石神地区では後～晩期の縄文土器が出土している。縄文時代を通してこれらの河川沿いに人々が暮らしていたようである。一方、弥生土器は、麻生野地区、梨ヶ根地区などで破片が出土する程度である。飛騨における古墳の確認例は、国府・古川を中心とする古川盆地と、高山盆地の宮川水系に集中している。本遺跡が立地する高原川水系の高原郷では、山田川沿いの柏原古墳が唯一の確認例である。ただし、古墳時代の土器は吉田地区、東雲地区で出土している。奈良・平安時代の遺物は、梨ヶ根地区、東雲地区などで発見されている。

鎌倉時代は、小萱地区に所在する薬師堂(国重要文化財・建造物)が確認できる。また、吉田地区に所在する牟婁城跡(岐阜県史跡)は鎌倉時代の築城と伝わるが詳細は明らかではない。

室町時代には、江馬氏下館跡において13世紀以後の遺構・遺物が確認できる。江馬氏に関連する山城も多く確認できる。また史料からも江馬氏が高原郷を支配していた様子がうかがえる。

天正10年(1582)、江馬氏は姉小路(三木)氏と戦い敗れる。その後も史料では江馬氏の活動が認められるが、どの程度の勢力を保っていたかは不明である。天正13年(1585)、羽柴秀吉の命により金森長近・可重父子が飛騨に侵攻し、姉小路(三木)氏を滅ぼす。以後金森氏が飛騨国を治め、高原郷には分家の左京家に内分知した。釜崎地区には、金森左京跡とされる遺跡が存在する。また、金森長近は鉱山資源に着目し、茂住宗貞を金山奉行として鉱山開発に当たさせた。その屋敷跡と伝わる遺跡が金森宗貞跡(岐阜県史跡)として東茂住地区に所在する。元禄6年(1693)、金森氏の移封により、高原郷を含む飛騨国は天領となった。

(2) 史料に見る中世の江馬氏

江馬氏が支配した高原郷(現在の飛騨市神岡町・高山市上宝町付近)では、中世の館跡や山城跡の遺跡が確認でき、史料からはこのころの高原郷を江馬氏が治めていたことがわかる。江馬氏関連の史料については、葛谷鮎彦や小島道裕の論考に詳しい。

高原郷の江馬氏は、伊豆国田方郡江馬庄(現伊豆長岡町付近)を領有していた鎌倉幕府執権北条氏の一族か、北条氏の被官である伊豆の江馬(江間)氏の一族と考えられる。13世紀中頃に江馬氏は飛騨に所領を得て高原郷に入ったとされる(葛谷 1970)。その後、南北朝の内乱を経て在地領主として成長したと推定できる。

小島は、古文書の記述から14～15世紀の江馬氏について詳細に検討している。高原郷の江馬氏が史料上に現れるのは14世紀中葉の南北朝期のことである。初見史料は『天龍寺造営記』暦

応5=康永元年(1342)の記録である。天龍寺造営の儀礼において「江馬左近将監忠継」が小侍所の武士として佐々木佐渡判官入道(京極高氏(尊誉))の進めた馬を引いたとの記録から、江馬氏が幕府直属の武士であったことが確認できる(小島 1996・1998・2003)。また14世紀後半以降の飛騨における江馬氏について、小島は史料から明らかになっている(小島 1996・1998・2003)。

『山科家文書』応安5年(1372)～嘉慶2年(1388)までの記録では、「江馬但馬四郎」「江馬能登三郎」、「江馬民部少輔」の名前が確認できる。この3人の出自や系譜は明らかでないが、高原郷で伝えられる江馬氏と同族と考えられる。「江馬但馬四郎」は広瀬氏を通じ管領細川頼之から室町幕府の公務執行命令を受けており、また管領斯波義将から室町幕府の公務執行命令を受けている。「能登三郎」は山科家領飛騨国江名子(現在の高山市江名子町付近)や松橋(不明)を押領した。「江馬民部少輔」は室町幕府の公務執行命令を受けている。これらのことから、14世紀末には高原郷にいた江馬氏の一族が、室町幕府から地域を代表する武士と認識されてその公務を執行し、あるいは逆に反抗する勢力を保持していたことが分かる。また、『山科家礼記』文明3年(1471)・同4年(1472)の記録では、「江馬左馬助」が室町幕府より公務執行命令を受けた他、管領細川勝元から山科家への忠誠を誓う指示を受けたことが記されている。このことから15世紀後半には幕府の有力者との強い繋がりを持ち、また認められるだけの力を持つ武士であったことがわかる。『烏丸家文書』文明16年(1484)の記録では、「江馬三郎左衛門元経」が小八賀郷(現在の高山市丹生川町付近)の代官に任命されたことが分かり、『北野社家日記』延徳3年(1491)・同4年(1492)の記録からは、「江間殿」が室町幕府奉行人松田長秀・飯尾為規から北野社領飛騨国荒木郷の回復を命じられ、以後、江馬氏が北野社領の飛騨国荒木郷の所領経営を委任されたことが分かる。このことから、江馬氏が高原川流域に留まらず現在の荒城川流域にまでその勢力を拡大し、15世紀末まで飛騨国の有力な武士として室町幕府との関係を保っていたことが分かる。

戦国時代になると動乱の中の江馬氏の活動が記されている。このころ飛騨は、甲斐の武田氏と越後の上杉氏という二大勢力の間で、双方から圧力を受けていた。江馬氏は、中地山城(現在の富山県富山市大山町)の城主になるなど、越中に進出したとされる(高岡徹 1990)。

天正10年(1582)、本能寺の変で織田信長が没すると、上杉方の江馬輝盛と織田方で飛騨南部を支配していた姉小路(三木)自綱と飛騨全域の支配権をめぐって争うに至った。決戦は両氏の領地境である荒城郷八日町(現高山市国府町)において行われ(八日町合戦)、江馬輝盛が敗れて討死にし、本城である高原諏訪城も落城した。このことは飛騨市古川町太江にある寿楽寺の大般若経裏書に伝えられている。その後も史料では江馬時政なる人物の活動が認められる。また、後の加賀藩の家老・山崎家の家臣団に関する戦功覚書である「山崎家士軍功書」には、天正12～13年(1584～1585)の間に佐々成政軍が高原郷に侵攻したと記されている。その際、江馬氏は「高原の城」を明け渡し、「岩屋堂」(現在の高山市上宝町岩井戸か)に籠もって戦うが、攻め落とされたと記されている(高岡徹 1998)。どの程度の勢力を保っていたかは不明であるが、江馬氏は天正10年で完全に滅びることなく、以後も存続していたと考えられる。その後、天正13年(1585)に金森氏が飛騨に侵攻し、江馬氏は当初金森氏に付き従うが、金森氏が飛騨統一直後に一揆を起こし、滅ぼされたと伝わる。このようにして、中世の飛騨北部に雄飛した江馬氏は、近世への転換期に領主としての姿を失うこととなった。

表 2-6 江馬氏関連年表

西暦	元号	ことがら	文献
13世紀ごろ		江馬氏が高原郷に入ったとされる。	
1342	康永1	「江馬左近将監忠経」天龍寺造営の儀に小侍所の武士として佐々木佐渡判官入道(京極高氏(導誓))の馬を引いた。	(1)
1372	応安5	「江馬但馬四郎」広瀬氏を通じ、管領細川頼之から、山科家領を押領した守護被官人・垣見氏を排除するよう命令を受ける。	(2)
1381	永徳1	「江馬但馬四郎」稲葉氏を通じ、管領細川頼之から、山科家領を押領した守護被官人・垣見氏を排除するよう命令を受ける。	(2)
1383	永徳3	「江馬能登三郎」守護被官人の垣見氏とともに山科家領飛騨国江名子・松橋を押領する。守護京極氏に排除するよう命令が出される。	(2)
1388	嘉徳2	「江馬民部少輔」室町幕府奉行人より山科家領段銭権便を停止するよう命令を受ける。	(2)
1471	文明3	「江馬左馬助」室町幕府奉行人より山科家領飛騨国岡本上下保・石浦・江名子・松橋を、姉小路氏とともに現地で治めるよう命令を受ける。	(3)
1472	文明4	「江馬左馬助」管領細川勝元に対し、幕府に忠節を尽くすと書状を出す。	(3)
1484	文明16	「江馬三郎左衛門元経」小八賀郷の代官に任命される。	(4)
1489	長享3	禅僧 万里集九、高原郷・荒木郷を訪れ、江馬氏の誓応を受ける。	(5)
1491	延徳3	「江間殿」室町幕府奉行人から北野社領飛騨国荒木郷の回復を命じられる。以後、江馬氏が北野社領の飛騨国荒木郷の所領経営を委任される。	(6)
1492	延徳4	「和尔平太」江馬氏の使いとして北野社の年貢催便に対し、南円院に納めに行く旨の返書を行う。	(6)
1544	天文13	飛騨国に兵乱がおこり安国寺・千光寺が被害を受ける。	(7)
1564	永禄7	江馬輝盛と江馬時盛が対立。輝盛は三木良頼とともに上杉氏の助力を、時盛は武田氏の助力を得る。最終的に時盛が降伏する。	(8)
1582	天正10	江馬輝盛、三木自綱と荒木郷八日町で合戦に及ぶ。輝盛が討ち死し江馬氏敗走(「八日町合戦」)。直後に三木方の小島時光が高原諏訪城に攻め入り落城。	(9)
1584	天正12	江馬時政、河上用助に荒木郷の土地を給付する。	(10)
1585	天正13	羽柴秀吉の命を受けた金森長近・可重父子が飛騨に侵攻。江馬時政は当初金森氏に付き従うが、金森氏が飛騨統一直後に一揆を起こし滅ぼされたと伝わる。	

- (1) 天龍寺造営記 (2) 山科家文書 (3) 山科家礼記 (4) 烏丸家文書 (5) 梅花無尽蔵 (6) 北野社日記
 (7) 飛州志所載史料 (8) 塚田家文書 (9) 寿楽寺大般若経第六百卷奥書 (10) 河上家文書



図 2-38 歴史的環境位置図(地名や行政区界は現代のもの) ※地理院タイル(白地図)を加工して作成

2. 指定前の調査成果

指定前の調査は、庭園や居館といった下館跡の中核部の内容・規模を確認することを目的としていた。その成果は『史跡江馬氏城館跡発掘調査概報』（1979、神岡町教育委員会）より確認できる。また、指定対象となる山城跡を選定するため、各山城群についての史料調査・現地踏査を実施した。その概要を以下のとおり示す。なお、下記は当時の記録をまとめたものであり、指定後の調査結果で認識が変わったところもある。

(1) 指定前の発掘調査成果

昭和48年（1973）、江馬氏居館跡・庭園跡との伝承をもつ地域の土地造成工事に伴う試掘調査で、広範囲にわたる遺構の存在が確認された。この調査では、庭園遺構の概略がほぼ確認され、池に接続した礎石建物跡、館を囲む堀跡の存在も明らかになった。以降、昭和53年（1978）まで調査区を拡大しつつ館内外の発掘調査を行った。庭園跡、建物跡、堀跡等の遺構が検出され、多くの土器、陶磁器類が出土している。

なお、指定後も含め、これまでの発掘調査の実績については、図2-39・表2-7のとおり示した。

館の規模

下館は東西100m、南北100mほどの規模で西を正面としており、堀は東側の山裾部を除いて館跡の三方を取り囲む形でめぐっていることが判明した（図2-40）。

堀跡

北堀は上幅4m、下幅1.5m、深さ1mの箱形で堀の内側には幅3m、高さ50cm～80cmの土塁状の高まりがみられる。西堀については上幅4m、深さ2.5mで地山をV字型に掘り込んだ築研堀である。北堀と西堀中心に幅7mの土塁状の開口部があり、館への導入部と考えられる。西堀は南堀には接続せずに途中で西方へ鍵の手状に曲がって終わっている。埋土は自然堆積ではなく整地土で一度に埋め戻されている。

庭園

館の南西隅に位置。庭園の石組み、池への導水路、池中の石組みや橋脚、付属する建物等が検出された。池辺の施設や建物の配列、周辺の境界施設なども整備されていることから、京都の庭園様式を模倣して造られたものと考えられた。

建物跡

層位として大きく3時期にわたっていると推定した。建物群は礎石や抜き取り穴の配置で、軸線の違いから2時期（A期・B期）あったことが確認されている。新しい時期（B期）の建物は、古い時期（A期）のものより一段高い位置にあるため、礎石、抜き取り穴などが削平され、平面規模は明瞭でない。B期の建物は主軸方位が南堀の新しく作り造りかえられた方位と概ね一致する。

館外部

土地改良工事等で地山まで削平をうけており、明確な遺構の広がり確認できなかった。ただし、館の南西部の地区では方形の竪穴住居跡を検出している。このことから堀の外側が馬場などに使用されていた可能性があるが、まとまった構築物は存在しておらず、一族・家臣団の屋敷は分散していたものと評価している。

表2-7 下館跡地区の発掘調査経過（「整備工事報告書」より）

年度	調査地区	調査面積 (㎡)	事業費 (千円)	備考
殿地区の土地改良工事に先立つ試掘調査(1976～1979年)				
1976(昭和51)	庭園周辺	2,940	—	
1977(昭和52)	堀内地区北東部建物群 南堀・西堀端部周辺 南堀外側地区	2,610	—	・岐阜県史跡「江馬氏庭園」指定
1978(昭和53)	遺跡範囲確認調査	3,060	10,000	・奈良国立文化財研究所・福井県教育庁朝倉氏 遺跡発掘調査研究所より指導を受ける〔国〕
1979(昭和54)		—	—	・国史跡『江馬氏城跡跡』の指定 〔1980(昭和55)年3月21日〕
史跡整備に先立つ事前発掘調査(1994～1998年)				
1994～1996：富山大学人文学部考古学研究室に委託				
1994(平成6)	堀跡地区	1,630	22,446	〔国〕
1995(平成7)	門前地区 堀池地区	1,210 140	24,310	〔国〕
1996(平成8)	工房(南辺)地区	890	17,348	〔県〕
以後、神岡町単独の調査体制に移行				
1997(平成9)	南堀延長部周辺地区	1,429	18,620	〔県〕
1998(平成10)	堀内地区北西隅部	288	7,691	〔県〕
史跡整備工事に伴う発掘調査(1999年～2009年)				
1999～2000年度：史跡等保存整備事業(一般)				
1999(平成11)	堀内地区西辺(主門・脇門)	500	7,182	・西側土堀位置の発掘調査〔国〕
2000(平成12)	堀内地区庭園	900	14,498	・園地埋土および景石転倒状況確認調査〔国〕
2001年度：史跡等活用特別事業				
2001(平成13)	堀内地区庭園及びその周辺 (S B 46・S B 43周辺確認 トレンチ)	1,214	15,057	・景石転倒状況確認、礎石建物S B 43・S B 46 再確認調査〔国〕
2002～2006年度：史跡等総合整備活用推進事業				
2002(平成14)	堀内地区南西隅部 堀内地区S B 44・49再確認	300 220	11,711	・西側土堀(主門～南端部)柱穴及び 礎石建物SB44・49再確認調査〔国〕
2003(平成15)	堀内地区S B 41再確認 北堀周辺再確認	200 110	7,398	・礎石建物S B 41及び北側土堀位置の 再確認調査〔国〕
2004年2月、町村合併により飛騨市となる				
2004(平成16)	南堀延長部再調査 西堀(薬研堀、主門～脇門)再検出	160	5,597	・南堀延長部及び西堀埋土掘削調査〔国〕
2005(平成17)	工事に伴う確認調査	—	5,092	・遺構面深度確認トレンチ調査〔国〕
2006(平成18)	工事に伴う確認調査	—	9,329	・遺構面深度確認トレンチ調査〔国〕
2007～2009年度：史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業				
2007(平成19)	西堀(薬研堀、箱堀)再検出	394	5,740	・西堀埋土掘削調査〔国〕
2008(平成20)	工事に伴う立会調査	—	2,240	・工事施工掘削時の立会調査〔国〕
2009(平成21)	工事に伴う立会調査	—	10,533	・工事施工掘削時の立会調査〔国〕
	合計	18,195	194,792	

※備考の〔国〕は国庫補助事業であること、〔県〕は県費補助事業であることを示す。

※調査面積の総計は各調査面積の合計であり、調査地区は重複があるため史跡の面積と一致しない。

※事業費は、補助対象外経費も含む。

出土遺物

土師器皿を中心に約3,500点が出土。出土量は堀の内側の地区が多い。中世遺物としては、他に瓦器、珠洲、八尾、信楽、越前、瀬戸系、貿易陶磁器類のほか、わずかの金属製品、石製品が加わる。土師器皿の年代観はこの時点では不明であったが、陶磁器類は13世紀から16世紀にわたる各時期の遺物から構成されていた。火縄銃の弾丸と見られる鉛球も発見されている。

館の存続時期について

遺構・遺物により、下館が南北朝から室町時代初期にかけて、江馬氏一族の生活地であったとし、室町時代中期には、本遺跡を縮小・廃墟となし、他に生活拠点を移したものと推測している。

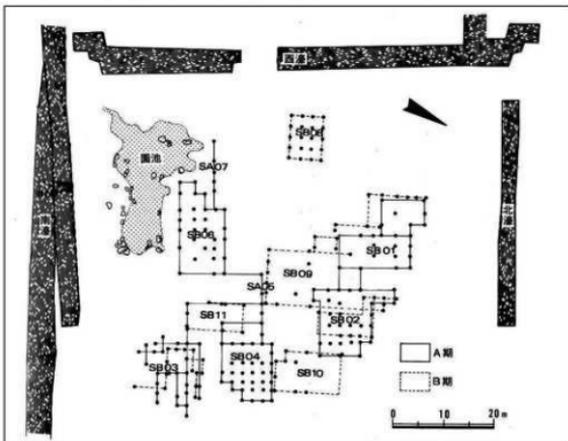


図2-40 昭和53年度調査遺構概略図(神岡町教育委員会1979より)

(2) 山城跡および関連城館の調査

下館跡の調査と並行して、各山城群についての史料調査・現地踏査を実施した。指定対象の山城跡として、『飛州志』の記載をもとに、諏訪城(高原諏訪城)、土城、寺林城、政元城、洞城、石神城を直接の江馬氏関係の城として認定し、史跡指定の対象とした。これは、『飛州志』等の近世以降の地誌や伝記に江馬氏もしくは家臣の持城という記載があること、曲輪などの城郭遺構が現地に見られること、主要街道等の位置関係から下館と密接な繋がりが考えられることを基準に総合的に検討している。また、高原諏訪城に関しては、現地踏査により稜線上に構築された遺構を認め、総延長1.44kmにわたるものであると判明した。

また、関係の城跡として東町城(野尻城、江馬之御館)が挙げられているが、郷土資料館(神岡城)が整備されており、現状変更が著しいという理由で史跡候補から外されている。しかしながら、下館跡に匹敵する規模を持ち、今後の精査と比較検討を要するとしている。

その他、江馬氏の関連山城として高山市国府町にある「梨打城」、同上宝町にある「学生茂城」、「尻高城」、「天元城」、富山県富山市にある「中地山城」を挙げている。

3. 指定後の調査成果

(1) 指定後の発掘調査成果

平成6年(1994)から平成10年(1998)にかけて史跡整備に先立つ調査を、その後平成11年(1999)から平成21年(2009)にかけて整備工事に伴う発掘調査を実施した。その成果を以下に整理する。

下館跡の遺構は、主軸方位によってa・b・cの3群とこれらのいずれにも属さないd群の4群に整理できる(図2-41・図2-42)。これら主軸方位による遺構群のまとまりと、各遺構群の検出遺構面の層序関係、遺構に伴う出土遺物の年代から、江馬氏下館の時期変遷は大きくは江馬氏下館Ⅰ～Ⅲ期の3時期に整理でき、館として機能していた江馬氏下館Ⅱ期は建物の建て替えによってさらに二期に細分できる(表2-8)。

Ⅱ期になって堀で囲まれた範囲を堀内地区、堀の外側でも西側を門前地区、堀の外側のうち、南堀の南側を工房地区とし、以下に各時期の下館の遺構配置について詳述する。

①江馬氏下館Ⅰ期(13世紀後半～14世紀代)(図2-43)

この地の利用が始まる時期である。総柱式掘立柱建物群が散在し、堀はまだ造っていない段階である。堀内地区SB48、門前地区のSB01・SB06・SB07、工房地区のSB21・SB14がこの時期の建物である。建物の主軸方位は一致しない。

②江馬氏下館ⅡA期(14世紀末～15世紀後半)(図2-44)

館の三方向を囲む堀・土塀を設け、堀内地区では規模の大きな礎石建物・園池を造り、堀の周辺部にも方形の区画を設けて館に必要な諸施設を計画的に配置する館の成立時期である。遺構の切り合い関係とその出土遺物の年代から、b・c群に属する遺構の多くがこの時期に属すると考えられる。

館の三方向を囲む堀はこの時期にはじめて設けたと考えられ、南堀はその主軸方位から旧堀が機能していたと考える。北堀・西堀はその主軸方位がa群に属し、遺構としては造り替え等の痕跡も確認していないが、この時期に設けたものと考えたい。西堀は土橋2の南側にも、葉研堀機能時には埋めていたと想定できる幅約3mの箱堀を長さ約4.5m分ほど確認しており、この段階には西堀全体が箱堀であった可能性も想定できるが、遺構としては確認できていない。

北堀に伴う土塀の北側基底部石列跡SV02の主軸方位はc群にする。土塀も館の最初期に計画的に設け、建物等の造り替えに際して改修を加えながら、ⅡB期末まで使用していたものと考えられる。

堀内地区ではb群遺構に属する礎石建物跡を確認した。園池跡は改修・造り替え等を確認できず、また築造開始年代を断定する知見も得ていない。しかし、堀内地区のⅡA期の建物跡群(b群遺構)とⅡB期の建物跡群(a群遺構)は重複しており、同位置で建物の建て替えが行われていることより、この区画には下館ⅡA期から園池施設が計画的に配置されていたと考えられる。

堀外地区については、南堀延長部を境として、西堀前の門前区画と南堀延長部南側の工房区画に分け、各区画内においても道路や掘立柱建物・柵列等によってさらに方形に敷地を区切り、館に必要な施設を計画的に配置している。

門前区画は、西堀に平行に南北方向に延びる6m幅の道路を設け、これに直交する東西方向を桁行き(長辺)とする建物や柵列、道路によって西堀南端部の屈曲部前、主門前、脇門前の3つ

の区画に分けている。主門前区画と脇門前区画の境は柵列跡 SA02 であり、主門前には宿直屋と考えられる SB03 を設ける。西堀屈曲部前と脇門前は広場であり、犬追物や射などの武術の訓練や儀式を行う場であったと考えられる。

工房区画は柵列と道路によって3区画に分け、各区画は掘立柱建物跡 SB13・15・28、竪穴建物跡 SI02・11、広場跡という施設の組み合わせで一作業場としての敷地を設けていた。

なお、堀外地区の建物跡等については大きくはc群遺構からb群遺構への作り替えが想定できるが、堀内地区ではc群遺構に属する建物群は確認できていない。堀外地区では、江馬氏下館ⅡA期と考えられるSB04とSA02を重なる形で確認しており、作り替えを行った建物跡もあると考えられる。

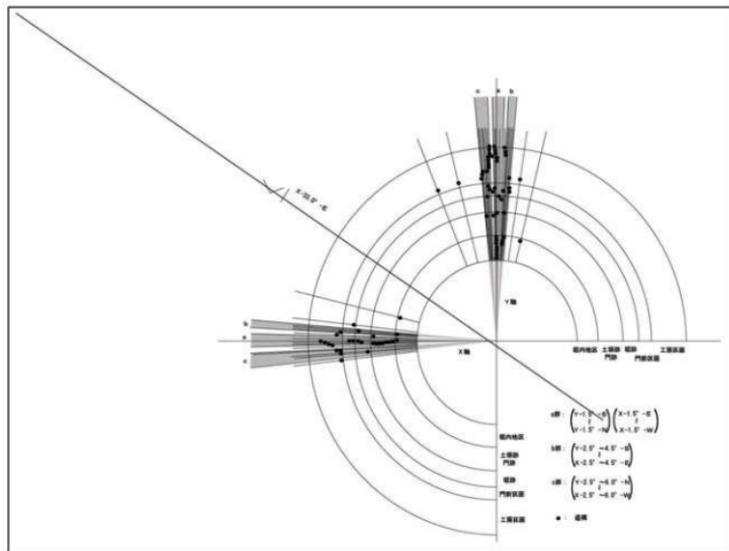


図 2-41 江馬氏下館跡建物主軸方位図

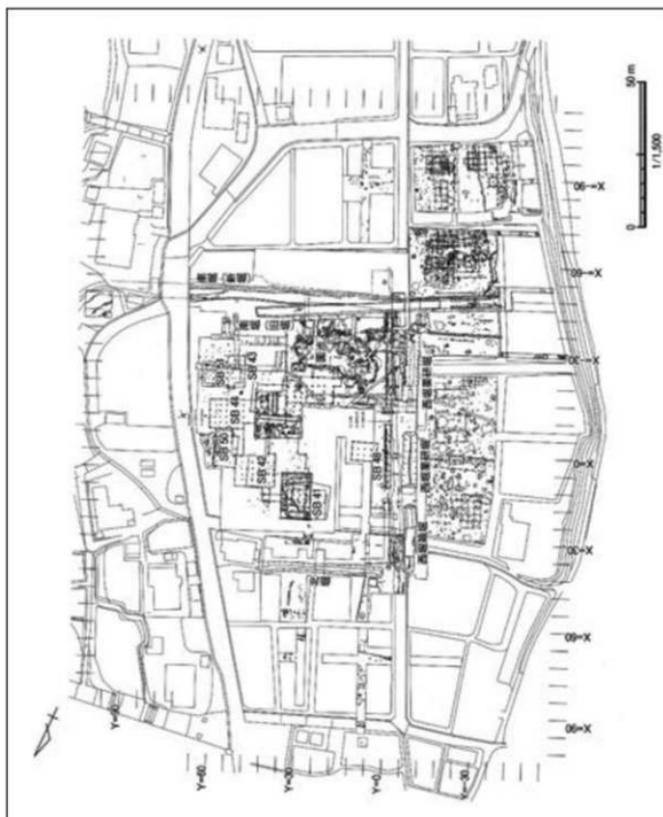


図 2-42 下館遺構分布状況図

表 2-8 遺構の変遷

時期	概要	
江馬氏下館Ⅰ期	(13世紀後半～14世紀代)	この地の利用が始まった時期
堀内地区	SB48	
堀外地区	SB01・06・07・14・21	
江馬氏下館ⅡA期	(14世紀末～15世紀後半)	館として整備した時期
堀内地区	SB49・53・60・61・62・64、SV02、南堀旧堀・西堀箱堀、園池	
堀外地区	SB03・13・15・28、SA02・13・26・27・32・55、S102・11	
江馬氏下館ⅡB期	(15世紀末～16世紀前半)	館として整備し、建て替えられた時期
堀内地区	SB41・42・43・44・46・61、SA43・45・47・55・56、SV01・02、南堀新堀、西堀、北堀、主門、園池	
堀外地区	SB02・05・11・17・22・26、SA01・11・12、S101・11	
江馬氏下館Ⅲ期	(16世紀中頃～末)	館として利用しなくなった時期
	SX01、S121、SB22	

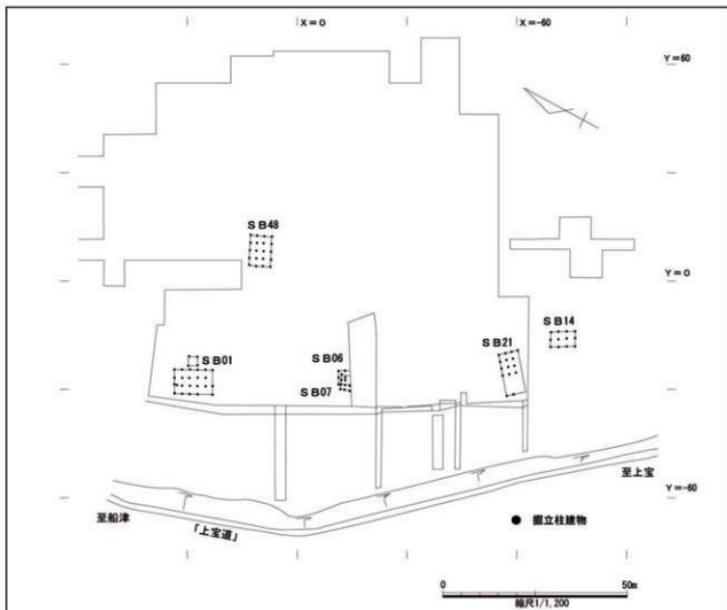


図 2-43 江馬氏下館Ⅰ期の遺構配置図 (13世紀後半～14世紀代)

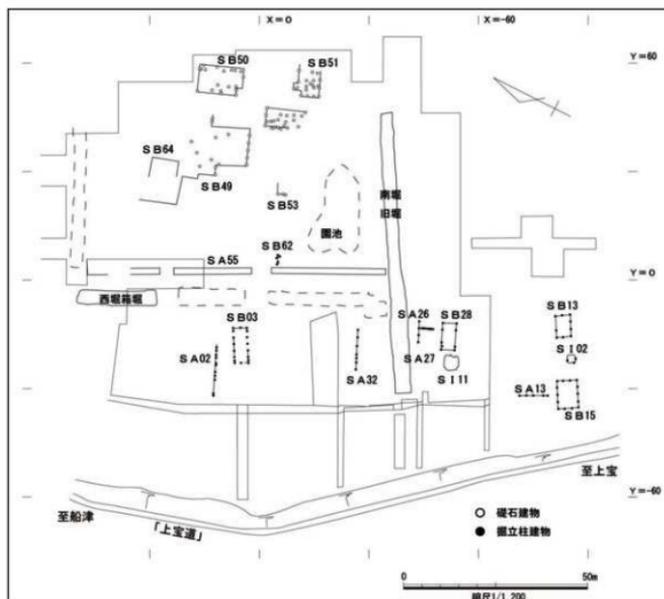


図 2-44 江馬氏下館ⅡA期の遺構配置図 (14世紀末～15世紀後半)

③江馬氏下館ⅡB期 (15世紀末～16世紀初め) (図 2-45)

堀内・堀外地区ともにb群遺構への作り替えを行う時期である。堀内地区・堀外地区とも各群の遺構は重複しており、建物等の造り替えに際して主軸方位は変えるものの、建物配置は継承していたと考えられる。南堀跡はこの時期に新堀に造り替えたものと考えられる。西堀跡薬研堀が成立したのもこの時期の可能性もあるが、前時期にすでに成立していたと考えておきたい。

土堀は、北堀に伴う土堀の南側基底部石列跡SV01がa群遺構に属する建物構築時の造成土層中に含まれており、前時期の土堀基底部石列SV02を利用しながら、作り替え(改修)を行い、引き続き使用していたと考えられる。

堀内地区の礎石建物跡はその配置・規模等がほぼ明らかになっており、その配置からSB41は台所、SB42は台所に付属する対屋、SB43は常御殿に付属する建物、SB44は常御殿、園池跡に面するSB46は会所と考えられる。堀内地区の南西隅部に位置する園池は、この時期に建物等とともに完成している。東西約27m、南北約14mの東西に長い不整形円形を呈するが、園池池底に水を溜めるための造作は確認できず、常時水を溜めてはいなかったと考えられる。長径1m以上の大きな底石を大量に配しており、力強く立体的な空間を演出した園池であったと考えられる。また、館の完成に際して館内の5ヶ所に墨書かわらけを埋納し、地鎮を行ったと推測される。

堀外地区の門前区画では、主門前区画と脇門前区画の境に播列跡SA01を、下館ⅡA期には広場跡であった主門前区画には宿直屋跡SB02、馬屋跡SB05を確認できる。工房区画は、建物が建て替えられたが、ⅡA期に引き続き工房が存在している。

なお、下館がある殿地区の近世村落の復元を行ったところ、近世には殿段丘の南端部に諏訪社と天神社が、北東端部に加茂社が、北端部に白山社といった神社や、現在も法灯を伝える瑞岸寺と殿圓城寺といった寺院が存在していたことが分かった。これらの寺社は、中世からこの地に存在したものと考えられる。また、水道工事に伴う立会調査でも柱穴や土師器皿、瀬戸美濃焼が出土している。段丘を取り巻くような社寺の配置及び立会調査結果から、段丘全体に下館に関連する集落が広がっていたと想定される。

④下館Ⅲ期（16世紀中頃～16世紀末）

この時期には、出土遺物量が激減し、館の機能を他所に移したものと考えられる。16世紀半ばから、江馬氏が領主としての姿を失うまでの時期である。館の移転に際し、西堀は人為的に埋め立てられ、北・南堀も自然に埋まりつつあったようである。ただし、かつての堀外地区では、堅穴建物跡SI21などを確認でき、館廃棄後も作業場等として使われていたものと考えられる。

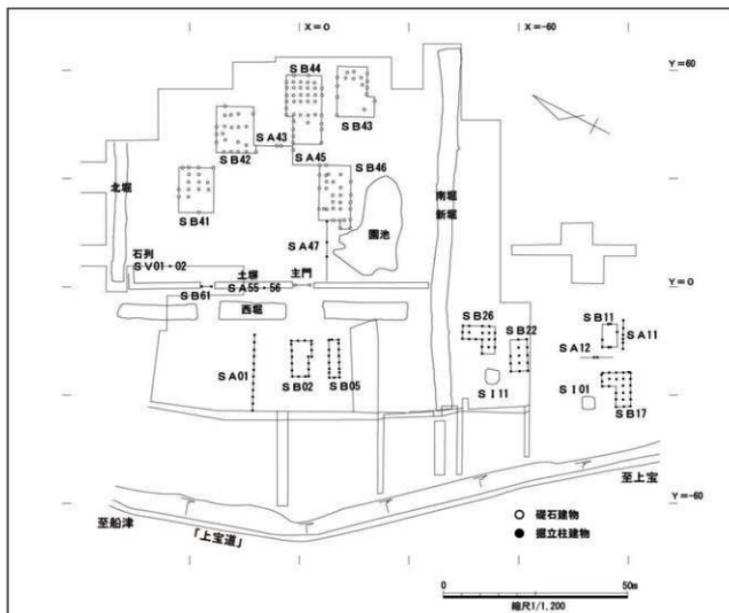


図2-45 江馬氏下館ⅡB期の遺構配置図（15世紀末～16世紀前半）

⑤出土遺物の概要

これまでの調査で約7,600点の中世遺物が出土している。中世の土器・陶磁器の種類は、土師器皿、瓦器、珠洲焼、八尾焼、常滑焼、白瓷系陶器、瀬戸美濃焼、中国陶磁器（青磁、白磁、青白磁、青花、天目茶碗など）などであり、他に鉄製品（鉄釘、刀子、小札など）、銅製品（銅銭、飯食器など）、石製品（硯、茶臼、石臼など）が出土している。遺物は、13世紀後半から16世紀中葉までの各時期のものが出土し、15世紀代の遺物量が多量である。出土分布状況としては、堀内・堀外地区の広範囲における出土が確認できるが、堀内地区における出土量が多い。また堀外地区出土遺物についても、その出土状況からは、本来の使用場所は堀内地区であったと考えられる事例が多く、土器・陶磁器の使用の中心は堀内地区であり、堀外地区では土器・陶磁器以外の食膳具を使用していたものと考えられ、土器・陶磁器を場の性格や階層を区分するために明確に使い分けられていたと考えられる（神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室1996、飛騨市教育委員会2010）。なお、その他に数量的には少ないものの縄文土器や近世・近現代陶磁器なども出土している。

(2) 復元および復元的整備に関わる遺構の詳細

整備対象時期としたのは、発掘調査で確認できた庭園とその同時期の建物等からなる江馬氏下館ⅡB期である。整備対象遺構のうち、復元整備および復元的整備の対象となった遺構の概略を記す。なお、発掘調査結果において柱間等を検討した結果、江馬氏下館における基準寸法は1尺=30.3cmとした。

1) 堀内地区

①堀跡

館の北・西・南に堀を設けており、各堀は地山を掘り込んでいる。これらの堀は、通常は空堀であり、梅雨時期などにわずかに水が溜まった程度であったと考えられる。

北堀跡 館の北側を区画する堀であり、江馬氏下館ⅡA期に設けたと考えられる。幅約4m、深さ約1mの箱堀であり、検出長は約56mを測る。

南堀跡（旧堀・新堀） 館の南側を区画する堀であり、新旧2本の堀を確認した。江馬氏下館ⅡA期の館の整備時に設けた南堀（旧堀）は、幅約4m、深さ約1.1mの箱堀、延長約83mである。南堀（旧堀）は西堀の南端延長ラインを越えてさらに約30m西に延び、段丘面の段差部で西端が開いて終わっている。江馬氏下館ⅡB期の館の建物等の作り替えに際し、南堀（旧堀）の西堀の南端延長ラインの東部分を人為的に埋め戻し、その南に軸線をやや南に振って南堀（新堀）を新たに掘り直し、西堀の南端延長ライン以西では旧堀跡をそのまま利用している。南堀（新堀）は幅約5m、深さ約0.7mの箱堀である。旧堀の埋土には館内側からの流れ込み層があり、土層等を伴っていたと推察できる。新堀にはこのような層が堆積していない。16世紀中頃以降の館の移動後、北堀・南堀新堀は、自然堆積によって埋まりつつあり、最終的には近世初めの耕地化に際して人為的に埋め立てたものと考えられる。

西堀に伴う土橋跡 西堀は館の正面であり、館への導入部となる二つの土橋がある。北側の土橋1は幅約3m、南側の土橋2は幅約7mであり、その規模、館内の建物配置から、南側の土橋2が主門、北側の土橋1が脇門につながるものと考えられる。

西堀跡(薬研堀・箱堀) 西堀は土橋1(脇門)の北側では、幅約4.4m、底幅約1.8m、深さ約1.4mの箱堀であり、南側(土橋2=主門の両側)では幅約4.5m、底幅約0.2m、深さ約3mの薬研堀である。各堀は地山を掘り込んでいるが、この地山は風雨の影響で自然崩壊しやすい土質であり、薬研堀も比較的早い段階で、その堀壁と同質の土で埋まっている。その堆積が堀内地区側に偏っていること、雨水等による自然堆積土と考えられる土がほとんどないことから、崩れた堀壁の形状を整え、急峻な薬研堀の形状を維持していた可能性が想定できる。館の後半期である江馬氏下館ⅡB期には、館側の斜面のみやや埋まった状態の薬研堀であったと考えられる。最終的には、西堀(薬研堀)は館側から、西堀(箱堀)は周囲から一度に埋め戻しており、16世紀中頃に降の館の移動時に、館側にある土堀を崩して埋め戻したと考えられる。

②土堀跡

北側土堀跡(基底部石列SV01・02) 堀内地区の北西隅部において、北堀の館内側部に土堀基底部石列を確認した。堀外地区に面するSV02は第Ⅵ層下館基盤土層を掘り込んで据えており、主軸方位はc群遺構に属する。堀内地区側のSV01は第Ⅳ層B期遺構面構築土層中に据えており、主軸方位はa群遺構に属している。これらの知見から、北側土堀は館成立時の江馬氏下館ⅡA期から設けられており、江馬氏下館跡ⅡB期のa群遺構への建て替えの際に、SV02はそのまま利用しつつ改修を行ったものと考えられる。SV01を伴う江馬氏下館ⅡB期の北側土堀の基底部幅は、石列の内幅約1.5m(5尺)と考えられる。

土堀北西隅部 北西隅部では、西辺周辺にも近世以降の耕地化等の際に石列を破壊したと考えられる長径1m程の礫が散乱していること、後述する西側土堀の東辺柱穴列SA56の北への延長ラインがSV01西端部と、西側土堀西辺柱穴列SA55の北への延長ラインがSV02西端部と交わることから、脇門北側の西堀箱堀に面する部分にも基底部石列を伴う土堀を設け、堀内地区北西隅部は基底部石列を伴う土堀によって閉じていたと考えられる。北西隅部では、堀内地区と堀外地区のレベル差を解消するための段差(堀内地区側が約0.5m高い)があり、この地形段差部の土留めも兼ねて土堀基底部石列を設けていたものと考えられる。

西側土堀跡(柱穴列SA55・56) 平成11(1999)年度の調査では、西堀の堀内地区側において、西堀に平行に並ぶ2列の柱穴列西辺柱穴列SA55、東辺柱穴列SA56を、平成14(2002)年度調査ではこの柱穴列の南への延長である2本の布掘りと布掘り内の柱穴(SA55c・56c)、土堀盛土の一部を確認した。SA55・56はほぼ平行に延びるもののそれぞれの柱穴が東西で必ずしも対応せず、各柱穴における柱間が一定ではないことから、土堀を作る際の作業用の柱列と考えられ、西堀にも土堀が伴う時期があることが明らかになった。柱穴列は西堀の2つの土橋の前では途切れているため、この空間地に門があったと考えられる。西側土堀南端部と考えられる柱穴は、南堀(新堀)北側肩部から約1.6m(南堀(旧堀)北側肩部から約0.5m)北側で確認した。

SA55・SA56の主軸方位はa群遺構に属する。平成14(2002)年度調査地区内の下館基盤土層より上層の造成土が残る範囲において、柱穴の掘り込み面が2面あること、遺存する土堀盛土の土質は第Ⅳ層B期遺構面構築土であることを確認した。平成11(1999)年度調査地区内では第Ⅵ層下館基盤土層面上で遺構を確認したが、各柱穴列において柱穴が重複し、その埋土が第Ⅳ層B期遺構面構築土であるものとそうでないものがあることを確認している。これらから、江馬氏下館ⅡB期のa群遺構への建て替えの際の堀内地区の盛土造成と同時に西側土堀も改修していると考えられ、少なくとも1時期分はこれに先行する土堀の存在が想定できる。

柱穴列SA55・56の間隔は、柱穴中心間で約1.9m(6.3尺)を測る。土堀盛土東壁面とSA56

布掘り西側肩部がほぼ一致するが、土塀盛土西壁面については、その推定範囲（SA55の延長ライン）の西側にもB期遺構面構築土が遺存しており、平面的には把握しきれなかった。また、庭園とのレベル差を考慮すると土塀基底部には北側土塀にみられるような石列は存在しなかったと考えられる。柱穴内側の幅は約1.5mであることから、土塀の基底部幅は約1.5m（約5尺）であったものと推定する。

南側土塀と土塀南西隅部 南側土塀に関わる遺構は確認できなかったが、南側土塀は庭園背後となることから、南堀にも土塀が伴い、堀内地区南西隅部も土塀によって閉じていたと考えられる。

③門

脇門（SB61） 北側の脇門SB61は主柱の柱穴を確認し、間口約2.7m（9尺）の掘立柱建ての門であることがわかった。棟門であったと推定する。

主門 土橋2に面する箇所では西側土塀跡柱穴列SA55b・c、SA56b・cが途切れており、主門があったものと推定できるが、その主柱穴と考えられる柱穴は確認できなかった。主門推定地周辺では第VI層B期遺構面構築土層が削平によって失われていること、主門推定地前の下館時期以降の溝埋土内に堀内地区建物跡の礎石と考えられる川原石円礎が多く入ることから、主門は礎石建ちであったと推定できる。土塀が途切れる空間地の南北幅（間口）は約4.2m（14尺）であり、脇門の間口（9尺）と土塀の大きさ（基底部幅5尺）から推定する主門主柱の太さを考慮すると、主門の間口は約3.6m（12尺）内外、形式は主門という性格から、棟門と推定できる脇門より格が高い四脚門であったと推定した。

④堀内地区の江馬氏下館ⅡB期の建物跡・板塀跡・渡り廊下跡

堀内地区の江馬氏下館ⅡB期の建物跡は礎石建物跡5棟、礎石建板塀跡1列、掘立柱板塀跡2列（柱間2間以上のもののみ）を確認した。その主軸方位はb群遺構に属する。なお、隣接する建物は、それぞれ渡り廊下でつないでいたものと考えられるが、渡り廊下の位置を断定できる明確な遺構は確認できなかった。

⑤庭園（写真2-3・図2-46）

庭園は、堀内地区の南西隅に位置し、南・西側は土塀を挟んでそれぞれ南堀・西堀と接している。北東側には「会所」と考えられる礎石建物SB46が位置し、SB46から西側土塀までは東西に伸びる板塀SA47があり、庭園は会所内からでなければ見えない構造となっていた。発掘調査で確認できた庭園の形態は、江戸時代末期の耕地化の際に壊された姿であり、大半の景石が打ち割られて原形を保っておらず、原位置を保っていなかった。

園池は最大部で東西約27m、南北約12mを測り、東西に長い不整形円形である。園池中央より西寄りに、中島の基底部と考えられる地山を掘り残した高まりを確認した。最大部で東西12m、南北6mを測り、園池本体と同様、東西に長い不正楕円形を呈する。その北西側には原位置を保つ大きな景石があり、2つの岩島があったと考えられる。池底には水を貯めるための造作が確認できず、導水路・排水路も確認できなかったため、常時水を貯めた池ではなかったと考えられる。景石に使用している石材は船津花崗岩で、長径0.6m～2m近くの大型のものが多く、要所にはこぶし大から長径0.3m程度の青色のホルンフェルスも使用している。いずれも地元で入手可能

な石材である。原位置を保つ景石はごくわずかであることが分かった。また、原位置を保つ景石も、その一部を打ち割られており、原形は保っていないものと考えられた。しかし、検出した景石には長径が1mを越えるものも多くあり、庭園は大きな石組みを持つ、力強いものだと想定された。

このような検出状況の中、庭園という視点から全ての景石について4区分し、調査及び復元への足がかりとした。区分基準は、①原位置を保つ石、②傾斜している石（頭が大きく傾くが、根本は原位置にある）、③転倒している石（原位置の近くにはあるが、根本から倒れている）、④近世以降の耕地化の際に池内に放り込まれた石（原位置が不明である）である。なお、近世以降、この地は水田として利用されており、この水田には石組み畦が設けられていた。この石組みは過去に解体され、現地保存されていたが、これらも本来は庭園景石であったと考えられた。このため今回の復元に利用することとした(⑤)。その他、全くの他所に持ち去られた景石もあると考えられるため、遺構石と同質の購入石を一部使用することとした(⑥)。

庭園の年代は墨書土師器皿から推定した。景石庭園の南江部の庭石の周囲を埋めながら斜面を造成する土層を掘り込んで、墨書土師器皿を埋納した地鎮遺構を検出し、この土師器皿の年代から、庭石の据え付けは地鎮遺構よりも古いことがわかる。墨書土師器皿の年代は16世紀初めのものと考えられるため、庭園は16世紀初め頃に完成したと想定される。



写真2-3 2000年度調査 園池転倒石除去後全景写真(西から)

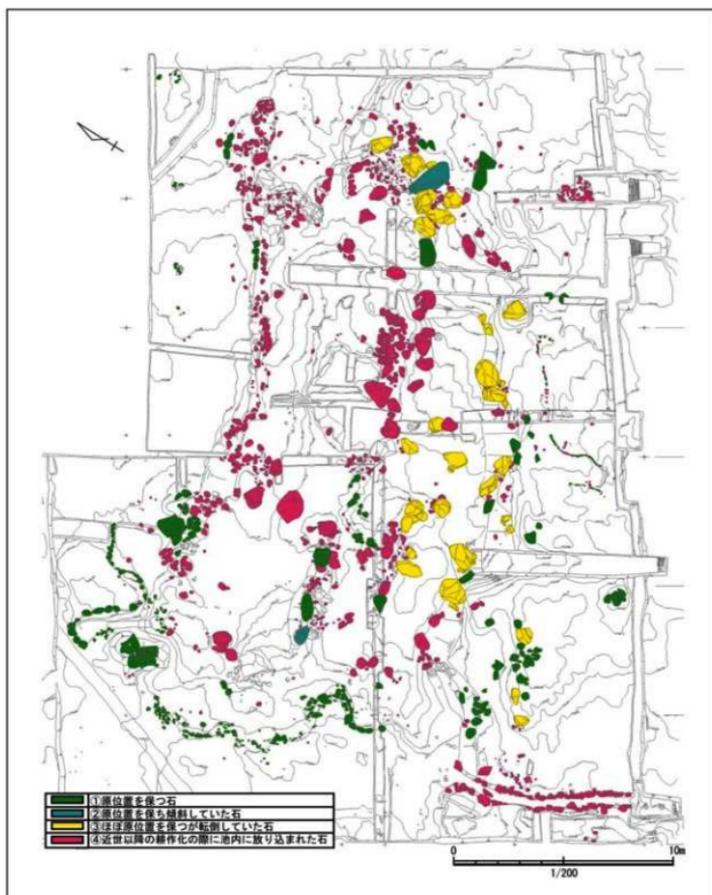


図 2-46 景石の検出状況と転倒状況

⑥堀内地区の建物の性格と空間の使い方 (図2-47・表2-9)

堀内地区の建物の性格と空間の使い方については、15世紀半ば頃までに武士の館のあり方にはほぼ共通した定形があり、当時は西と南がハレの方角であったと考えられる(川上貢 1998)。

江馬氏下館においても西側に土橋や深い堀と門が2ヶ所あり、さらに南西隅に庭園を配置しており、西を正面としていたことがわかる。

⑦建物の性格と空間の細分

『洛中洛外図屏風』などで確認できる將軍邸、細川管領邸など同時代の館の構成・配置にならうと、脇門を入ってすぐ正面が台所、続いて主殿あるいは対面所のような建物を配置している。下館跡ではSB41・42・44・46の4棟の礎石建物を確認しており、全体の遺構配置から次のとおり性格付けを行った。

室町將軍邸、細川管領邸、内裏など同時代の館の構成にならうと、脇門を入って台所、続いて主殿あるいは対面所のような建物を確認できる。脇門から入って正面に位置するSB41はこれにない台所とした。それに南接するSB42は、SB41より規模が小さいため、台所に付随する対屋と推定した。SB44は主門の正面に位置し、近くに火を持つ施設を確認していることから、常御殿と推定した。SB46は庭に面した建物のため、会所と推定した。

また、当時は門内の空間をその機能の差違により分離するため、目隠し等の目的で塀や欄を用いて区画し、動線の分離を図っていたと考えられる。江馬氏下館でも、遺構としては確認できなかったが、建物の性格付けとともに、塀や欄列によりその空間をさらに細分していたものと考えられる。

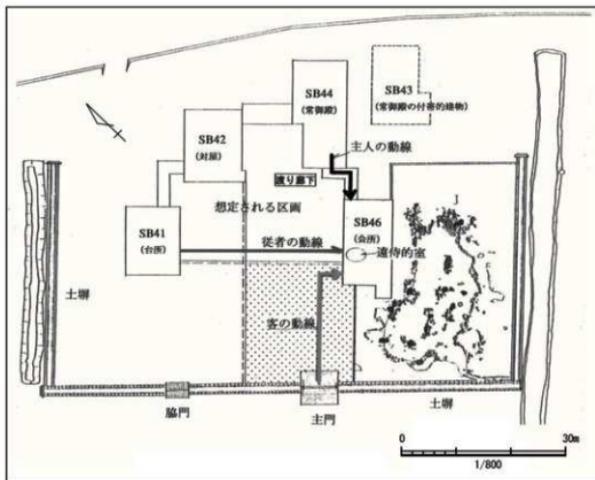


図2-47 堀内地区の建物の性格と空間の使われ方

表 2-9 江馬氏下館ⅡB期の堀内地区の建物跡の性格

遺構番号	建物形式	性格	横観知見(※印は備考)
SB41	礎石建物	台所	・広場と脇門との位置関係など
SB42	礎石建物	対屋	・建物規模がSB41とほぼ同じ 広場に面した位置関係など
SB43 (規模は推定値)	礎石建物	常御殿の 付属施設 または 女房衆のため の建物	・付近に火の施設を持つ ・奥まった位置にある ※一部、柱・礎石間抜き取り穴が柱通りをそらえて残るが、遺存状況が悪く平面規模等については推定。 ※北に接する SB44 との間に伊路と考えられる石組みあり (1978 年度概観による)。
SB44	礎石建物	常御殿	・付近に火の施設を持つ
SB46	礎石建物	会所	・庭に面している ※足利義政の頃より会所の建物が儀式的な場としての性格を持ち始めたと思定され、他に主殿となる建物がないことから、この建物内に主殿的性格を持った部屋があったと推定される。 ※遠侍と考えられる建物がないことから、SB46 に広場に面する「控えの間」が遠侍的機能を有していたと推定される。

⑧空間の使い方

館内における空間利用のあり方を想定する。主人は、渡り廊下を介して礎石建物 SB44 (常御殿) から礎石建物 SB46 (会所) 建物内の儀礼的な室 (主殿に相当する室=書院=主人の居間)、庭に面した座敷 (接客の間 (南主座敷)) へ向かうと考えられる。庭園に近い主門は主人、重要な客人の出入りのみに使用し、通常は脇門を使用したと考えられる。礎石建物 SB41 (台所)、礎石建物 SB42 (対屋) に居る主人の従者が礎石建物 SB46 (会所) へ行く場合、広場を横切り、礎石建物 SB46 (会所) 北側の広縁や納戸 (武者隠し)、控えの間 (遠侍的室) などから部屋へ出入りしたものと想定される。渡り廊下を通じて、建物伝いに移動する動線も想定できる。客人は、主門から館内に入り、会所北側の入り口から、会所内に入ったものと想定する。このように、客人は主門から会所へ、従者は台所から会所へ、主人は常御殿から会所へという動線を想定し、それぞれが目隠しされていたと想定される。

2) 堀外地区

堀外地区の門前区画では、主門前区画と脇門前区画の境に柵列跡 SA01 を、主門前区画には宿直屋跡と想定される SB02、馬屋跡と想定される SB05 という掘立柱建物跡が存在している。西堀の沿いには道跡が存在し、館へ至る主動線であったと考えられる。また、工房区画では、掘立柱建物跡や竪穴建物跡、柵跡や道跡といった遺構が確認できる。

これら堀外地区の遺構については、下館に関連する遺構と考えられ、位置や規模を平面的に表現し、道跡については園路として利用することとした。

① 門前地区

掘立柱建物跡 SB02 東西6間(桁行約10.4m)、南北3間(梁行約4.8m)を測り、南側東部に庇の付く掘立柱建物である。柱穴径は約30cmを測る。門前に位置するため宿直屋と推定した。

掘立柱建物跡 SB05 東西7間(桁行約10.9m)、南北2間(梁行約3.0m)を測る掘立柱建物である。柱穴径は約30cmである。細長い建物形状から馬屋と推定した。

柵跡 SA01 柱間約2.0m、延長約20mを測る柵列である。柱穴径は約27~66cmである。門前の北側広場と掘立柱建物跡 SB02・05 とを区画する役目を持つ柵と推定した。

道跡 西堀沿い、柵跡 SA01 沿い等に、延長計約160m、幅は3~4mを測る硬化面を確認し、道跡と推定した。

② 工房地区

掘立柱建物跡 SB11 東西3間(約6.6m)、南北2間(約4.2m)の掘立柱建物である。柱穴径は28~42cmを測る。

掘立柱建物跡 SB17 東西5間(約9.8m)、南北2間(約4.0m)の掘立柱建物である。北辺東側に2間×2間の張り出しがある。柱穴径は26~70cmを測る。

掘立柱建物跡 SB22 東西4間(約9.2m)、南北2間(約4.7m)の掘立柱建物である。柱穴径は24~48cmを測る。

掘立柱建物跡 SB26 東西2間(約3.8m)、南北5間(約9.5m)で西辺南側に2間(約1.9m)×2間(約1.9m)の張り出しを持つ掘立柱建物である。柱穴径は27~53cmを測る。

柵跡 SA11 掘立柱建物 SB11 の南側の東西方向の柵列である。延長約8.2m、柱穴径は30~60cmを測る。

柵跡 SA12 掘立柱建物 SB11 の西側の南北方向の柵列である。延長約9.5m、柱穴径は33~59cmを測る。

竪穴建物跡 S101 1辺3.2mの竪穴建物である。北辺西寄りの部分を除き、壁面に沿って溝を有する。ほぼ中央に炉を持つ。

竪穴建物跡 S111 1辺4.3mの竪穴建物である。柱穴径は長径33~50cm、深さは64~73cmを測り、深く大型である。中央に炉を持つ。

道跡 柵 SA12 に並行する延長約52m、幅3~4mの硬化面を道と推定した。

(3) 遺構の復元整備

1) 庭園遺構の復元整備

①庭園庭石の据え直しの状況 (図2-48～図2-53)

整備に際して使用した石は、基本的には発掘調査によって庭園から出土し、元々庭園の景石であったと考えられる石である。①②根本は動いていないと判断される遺構石は、根本は地面に触れたまま、頭部の傾きを本来あったと考えられる位置に据えた。③風化の著しい転倒石は、景石の転倒状況を発掘調査で確認した後、一度石を吊り上げ撤去し、庭石は石材強化保存処理を行った。撤去後は崩落土を除去し、根石・かい石の残存状況を確認した。転倒状況の観察から、庭石の天地、池に面する側を推定し、根石・かい石と庭石底部との「合わせ」を考慮しながら、検出時の位置に据え直した。本来の位置が推定できる遺構石を据え直した後、本来の位置がわからない④耕地化の際に池内に放り込まれていた石、⑤調査前の耕地の石組み畦として再利用されていた石を、根石の残存状況と景石底部との「合わせ」と、庭園全体の「収まり」を考慮して据えた。最後に、⑥劣化が著しく復元に使用できない石や他所に持ち去られた石もあると考えられることから、庭園としての全体の景観を整えるため、購入石も使用した。

北東隅の石組みでは、傾き・転倒が見られる大型の庭石を、上記のとおり据え直した。石組みの池側下部は、発掘調査で拳大から礫を確認したことから、拳大から人頭大の船津花崗岩とホルンフェルスを敷き詰めた「襪敷き」とした。

南汀線の庭石は、長径0.8～1.5m程の大型の船津花崗岩が多かったが、ほとんどが転倒しており、これらを上記の方針に従い据え直した。隙間には、全体の庭石のバランスを見つづ、庭園内で見つかった転倒石を据え直した。

西汀線は、発掘調査で拳大の船津花崗岩と褐色土による「化粧敷き」を確認したことから、拳大の船津花崗岩と川原玉石を敷き詰めてその隙間を褐色土で埋めた「襪敷き」とした。西汀線の「襪敷き」は、庭園の景観に変化を付けるため南西部の張り出し部ほど石を小さくした。また北西部は砂利上状の小石を敷き詰めた「ジャミ敷き」とした。

北汀線は、その東端部で青色のホルンフェルスの護岸石4石が残存していたことから、調査で検出した汀線のラインにそって、青色のホルンフェルスを一段一列に並べた。

中島と岩島は、地山を掘り残した中島の高まりの東半分は、周辺で検出した大きな石を護岸石とした中島とした。北西部の原位置を保つ大きな景石は、2つの独立した岩島とした。

②石材保存処理作業 (図2-54)

庭園で使用されている大型の石材「船津花崗岩」はもろく、表面汚染・石質の劣化・破断・亀裂・欠損が進んでいた。その進行を止めるため、石質強化処理・破断石の接合及び擬石処理・亀裂処理・欠損部の復元という工程で処理を実施した。まず石質強化処理として、シリコン系強化薬剤の含浸処理を実施した。次に、破断石を接合した。接合は、大きな破断面にステンレスボルト・ピン等を埋め込み、エポキシ樹脂接着剤で接合を実施した。さらに、エポキシ樹脂・砂・石粉等の混合材料を接合部の亀裂に補充し、擬石処理を施した。その後、亀裂内部にはエポキシ樹脂を圧注入し、亀裂の接合を行った。最後に、エポキシモルタル・ポリマーモルタル等で擬石処理を行い、欠損部を復元して石の形状を整えた。

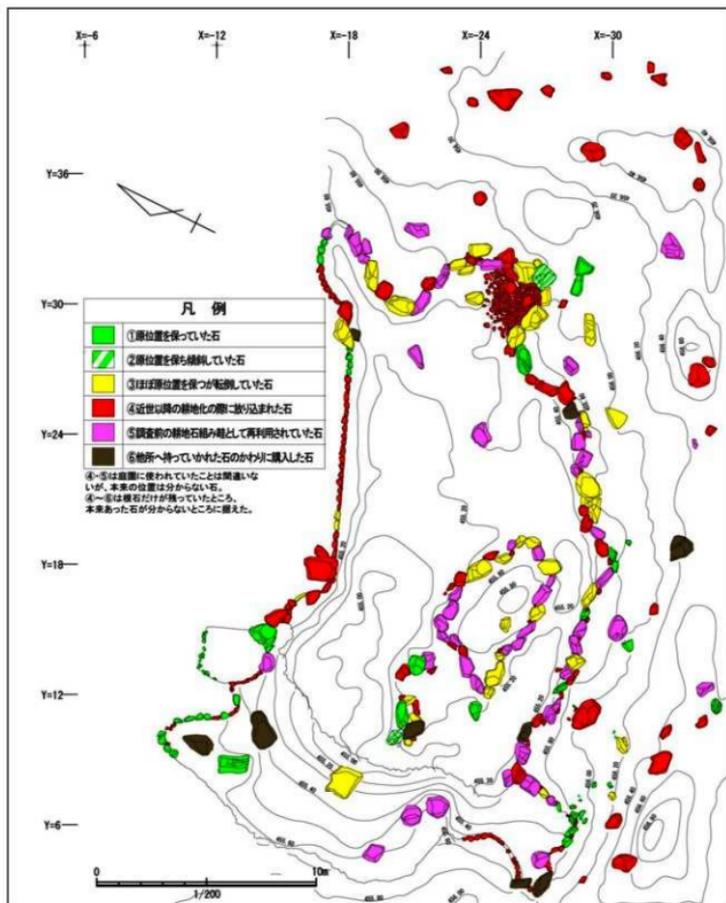


図 2-48 景石の据え直しの状況

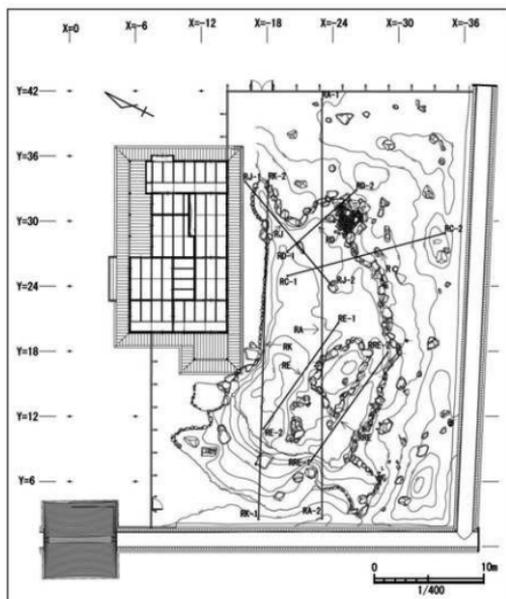


図 2-49 景石整備完了状況立面図位置図

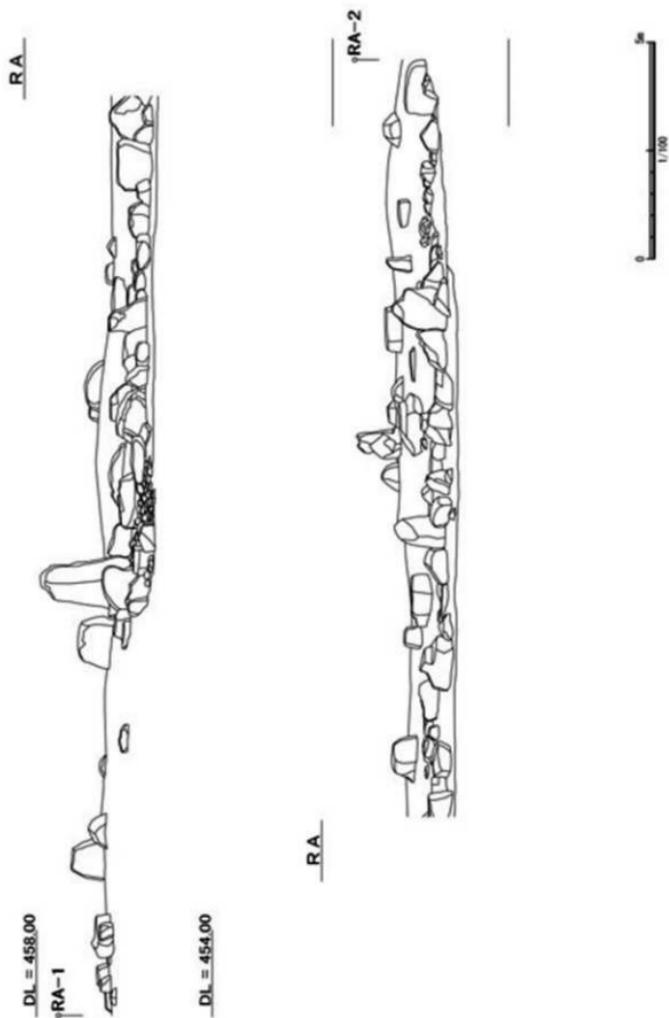


図 2-50 景石整備完了状況立面図 (RA)

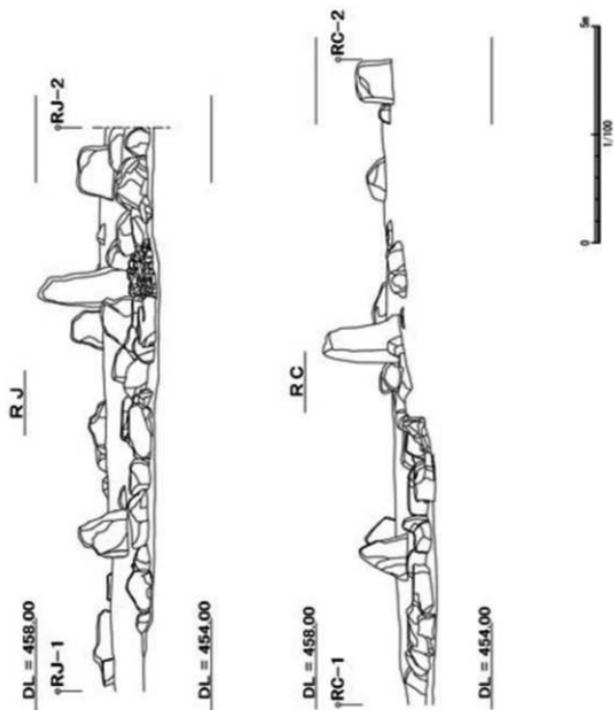


图2-51 景石整備完了状況立面图 (RJ・RC)

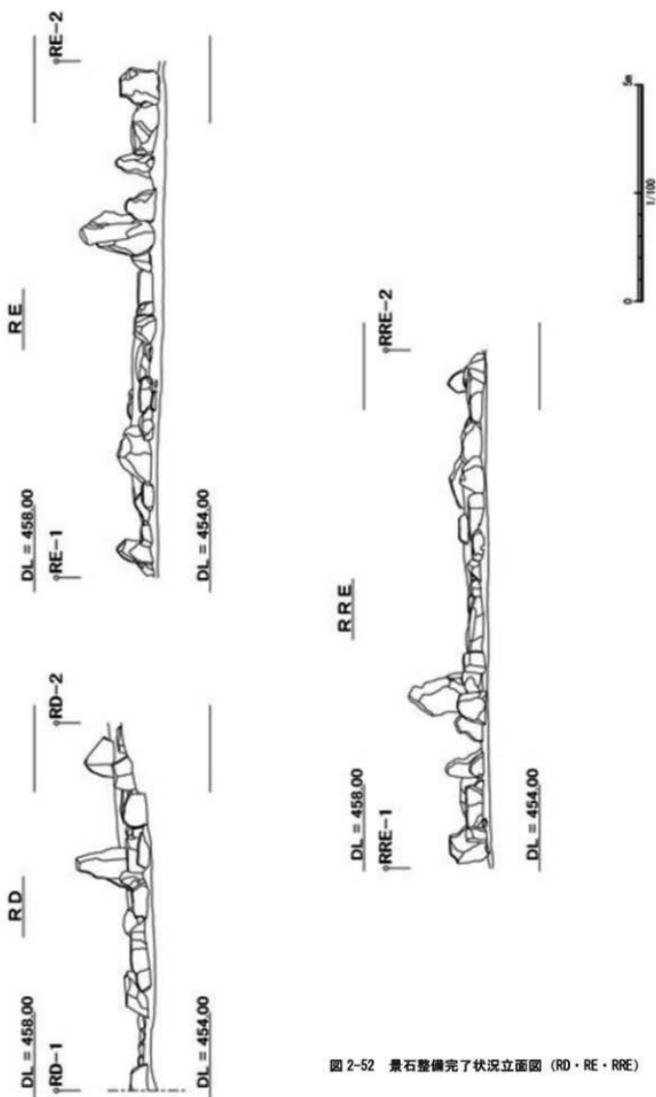


図 2-52 景石整備完了状況立面図 (RD・RE・RRE)

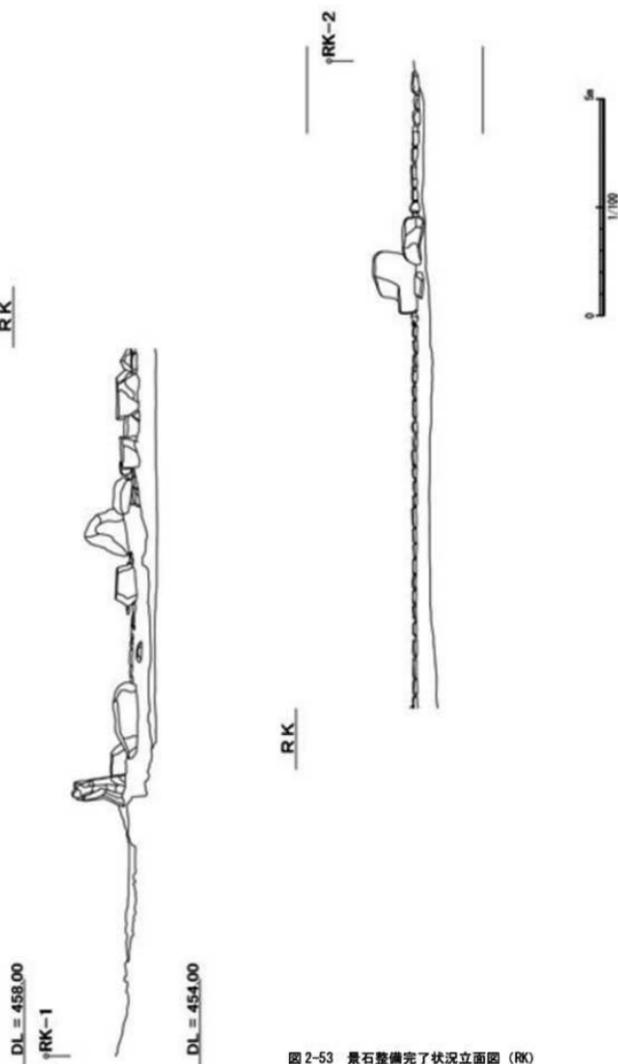


図 2-53 景石整備完了状況立面図 (RK)

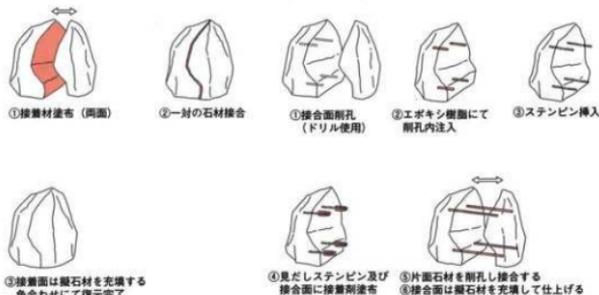


図 2-54 石材接合処理標準図

③池底の版築（図 2-55）

地山池底まで近世の耕地化の際に擾乱を受けていたことから、発掘調査では水を貯めるための池底の粘土張り床等は確認できなかった。しかし、遺存している不動石等の根本や根石が見えている状況は、庭園としては不自然であることから、地山池底上に何らかの池底の盛土はあったものと判断した。景石の根本とのつながりを考慮しつつ、かつ地山池底の形状をできるだけ表現するよう、盛土及びタタキ仕上げを施した。

まず、地山池底上に現場発生土をふるいにかけて均一にした「ふるいわけ土」を平均厚さ約 5 cm で敷き詰め、遺構保護土とした。その上層に 5 cm 厚さの自然色土舗装（黒土による土間タタキ仕上げ）を行った。自然色土舗装とは、発掘調査時に掘削した旧耕作土をふるいにかけて、植物の種子を殺すため燻蒸処理し、タタキの水の浸透性を確保するためにスギの樹皮を発酵させた RC パークと、土を固めるための凝固剤として消石灰を搅拌均匀したものである。配合は、試験施工を実施、乾燥後のひび割れ状況や石灰の白華状況及び透水状態を確認し、黒土 60 リットルに対し消石灰 230g（重量比 3～6%）と RC パーク 18 リットルのものを用いた。タタキ締め作業は人力で行った。

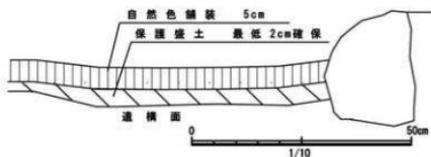


図 2-55 庭園池底版築処理施工図

④南側陸部築山復元・景石配置の考え方

庭園南側陸部の築山については、発掘調査でその痕跡が明らかにならなかった。しかし、発掘で出土した石材が護岸だけでは使い切れず残ったことや庭園全体のあり方からみて南西部には築山があったと考えられたため、南側陸部には築山盛土及び庭石の据え付けを行った。据え付けにあたっては3点に留意した。1つ目は、築山の高さは遺存石による復元石組み以下とした。2つ目は、遺存石材による復元庭園石組みより目立たせず、より引き立たせるよう十分に配慮して庭石を配置した。3つ目は、背後の自然の山並みとの調和にも配慮した。

2) 堀跡の復元整備

本整備において、北堀（箱堀）及び西堀（箱堀・栗研堀）を発掘調査結果に基づき透水性土舗装により復元整備を実施した（図2-56）。

①北堀（図2-57）

北堀は、堀方が比較的浅く、法勾配も緩やかなため透水性土舗装はかたまる土を使用し標準施工の混合材料敷き均し後の散水により固化させた。舗装の割れ防止のためネットを舗装の中間に設けた。また舗装の砕石路盤の流れ止めとして樹脂軽量法枠を用いた。

雨水排水処理として堀底に暗渠管を布設すると共に北堀下流に集水枡を設けた。

②西堀（栗研堀、箱堀）（図2-58・図2-59）

西堀は、箱堀と栗研堀の2種類が確認され、北堀に比べ堀片が深く法勾配も急なため、かたまる土の標準施工のみでは、敷き均しが出来ないためあらかじめ製品に水を混合しコテ押さえで施工を実施した。その他の仕様は北堀と同仕様で施工を実施した。

雨水排水処理は堀底が深いため暗渠管が設けられないため自然浸透としたが、透水層として砕石層を深くして排水機能を高めた。

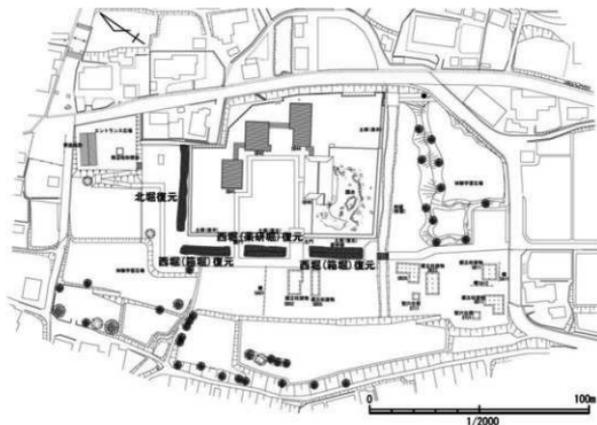


図2-56 北堀・西堀整備位置図

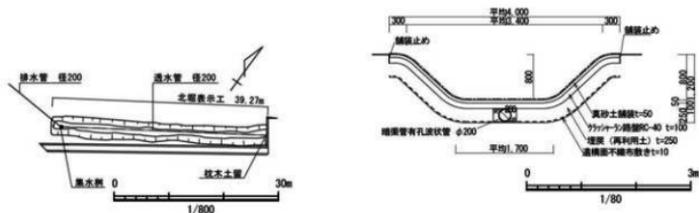


図 2-57 北堀平面図(左)と北堀標準断面図(右)

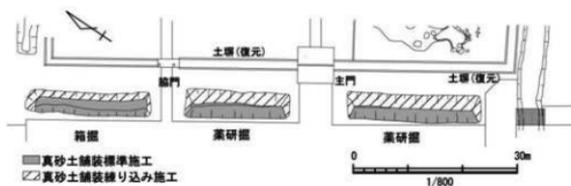


図 2-58 西堀平面図

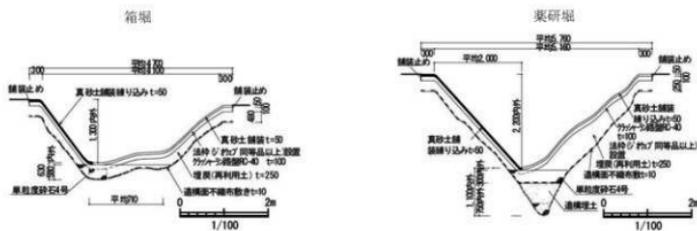


図 2-59 西堀標準断面図

(4) 歴史的建造物の復元整備

1) 復元整備の対象となる建物と検討の経緯

① 復元整備の対象となる建物 (図2-60)

江馬氏下館跡では、遺跡の最大の特徴である「庭園を持つ館」を見学者にわかりやすく示すため、良好に残る庭園遺構を補修・露出展示し、併せてこの庭園を取り囲む建物群を再現することによって、往時の庭園を廻る空間を示すこととした。具体的には、館の正門であり客人等を迎えた主門とその両脇の西側土塀の一部、庭園に臨み鑑賞の場となる礎石建物SB46(会所)、庭園の背景ともなる南側土塀の一部、庭園北側の目隠しとなる板塀SM7などが復元の対象とした建物である。

② 基準寸法・使用木材等

発掘調査成果により各建物等遺構の柱間等を検討した結果、1尺≒30.3cmを下館整備における基準寸法とした。

発掘調査では木材等の遺物の出土がなかったが、同じ神岡町内に中世に建立された建物として薬師堂(国指定重要文化財)が存在する。薬師堂は、鎌倉時代建立の前身堂の部材を一部利用して室町時代初期に再建されたものであることが判明している。この再建は隣地区の野首からの移築によるものと推定される。現建物は昭和49年11月から工期11ヶ月を要して、大修理が行われた。

使用木材については、この薬師堂に使用されている部材に倣うものとした。すなわち、構造材ではヒノキ、マツ、クリ等、板材等ではヒノキ、スギ、マツ等である。

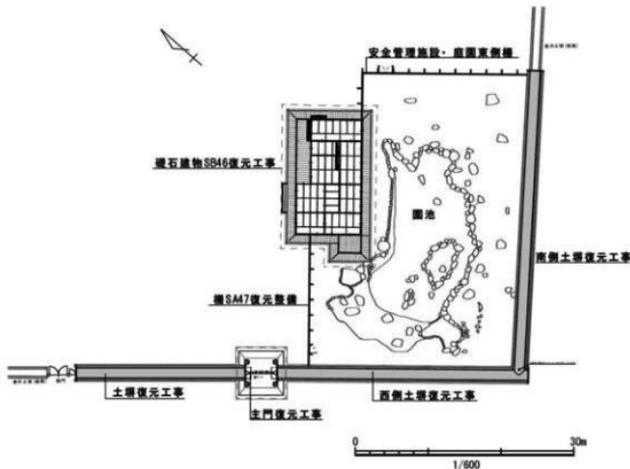


図2-60 復元建物配置図

2) 主門の復元 (図2-61)

発掘調査の結果から西側薬研堀が途切れる土橋2の前で土塀柱穴列が途切れており、その開口幅は14尺である。柱穴が確認できなかったこと、また整地土層が削平により失われているもの下館の時期以降の溝埋土内に川原石円礫が多く入ることから、柱は礎石建ちとした。門柱間は主柱穴が確認された脇門間口が9尺であること、主門に接する土塀の高さ、張り太さを差し引いた土塀開口部の幅から約3.85m (12.7尺)とした。

門形式は主門であること、また復元はしないが脇門の形式が遺構の柱穴から棟門であったことが明らかであることから、四脚門とした。中世の四脚門の例として、教王護国寺灌頂院東門を設計の参考とした。部材寸法等については、『匠明』の間口12尺換算値を基本とし、構造上の問題等も考慮し、尺換における数字にまとめた。屋根は瓦が出土していないこともあり、板葺きとした。

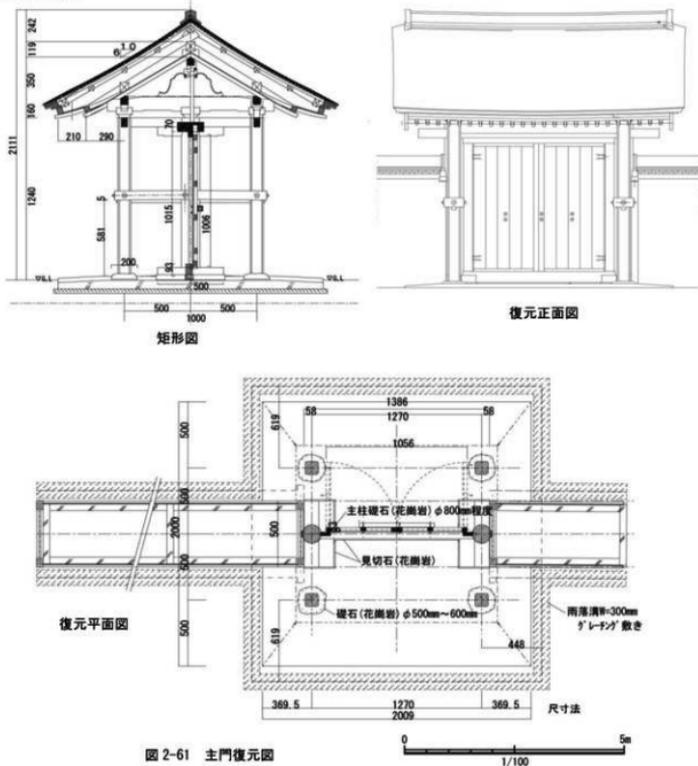


図2-61 主門復元図

3) 土塀の復元 (図2-62)

基底部幅は、発掘調査の結果から約1.50m(約5尺)とした。設計は一遍上人絵図等を参考とした。高さは、絵図資料、土塀に挟まれる主門の高さ、接続する板柵の高さ(2.28m)等を考慮し、約3.0m(10尺)とした。塀体は版築とし、屋根は瓦の出土がないため土壁とした。

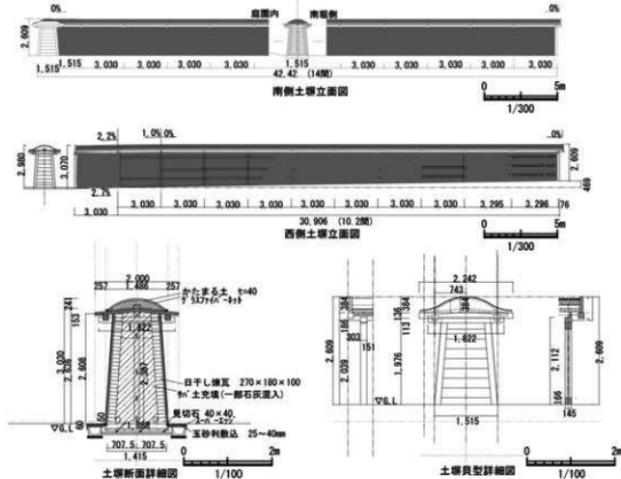


図2-62 西側土塀・南側土塀復元詳細図

4) 礎石建物SB46(会所)の復元

①遺構の状況

発掘調査において、庭園北汀線に隣接する礎石建物跡SB46を検出した。庭園に隣接することから、会所と考えられる建物である。

礎石そのものは遺存しておらず、礎石根石跡を28ヶ所、抜き取り穴跡1ヶ所を確認した。なお、桁行の北から1~2列目及び梁行の西から1~5列目の範囲では、遺構面が削平されており、礎石根石跡を確認することができなかった。遺存していた礎石根石跡から、桁行7間、約15.78m(52尺)、梁行4間、8.87m(29尺)の建物であったと考えられる。

桁行柱間は、東より約3.03m(10尺)、約1.97m(6.5尺)×5間、約3.03m(10尺)であり、梁行柱間は北より約1.97m(6.5尺)×3間、3.03m(10尺)と考えられる。南西隅に桁行約2.42m(8尺)×梁行約3.03m(10尺)の張り出し部を持つ。昭和53(1978)年度調査で確認している桁行南辺西から1間分の縁の東柱の根石と考えられる石は、平成13(2001)年度調査では確認できなかった。昭和53(1978)年度の調査記録によれば、縁の幅は約1.11m(3.6尺)と考えられる。

②会所の系譜（文献に見る会所）と復元の方向性

室町時代を通して、朝廷、寺家、武家などの区別無く住宅に会所が存在したことが文献で確認できる。しかし、その形式や規模には変化が認められる（表2-10）。

朝廷における会所 15世紀初めに応永度内裏において泉殿が会所兼用で使用されていた。15世紀前半には院の御所において、庭園を望む位置に押板を持つ6間と15間の続き座敷から構成される泉殿会所が造られた。この建物では、6間の方が15間より上段として取り扱われた。15世紀中頃以降は、内裏では小御所で連歌会や具合合わせが行われており、会所の役目を小御所が担っていたと考えられる。

寺家の会所 15世紀前半、醍醐寺法身院において小御所に隣接して会所が成立した。文明7年（1475）興福寺禅定院において、七夕御会が執りおこなわれ、常御所を会所として、屏風、花瓶、掛軸などで飾り付けている。2年後には同所において会所建立が計画された。そこには飾り場としての押板、附書院が描かれている。文明12年（1480）大乗院成就院において会所が南方の庭園に面して造られた。

室町將軍邸の会所 將軍邸では15世紀初め、3代將軍義満の室町殿に会所を設けたのが初めである。その後、義満は北山殿に15間の大室を持つ会所を設け、そこには絵画、香炉、花瓶、茶碗などを飾り付け、猿楽などの会場とし、多くの要人をもてなした。15世紀の中頃にかけて、4代將軍義持は2棟、6代將軍義教は3棟もの会所を設け、將軍邸では会所を飾り付け、接客の場とすることが成立していった。15世紀後半、8代將軍義政が東山殿に会所を設けた際には、対面を行う部屋と内向きの部屋とを明確に分けていた。また、広縁に面した東西2室で東を主、西を末とした配列を持っていた。

全国の武家館 15世紀後半には、座敷飾りの規範書である『君台観左右帳記』が室町幕府から大内氏に送られ、細川管領邸の会所が山水向に建てられていた。このことから全国の武家館でも、この時期には將軍邸を規範に会所を構え、同様の接客を行っていたと考えられる。なお、江馬氏では、長享3年（1489）に禅僧・万里集九を饗応した記録が残っている。

会所の変遷 15世紀初めには、將軍邸を除き独立した会所はなく、寄り合いの度に座敷を飾り、終われば撤収していた。その後、寄り合いが定期的に行われるようになると、一定の施設として専用空間の会所が設けられるようになった。会所では、連歌や茶会など社交的寄り合いの会合が行われ、唐物の調度品を中心に飾りを行うことが通例となり、それがステータスシンボルとなっていた。15世紀後半になると飾り場として押板・連棚・附書院などが確立し、正式な対面の場にも会所が用いられるようになった。

復元会所（SB46）の性格 上記の変遷により、下館跡の復元対象時期である江馬氏下館ⅡB期（15世紀末～16世紀前葉）と同時期の会所のあり方を考慮し、復元会所の性格は以下のとおりとした。

- ・専用施設としての会所であること。
- ・飾り場としての押板・連棚・附書院を持つ対面の場があること。

表 2-10 文献に見る会所

西暦	和暦	項目	文献	備考(会所が兼用か専用か)
1406	応永13.7	内裏泉殿	教言碑記	泉殿=会所(泉殿を兼用)
1409	応永16.3.24	足利義満、北山殿会所二階殿	柳原家記録	舍利殿との間に高廊(不明)
1409	応永16.4.5	裏松日野殿会所	教言碑記	詳細不明(不明)
1410	応永17.3	醍醐寺門跡京里坊、法身院会所	醍醐寺文書	主殿形式の小御所、西奥に造合を介して会所がある(専用会所)
1416	応永23.3.7	貞成親王、伏見殿順次茶会会所室礼	看聞日記	常御所=会所(常御所を兼用)
1422	応永29.8.19	一条東洞院仙洞、泉殿会所立柱	康富記	別棟、押板のある六間と十五間の続き座敷から構成(専用会所)
1429	永享元.11.13	足利義持、三条坊門殿奥会所移徙	満斎准后日記	貴人との対面の場(私的な訪問に対する場合)(不明)
1430	永享2.3.17	醍醐寺門跡、金剛輪院常御所兼会所	満斎准后日記	常御所を兼ねた会所(常御所を兼用)
1432	永享4.4.26	足利義教、室町殿南向会所移徙	満斎准后日記	池を挟んで会所泉殿と相対、南向
1433	永享5.8.15	同 会所泉殿	満斎准后日記	会所が主要会所で他はその補助的施設(専用会所)
1435	永享7	同 新会所	満斎准后日記	
1436	永享8.7.7	伏見殿、京御所七夕会所	看聞日記	常御所のケに対してハレの座敷(専用会所)
1449	文安6.11.22	足利義政、烏丸殿会所移徙	康富記	常御所の東に位置、会所の出入りに南面を利用、南を正面とする(専用会所)
1460	長祿4.4.8	足利義政、室町殿会所移徙	篠涼軒日録	南面を正面とし、十二間の主室を含む(専用会所)
1468	長祿12.5	足利義政、泉殿移徙	篠涼軒日録	押板が設けられる(不明)
1475	文明7.7.9	奈良興福寺門跡、禪定院七夕会所	大乗院寺社雑事記	常御所が臨時の会所として用いられた(常御所を兼用)
1477	文明9.12	奈良興福寺門跡、会所予定園	大乗院寺社雑事記	東西七間、南北六間の母屋と東底三坪(専用会所)
1480	文明12	奈良興福寺、成就院移徙	大乗院寺社雑事記	主殿の一群、山水向会所の一群(専用会所)
1487	長享元11.4	足利義政、東山殿会所移徙	御湯殿上日記	九間と西六間がハレの室(専用会所)
1489	長享3.5.6	江馬氏館(下館か)	梅花無尽蔵	「満盤の風味、江湖に置く」とあり。池を眺めながら響応を受けた様子から会所の可能性はある
1490	延徳2.7.5	管領細川政元邸、寝殿、会所	延徳二年将軍宣下記	詳細不明(不明)
1521	大永元	三条御所会所、常御所	公広記	詳細不明(不明)
1568	永祿11.5.17	朝倉館寝殿、会所	朝倉亭御成記	庭園を囲むように配された接客施設(専用会所)

③平面プランの検討

最初に5×3間の母屋に10尺の庇(板敷)が三面に取り付く平面形について検討した(図2-63)。発掘調査成果の検討等により、整備の対象となる建物群の年代の設定は16世紀初頭とした。この頃中央では縁をめぐる会所が出現するものの、地方では平安時代の寝殿造りの様式を残す会所建物があったことは考えられる。しかし、この頃出現した会所の縁は6.5尺程度のものが一般的である。江戸時代以降は、1.5間(約10尺)の庇がめぐる事例(大徳寺方丈、妙心寺大方丈)も出現するが、その場合は母屋の規模が大きいのが一般的である。

5×3間の母屋に10尺の庇が三面に取り付く間取りを、文献史料等を参考に検討したが、柱位置の関係から会所建物としては各室が小規模となってしまう。また立面を想定すると、客の入口に当たる北面側がやや正面に不向きな意匠となる。以上のようなことから、5×3間の母屋に10尺の庇(板敷)が三面に取り付く平面形は可能性が低いという検討結果に至った。

その結果、5×3間の母屋に10尺の庇(板敷)が取り付くという平面形にこだわらず、史料等にみる会所の平面形を参考にして平面プランを検討することにした。史料等によれば、会所の室の配置は、南向き押板をもつ座敷と、押板・欄・附書院の設けられた床間を組み合わせた構成が、会所主座敷の座敷飾りについてのひとつの類型であったと思われることなどを考慮し、平面プランをA～Cの3案想定した(図2-64)。禅定院常御所等を参考にすれば、A案がSB46の会所の平面プランとして想定される。しかしA案の場合、遺構による柱位置の関係から一の間中央に柱が存在することになってしまう。次に一間の南面の幅は1間(10尺)とするのが構造的にみて妥当と考え、B案・C案を想定した。B案の場合は常御殿からの渡り廊下が書院にぶつかる点や、主人の居間にあたる一の間が庭園に面せず、二の間、三の間の間が横長にすぎない点などが復元案として問題であった。C案は、禅定院常御所の間取りを基本に、A案及びB案の問題点を解決している復元案である。よって、会所の復元にあたっては、C案の平面プランを採用した。

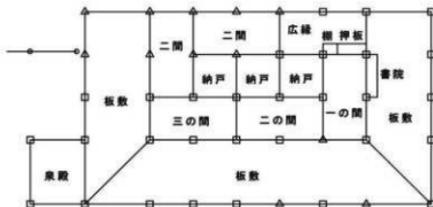


図2-63 礎石建物SB46三方庇案平面プラン検討図

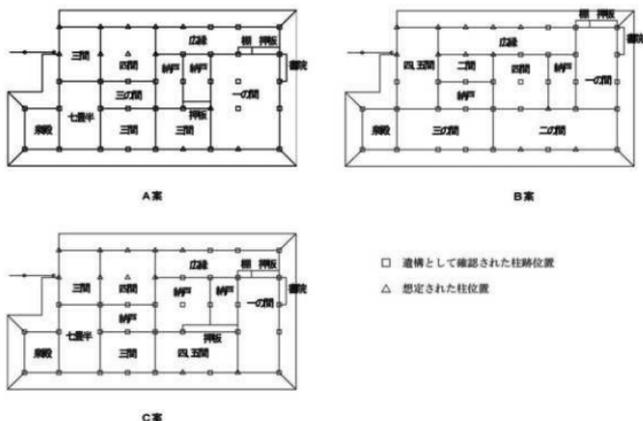


図 2-64 礎石建物 SB46 平面プラン検討図

④実施設計 (図 2-65～図 2-68)

礎石建物 SB46 の実施設計は、発掘調査結果や文献及び現存する同時期の建物等から検証し、設計を行った。まず、礎石建物 SB46 は庭園の北側に立地する建物であり、庭園側の柱間が 10 尺と広くっており、類似する建物として園城寺光浄院客殿を設計の参考とした。

部材寸法については園城寺光浄院客殿(吉川編 1983)のほか、『匠明』の主殿建物(伊藤 1971、太田 1971)を参考にした(表 2-11)。復元建物は柱寸法を『匠明』に倣い 4 寸 2 分としたが、光浄院客殿は柱寸法が 5 寸と大きいため、他の一部の寸法については割引いた。

屋根は瓦が出土していないため、板葺きとした。

間取りについては主門からの客の動線、主人の常御殿と思われる建物からの動線、また泉殿的空間と想定される建物南西部の礎石遺構の存在、さらには史料等による会所の平面プランの変遷や内部の使われ方から判断されるしづらひのあり方等を考慮して、庭園に面する側を座敷、常御殿側を主人の部屋と決定した。

簷・欄間・薜戸等、細部意匠については、部材寸法同様主として『匠明』と園城寺光浄院客殿を参考とした。その他、神岡町内の業師堂(財団法人文化財建造物保存技術協会 1971)や慈照寺東求堂等も参考とした。

表 2-11 礎石建物 SB46 (会所) 部材寸法決定表

(単位: mm)

		匠明主殿古法		光浄院 客殿	江馬氏下館会所	
基本 寸法	一階	L	6.5尺	1970	1976	
	長押間内法	H	6.3尺	1909	1909	
	柱高さ	F	1.8尺	545	657	
	桁高さ		$(F+c+H+1/2L$ $+1/2c+d)$	3682	4136	
					3750(天井高さ3000を確保する最低寸法)	
軸部	主柱	太さ	a	4寸2	126	151
		面	b	1/7*a	18	15
		面内	c	5/7*a	90	121
		片面落ち	d	6/7*a	108	136
	垂木	せい	e	2*1.2	54	85
		幅	c/2		45	70
	桁	せい	d		108	151
		幅	c		90	127
	肘木	せい	d		108	135
		幅	d		108	135
	長押内法	長さ		$1/2L+1/2c$	1030	1049
		せい	c		90	127
	幅居	せい		$\sqrt{2} * 2b$	51	55
	敷居	せい		3b	54	61
	長押縁	せい	c		90	91
	軒周	軒出		5.2尺	1575	1555 or
						1797
勾配			2寸5分		2寸3分	2寸5分
茅負		せい	d		108	121
		幅	c		90	121
裏甲		せい	d/3		36	45
		出	d		108	120
軒付け	厚み	d*c/2		153	二重縁=75	
室内	押板	床より高さ	2a	252	242	
		厚み	c	90	91	
	落掛け	下階の長押上階	2a	252	260	231
		せい	c	90	133	114
	天井長押	せい	c	90	121	114
	襖壁	せい	a	126	121	114
	竿縁	せい	c/2	45	60	60
	違い組	下段厚み	a/2	63	80	81
		天井内法高さ	2a	252	262	231
	納戸横え	内法高さ		1369	1276	1311
	蹴込	高さ	d	108	130	114
		中敷居	せい	$c+b/2$	99	127
	幅居	せい	d	108	127	114
	小壁	せい	a	126	140	126
	障子	せい	c/2	45	48	45
屋根 勾配			古法5寸2分 (当世6~7寸)		6寸	

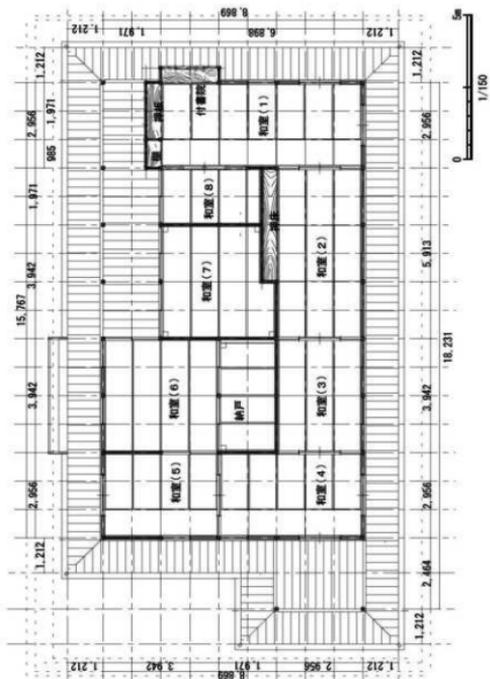


図 2-65 礎石建物 SB46 (金所) 復元平面図

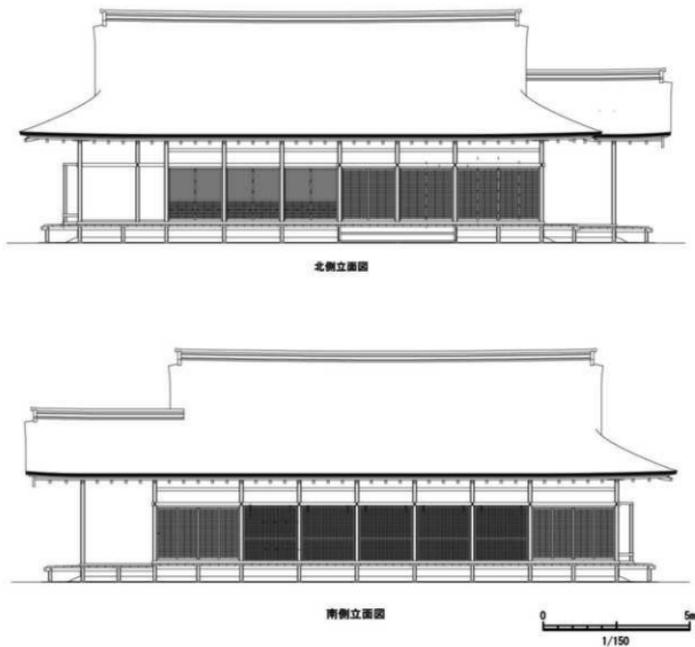


図 2-66 礎石建物 SB46 (会所) 復元立面図 (1)

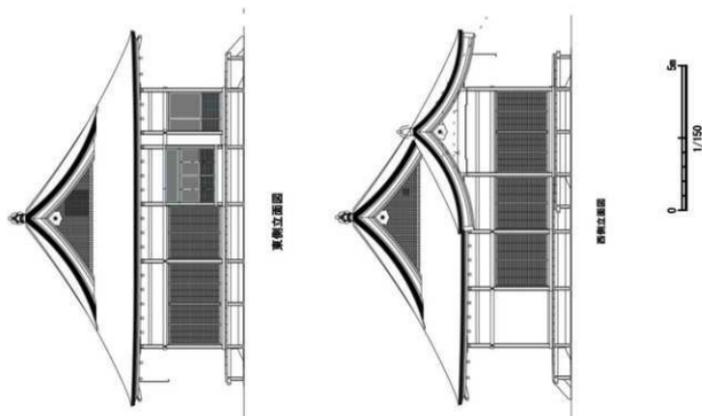
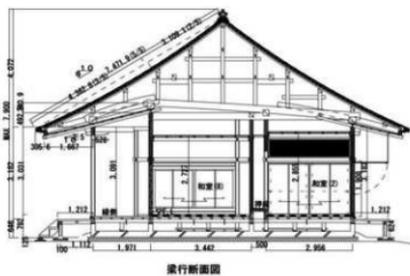
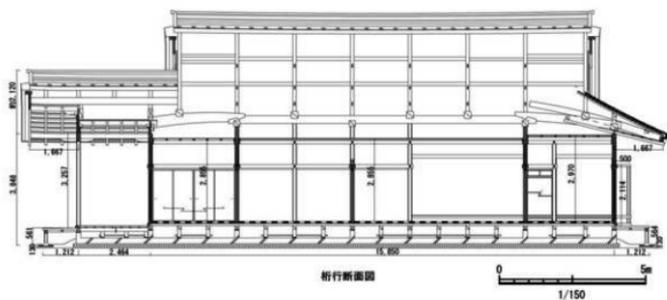


図 2-67 礎石建物 SB46（会所）復元立面図（2）



梁行断面図



桁行断面図

図 2-68 礎石建物 SB46 復元矩形図

5) 板塀 SA47(板塀とくぐり戸)の復元

板塀 SA47 は、発掘調査の結果から7尺間隔で柱を持つ板塀とした。

南半部については後世の擾乱により柱穴が検出されていないが、土塀までの距離を7尺間隔で割り付け、その端数となった距離をくぐり戸とした。土塀の直ぐ脇にくぐり戸が位置する可能性は低いため、土塀から7尺の位置に設けた。

設計は『信貴山縁起』、『一遍聖絵』等の絵図資料(澁澤敏三・神奈川大学日本常民文化研究所、1984)を参考とし、柵高さは7尺6寸、柱寸法は4寸2分、板厚は1寸とした。また上部には雨仕舞いを考慮し、笠木を付した。また、全体に耕作による表土の削平があり、遺構としては確認されていないが、構造的な面から控え柱を付した(図2-69)。

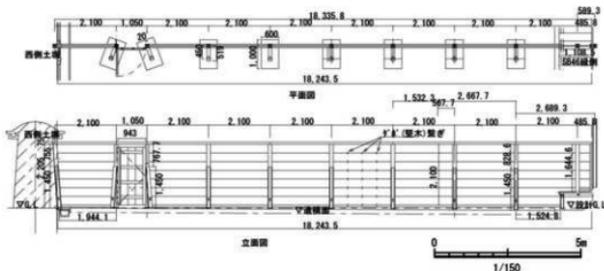


図2-69 板塀 SA47 復元詳細図

(5) 山城跡の調査成果

史跡指定後、平成8(1996)年度から岐阜県教育委員会が中世城館跡の分布調査を実施し、飛騨地区の報告書は平成17年(2005)に刊行された(岐阜県教育委員会2005)。地区全体の中世城館の位置や内容が明らかになり、江馬氏の関連城館についても史跡指定地・未指定地ともに新たな知見が得られた。総合調査の内容も含めて、現在明らかになっている各山城の概要を示す。

1) 高原諏訪城跡(図2-70・図2-71)

江馬氏下館の東側背後、二十五山から南に向って延びる尾根の南端頂および稜線延長上、保木戸平(城山)山頂に位置する。周囲の山々の峰はいずれもこれより高く、包囲された印象をうける立地であるが、南方は水かさの多い高原川の急流に臨んでおり、攻撃しにくい位置にある。高原諏訪城の南裾において山之村道が上宝道から分岐し、山之村で鎌倉(有峰)街道と連絡する。高原諏訪城は江馬氏の本城であると伝わるが、築城年代・築城者ともに不明である。

主郭は南北約30m・東西約16mの長方形の平場であり、その下には幅6m~10mの腰曲輪がある。主郭北側尾根の延長に堅堀や堀切を設け、尾根筋からの攻撃を防いでいる。主郭の南方、直高約12m下に東西の方向に山地を掘りきった長さ約42m、幅約18mの堀切がある。この堀切より5.5m下った所に、東西約9.6m・南北約20mの曲輪があり、幅5m前後の腰曲輪がめぐる。さらに尾根の先端にも巨大な堅堀と堀切を設けている。

総合調査では、指定前の調査で確認された尾根上に存在する遺構の様相も明らかになった。報告書では「高原諏訪城上部遺構」と称しており、山頂を主体に曲輪、堀切、堅堀が完存している。そこから南の高原諏訪城主要部方向にかけて堅堀や切岸等の遺構が散在している。麓との比高差、遺構の規模から高原諏訪城との親和性が窺えるが、前段階の山城ではないかとされている。

2) 土城跡 (図 2-72)

鬼ヶ城とも称される。神岡町牧地内の、高原川と跡津川の合流点の岩山である牛首城山に位置する。高原郷の主要街道である越中東街道と鎌倉(有峰)街道を結ぶ脇街道である有峰道は、この城の地点で分岐し大多和峠を経て有峰・富山に至る。土城は越中街道を押えるとともに、有峰方面の監視を確保した立地となっている。『江馬家後鑑録』によると、江馬氏の重臣である川上家が在城したとしている。岩山が天然の要害であり、城郭遺構としては上下二段の平地が認められる。なお、指定地は牧区の神社が所有者であり、現在祠等は無いが、近世以降は社地として利用された可能性がある。

3) 寺林城跡 (図 2-73)

神岡町寺林、玄蕃山の頂部に立地し、玄蕃城とも称される。高原郷の主要街道である越中東街道沿いに位置する。『江馬家後鑑録』によると江馬氏の家臣、寺林藏之介・玄蕃あるいは寺林大藏の居城としている。主郭は東西約 23m、南北約 10m の方形の平地であり、西に三段の平地が連なり、各平地は切岸で遮断されている。その先の尾根上に堀切が存在し、尾根伝いからの攻めを警戒している。麓の集落から上がると通路状の横堀があり、主郭の東西にそれぞれ虎口が認められる。なお、山頂には川原石が散布している。地元の古老によると昭和初期まで堂が存在し麓に移されたということであり、その遺構の可能性はある。

4) 政元城跡 (図 2-74)

神岡町西地区にある。高原郷の主要街道である越中東街道はこの地で奥山・十三墓峠を越える本道と、数河峠を越える脇街道(数河街道)に別れ、政元城はその分岐点の押さえであったと考えられる。江馬氏の家臣・吉村政元の居城とも、正本主馬の居城と伝わる。主郭は東西約 20m、南北約 10m の楕円形の平地であり、幅 4~10m の腰曲輪がめぐる。堀切を挟んで西側に東西約 16m、南北約 10m の曲輪がある。西側の尾根筋にも堀切を設けて防御としている。なお、政元城跡より尾根続きで西側 350m 上ったところに城郭遺構が存在する。曲輪、堀切、堅堀が完存している。数河峠を監視する上で良い立地条件であり、報告書では「政元城」としており、政元城との密接な繋がりが考えられる。

5) 洞城跡 (図 2-75)

麻生野城とも称される。神岡町の中心部から高原川をややさかのぼった麻生野地区の山上にあり、高原郷と鎌倉(有峰)街道を結ぶ上宝道沿いに立地している。『飛州志』では麻生野右衛門大夫直盛の居城としている。山頂の主郭は、東西約 42m、南北約 13m の長方形であり、南側には腰曲輪から通行するための土橋状の虎口がある。主郭西側には、東西約 33m、南北約 14m の副郭がある。また、主郭北東側には土塁を伴う堀切が設けられており、その監視のために

主郭に櫓台が設けられている。特に堀切は深さ10m以上あり、高原諏訪城と比較しても遜色ない規模を誇る。

6) 石神城跡 (図2-76)

杏城、二越城とも称され、神岡町石神地区にある。『江馬家後鑑録』には、江馬時経が築城したとある。洞城と同じく上宝道沿いに立地し、石神集落を見下ろす尾根の突端に築かれている。城域は、尾根の前後を堀切で遮断している。主郭は東西約27m、南北約19mの楕円形の平坦地であり、西側に堅堀、東側は堀切を設けている。主郭の西側に副郭があり、送電鉄塔によって開発を受けている。最も集落側に近い西側の堀切には通路用に土橋を設け、城内側には櫓台を構築している。

7) その他の江馬氏関連の山城跡について

総合調査では、傘松城跡(吉田城)について大きな成果があった。傘松城跡は、神岡町業師堂懸弘の金石文銘にある永仁七年(1299)の築城と由来伝わっていた。史跡指定前の段階では地誌等に江馬氏の城としての記述が見られないことや城郭遺構の比較検討がなされていなかったこともあり、江馬氏の関連城館とされていなかった。しかし、総合調査において、無縁基地局の開発を除き堀切、堅堀等の城郭遺構が良好に遺存していることが明らかにされた。また、主郭の周囲に横堀をめぐらし、土塁状の通路を伴う虎口が存在する等、高度な城郭遺構の配置が認められる(図2-77)。そのため、天正年間まで使用されていたと推定された。さらに、立地的にも高原郷への眺望と、古川盆地方面の峠の監視を行うという立地上、江馬氏の関連城館として重要な場所であることが分かった。以上のような成果から、文化庁の中世城館遺跡検討委員会において、江馬氏城館跡の「追加指定レベル」とであると認定された。

また、高原諏訪城跡の南部、山之村道と上宝道の交差付近に「岩ヶ平城跡」があり、立地から江馬氏の築城と推測している。寺林城跡と政元城の間には、「下山田城跡」が存在する。そのほか、近年の調査で「野中城跡」が新発見の山城として認められた。文献には無い城跡であるが、立地や遺構の様子から江馬氏関連の山城と評価できる。なお関連山城として高山市国府町の梨打城、同上宝町にある学生茂城、尻高城も改めて報告されている。



図2-70 高原諏訪城跡主要部縄張り図（作図：佐伯哲也）

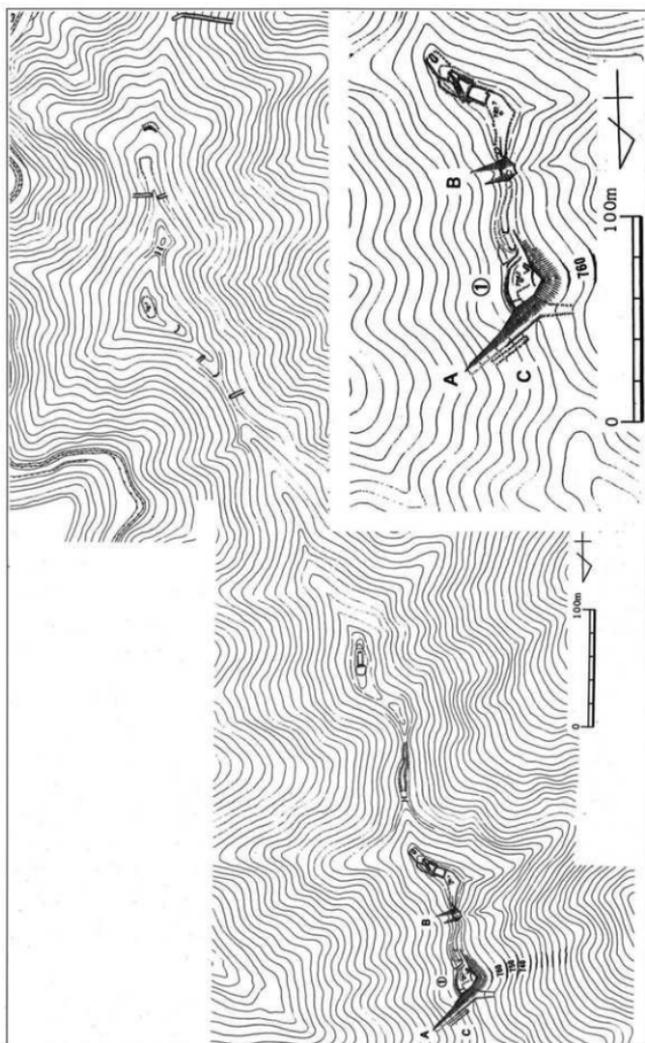


図 2-71 高原諏訪城跡上部遺構縄張り図（岐阜県 2005、作図：佐伯哲也）

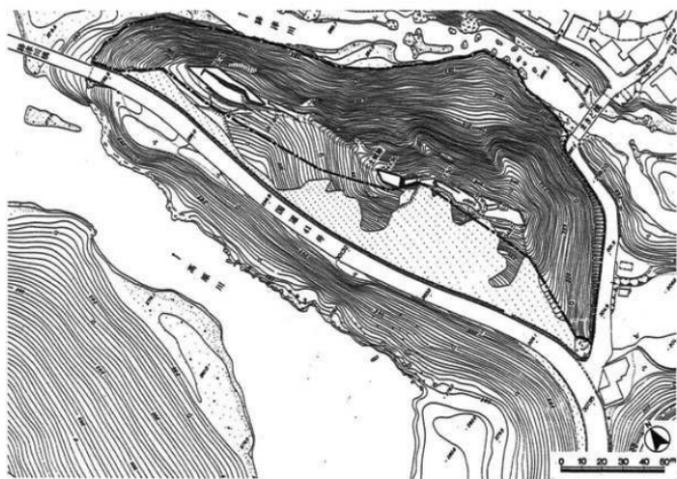


図2-72 土城跡縄張り図（作図：佐伯哲也）



図2-73 寺林城跡縄張り図（作図：佐伯哲也）



図2-74 政元城跡縄張り図（作図：佐伯哲也）



図2-75 洞城跡縄張り図（作図：佐伯哲也）

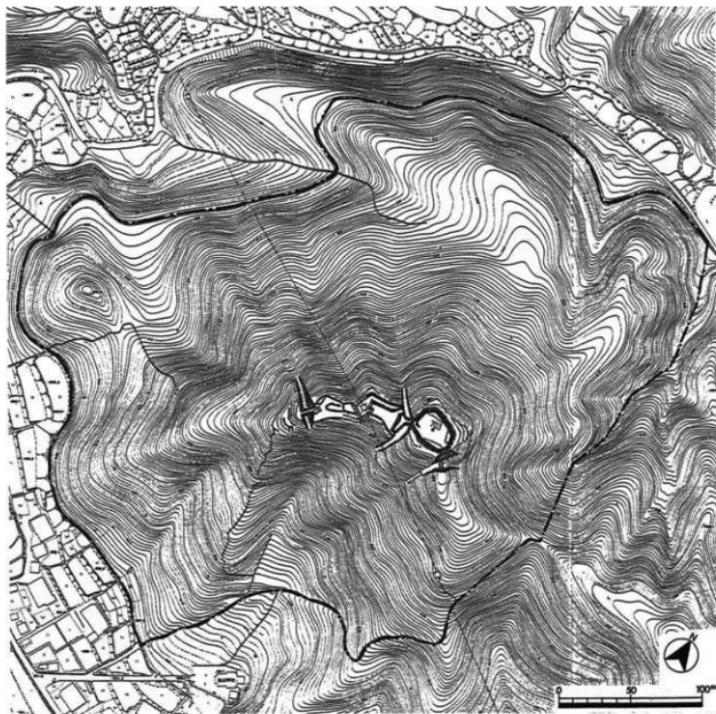


図2-76 石神城跡縄張り図（作図：佐伯哲也）

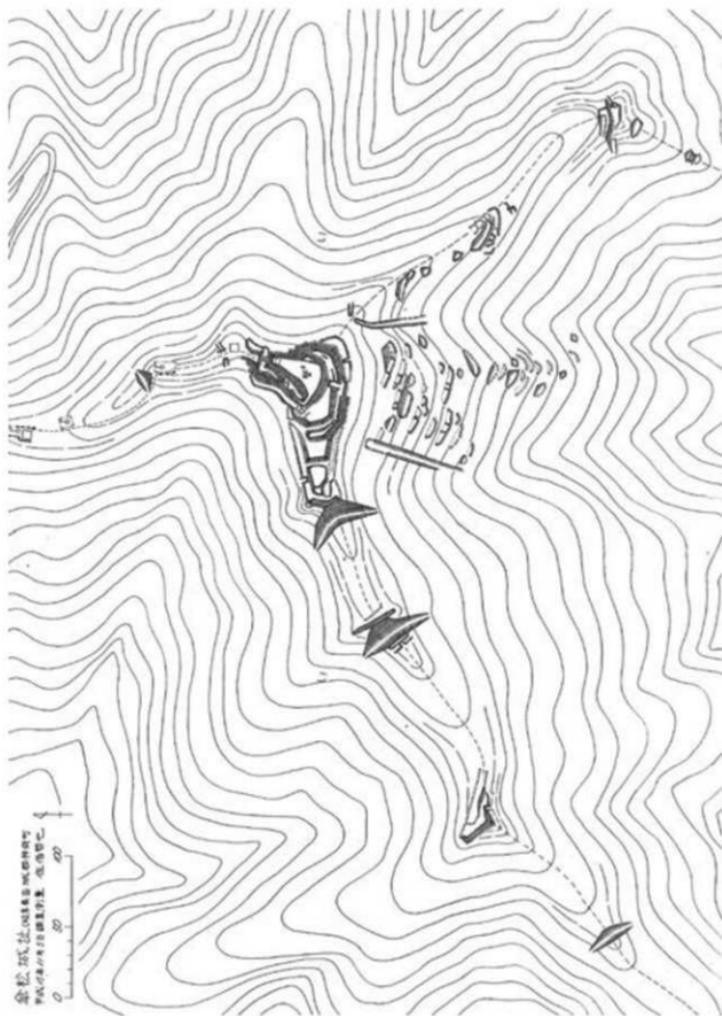


図 2-77 傘松城跡縄張り図 (作図：佐伯哲也)

(6) 下館周辺地域の調査成果

以下のように、下館周辺地域の調査を実施した。史跡指定地のみならず周辺の殿段丘全体が、江馬氏に関連する遺跡であることが想定できる。

1) 埋蔵文化財包蔵地の分布

江馬氏下館跡は高原川流域の河岸段丘である殿段丘の中央に位置している。殿段丘は、下館跡の西堀跡の西方約 55m 付近で旧高原川の浸食によって形成された標高差約 7m の段丘崖となっている。また、崖の下部には主要街道である越中東街道と信州街道を結ぶ脇街道である上宝道が通っており、古くからの交通の要地にあたる。これまでの調査によって、下館関連施設が南の史跡地外にも広がる事が明らかになっている（埋蔵文化財包蔵地「江馬氏殿遺跡」）。また上宝道に接する地点まで遺構が広がるなど、古道と下館が深い関連をもつことが確認されている。詳細な発掘調査は未実施であるが、重要な遺跡であることは間違いない。

2) 下館周辺の近世村落の検討

下館跡周辺について、史料収集、聞き取り調査によって近世の字名・寺社の配置を検討している（神岡町教育委員会・富山大学人文学部考古学研究室 1997）。得られた絵図史料を図 2-78 の通りトレースし、元禄 7 年（1694）の元禄検地帳と対照することで、図 2-79 のように近世殿村の景観を復元した（掲載している図面は「基本構想」に再掲されたもの）。その結果、史跡指定地外におよぶ下館関連地域の広がりが以下のように推定できる。

- ・近世の屋敷地や田畑の小学名に「濠端」「溝端」「土井」「土井ノ内」「土井ノ上」「ほり（掘）」「まば（馬場）西」などがみえ、下館の名残と考えられる。
- ・上宝道沿いの屋敷地小学名に「関屋」があり、下館存立期の関の存在が想定される。
- ・近世期には、下館跡を中心としてその南北端に諏訪宮・白山宮・天神宮・加茂宮といった 4 つの神社があった。これらの神社のこの地への勧請の時期は明らかではないが、中世における寺社勢力と物資流通の関わりや、江馬氏が交易によって力を得ていたと考えられることから、下館の形成にあたってこれらの神社を勧請した可能性がある。
- ・南端の諏訪宮は信州方面への街道の結節点、北端の白山神社は越中方面への街道の結節点に位置しており、下館を中心とする後の城下町とも考えられる範囲が想定できる。
- ・下館の北背後の山際に瑞岸寺、南に圓城寺があり、下館と関連が深いと考えられる。下館の鬼門（北東）の方向に加茂宮と瑞岸寺が隣接している。
- ・史跡地内の下館周辺の調査による、馬場などの儀礼施設や堅穴住居などの手工業生産施設の配置状況などから、土地の計画的利用、身分による住み分けがなされていたと考えられ、周辺の寺社の配置などからも、江馬氏の計画的な館空間づくりの痕跡を窺うことができる。

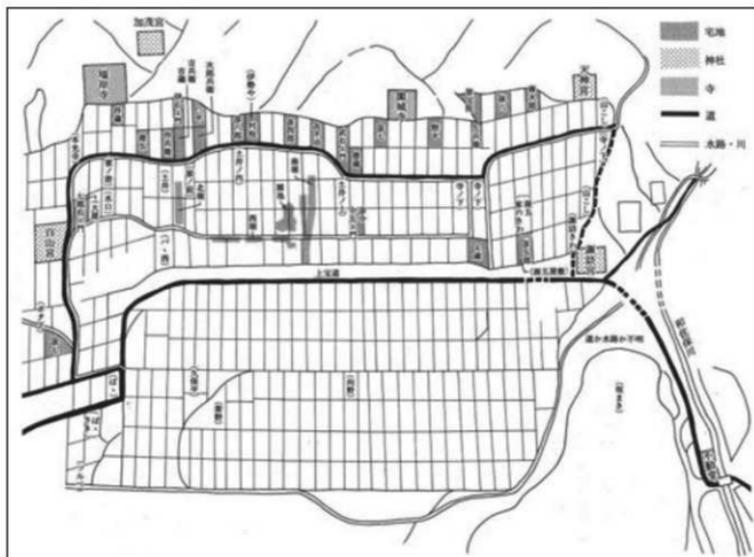


図2-78 吉城郡高原郷阿曾布村殿絵図（江戸末期頃）トレース図（「基本構想」より）

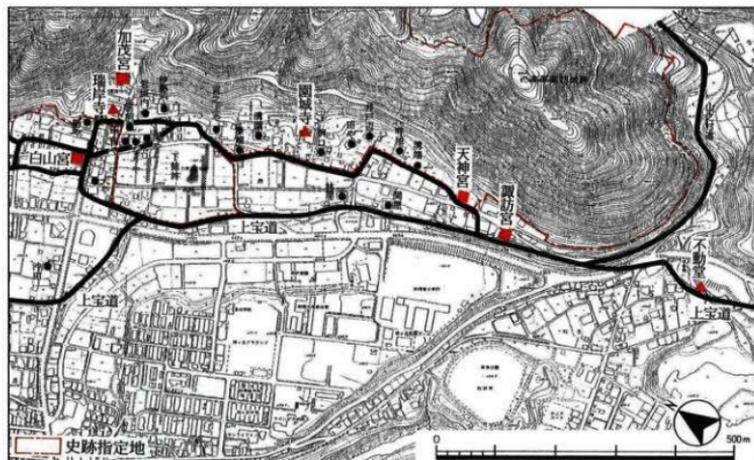


図2-79 江馬氏下館周辺の近世村落復元図（「基本構想」より）